

平成30年3月13日

◎梶原委員長 それでは、商工農林水産委員会を開会します。

(9時59分開会)

御報告します。9日の委員会で、土森委員から経営支援課に対する御質問、中内委員から企業立地課に対する御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付をしています。

《林業振興・環境部》

◎梶原委員長 それでは、林業振興・環境部について行います。

議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎田所林業振興・環境部長 それでは、林業振興・環境部の提出議案及び報告事項について総括的に御説明をします。

まず、平成30年度の当初予算議案から御説明をします。

お手元にお配りしています議案補足説明資料の青色のインデックス林業振興・環境部をお願いします。

1ページは、当初予算の総括表です。

一般会計の合計は142億2,000万円余りで、平成29年度の当初予算額と比べますと5,000万円余りの減額で、対前年度比99.6%となっています。

次に、特別会計ですが、県営林事業は、県営林の適正な管理運営に必要な経費として、ほぼ前年度並みの2億8,000万円余りとなっています。林業・木材産業改善資金助成事業は、林業者や木材産業事業者への融資のための経費としまして15億円余りで、対前年度比93.8%となっています。土地取得事業は、高知県自然保護基金により取得した土地の維持管理に要する経費として、ほぼ前年度並みの135万8,000円を計上しています。

次に、2ページをお開きください。

こちらは各課の予算の総括表となっています。

次に、3ページをお願いします。

主要事業の体系表です。事業名の左に枠囲みをしています新や拡は、新規事業及び拡充事業をそれぞれ示したものです。

まず、林業分野におきましては、第3期産業振興計画の5つの柱に基づきまして整理をしています。

1つ目の柱、原木生産のさらなる拡大の生産性の向上による原木の増産ですが、拡充事業の木材安定供給推進事業については、路網整備や伐木搬出を支援しますとともに、主伐時における全木集材と再生林の一貫作業を支援するものです。

拡充事業の2つ目の原木増産推進事業のうち高性能林業機械等整備事業については、高性能林業機械の導入に対して支援するものですが、レンタルに加えましてリースを新たに対象とすることとしまして、これまで機械を購入することが困難でありました事業体を支援することにより生産性の向上を図ることとしています。

次に、持続可能な森林づくりの6項目めにございます県民参加の森づくり推進事業では、森林環境学習フェアや森林環境保全に関する体験ツアーを実施しまして、広く県民の皆様へ森林環境保全に対する意識の向上や関心を深めていただくよう事業を拡充しています。

2つ目の柱、加工体制の強化の拡充事業でございます県産材加工力強化事業では、製材事業体の経営力の強化を図りますため、事業戦略づくりとそのフォローアップを支援してまいります。あわせて、製品の品質向上に向けた施設整備と技術者の育成に関しましても支援してまいります。

3つ目の柱、流通・販売体制の確立の拡充事業の2つ目にございます県産材需要拡大サポート事業では、高知県木材協会内に土佐材センターを設置しまして、木材需要の大半を占める建築用材を主体とするいわゆるA材を核としました木材製品をより高くより多く売るため、外商体制の強化を図り、県産材の外商促進に向けた取り組みを支援してまいります。

次のページをお願いします。

4つ目の柱、木材需要の拡大については、住宅・低層非住宅の建築物における木材利用の促進の下から2つ目の非住宅建築物木造化促進事業において、店舗や事務所といった低層非住宅建築物の木造木質化を促進するため、本県において開発されました新たな木質部材を活用したモデル建築物の設計や内装の開発などを支援することによりまして付加価値を高めて、さらなる木材需要の拡大を図ってまいります。

その次の新規の木育推進事業は、乳幼児が木に触れ親しむ取り組みを支援することにより、森林の保全や木の文化を正しく理解することができる県民を育成し、木材需要の拡大につなげる取り組みを進めてまいります。

5つ目の柱、担い手の育成・確保では、林業大学校の充実・強化の2つ目の林業大学校研修事業費により、来年度専攻課程を設置して本格開校します県立林業大学校において、林業経営の中核を担う人材や林業技術のエキスパート、木造設計のプロデューサーを育成してまいりますとともに、基礎課程、短期課程を通じて、これらの林業を牽引していく人材の育成確保に取り組むこととしています。

あわせて次の、きめ細かな担い手確保の強化の林業労働力確保支援センター事業により、フォレストスクールの実施、U・Iターン就職相談会などを通じて、新たな林業従事者の確保にも取り組んでまいります。

次の5ページをお願いします。

新エネルギービジョンに基づくエネルギー分野におけます新エネルギーの利用の新エネルギー推進事業では、南海トラフ地震対策など大規模災害時の対応としまして、非常用電源となる自家消費型太陽光発電等の導入に対して支援することとしています。

次に、第4次環境基本計画に基づく環境分野におきましては、中ほどの、環境への負荷の少ない循環型社会づくりの、廃棄物の適正処理の推進におけます廃棄物処理対策事業では、南海トラフ地震対策行動計画に基づきまして、災害廃棄物処理に係る対策のさらなる検討を進めていくこととしています。また、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の候補地の現地調査を行うこととしています。

次の自然環境の保全に取り組む自然共生社会づくりの拡充事業、牧野植物園管理運営費では、牧野植物園の新たな魅力を創出するための磨き上げ整備に取り組むこととしています。

次のページをお開きください。

平成29年度の一般会計及び特別会計の補正予算議案について御説明をします。

増額の主なものは、木材産業推進課が所管する間伐などの森林整備に要する経費です。また、減額については、治山事業などの公共事業における国の交付決定額との差による減額が主なものです。そのほか、各事業におけます補助金や委託料などの執行残について減額を行うこととしています。これらによりまして、一般会計では1億1,000万円余りの減額の補正をお願いするものです。

あわせて、治山事業などの債務負担行為の追加や、公共事業、災害復旧事業などの繰越明許費の追加等もお願いをしています。

特別会計については、県営林事業で、立木販売の減などにより3,000万円余りの減額の補正をお願いしています。

また、条例その他議案が4件ございます。1つは、高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案でございまして、土壌汚染対策法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの一部改正に伴い、手数料を新設または改定しようとするものです。このほか、高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案と、権利の放棄に関する議案が2件ございます。

報告事項は、第3期産業振興計画（林業分野）の平成30年度改定のポイント等についてなど5件です。

最後に、当部が所管する審議会の審議経過等については、お手元の資料の最後の赤のインデックス、審議会経過の1ページの平成29年度各種審議会の審議経過等についてをご覧ください。

こちらの表にございますように、それぞれ審議会等を開催しています。

以上、総括的に御説明させていただきましたが、詳細はそれぞれの担当課長から御説明しますので、よろしくお願いします。

◎梶原委員長 続きまして、所管課の説明を求めます。

〈林業環境政策課〉

◎梶原委員長 まず、林業環境政策課の説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 資料No.②議案説明書（当初予算）をお願いします。402ページです。

最初に、歳入から説明します。

8の使用料及び手数料は、森林技術センターで行います試験の手数料が主なものとなっています。

中ほどにございます9国庫支出金については、職員の人件費の一部に充当しています林業普及指導事業交付金です。

次に403ページをごらんください。

12繰入金は、森林環境保全基金などからの繰入金を計上しています。

14諸収入は、森林技術センターが行います試験研究の受託事業収入が主なものとなっています。

続きまして、404ページをごらんください。

歳出について御説明します。

右端の説明欄の記載に沿って、主なものを御説明します。

まず、404ページの下の方から405ページに続いています林業政策費のうちの1人件費ですが、林業振興・環境部の林業関係職員のうち県費による149人分の人件費を計上しています。

次の2森林諸費と中ほどにございます3企画調整費は、部内の調整事務などに要する経費です。

4の木文化県構想推進事業費です。これは、すぐれた木造建築物や本県の木の文化県構想の推進に功績があった団体の表彰に要する経費などを計上しています。

5森林公園等管理運営費は、県立の甫喜ヶ峰森林公園と、次のページに続いています。森林研修センター情報交流館の管理運営に要する経費などです。

406ページの、続きまして次に、6の県民参加の森づくり推進費です。これは森林環境税を活用した事業に要する費用です。

2つ目にごございます森林環境税情報誌作成等委託料ですが、森林環境税を活用したさまざまな取り組みや森林に関する情報などを県民の皆様にはわかりやすく伝え、森林に対する理解や関心を深めていただくことを目的にしまして情報誌を作成し、小中学校などに配付するものです。

次のこうち山の日県民参加支援事業委託料ですが、幅広く県民からの参加を募り実施する森林保全ボランティア活動の支援業務を委託しようとするものです。

次のインターネットホームページ保守管理委託料は、多くの県民の皆様には森林ボランティア活動に参加していただけるよう、県内で実施されるボランティア活動やイベント情報を提供するためのホームページの保守管理を委託するものです。

次の森林環境学習フェア委託料は、広く県民の皆さんに森林環境保全の重要性を理解し深めていただくための機会の場づくりとしまして、ボランティア活動の紹介ですとか活動募集の場を設けるなど、県民参加の森づくりの原点に立ち返りまして、来年度新たに啓発イベントを開催するものです。

次の森林環境保全活動体験ツアー実施委託料は、本年度開催し好評でした県民参加によるこうち山の日取り組みを拡大しまして、ボランティア活動の参加を広く呼びかけ、植樹などの体験ツアーを実施するものです。

次のこうち山の日推進事業費補助金は、こうち山の日趣旨に沿って、山を大切に作る啓発イベントなどを行う団体に対しまして助成するものです。

次の山の学習支援事業費補助金ですが、総合的な学習の時間などを使いまして、森林環境教育を実施します小中学校へ市町村教育委員会を通じて補助を行うものです。

次の森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金は、国において平成25年度から、地域住民が森林所有者と協力して里山林の保全管理を行う取り組みなどに対しまして助成をしていますが、平成29年度から助成費の一部を地元自治体が負担する取り扱いになりましたもので、当該補助金により支援を行うものです。

7 森林環境保全基金積立金ですが、森林環境税の税収相当分とその運用益などを森林環境保全基金へ積み立てるものです。

次に、林業試験研究費についてです。

1 森林技術センター管理運営費ですが、事務所の清掃や警備、センター敷地内の除草や植木の剪定などの維持管理費の委託、それから試験機器の保守点検の委託などに要する経費です。

2 林業試験研究費は、森林技術センターで行います試験研究に要する経費で、産業振興計画の推進に資する研究を中心に、民間企業などと連携しながら取り組むこととしています。

続きまして、環境政策費の1 協働の森づくり事業費ですが、企業からの協賛金をもとに行われています荒廃した森林の整備や企業と地域との交流活動を中心とした事業を推進していくための経費です。

このうち、CO₂吸収認証制度運営委託料は、協働の森づくり事業を整備した森林のCO₂吸収量を認証し、協賛いただいた企業に吸収証書を交付しようとするものです。

資料の408ページをおあけください。

フォーラム開催委託料ですが、県内企業や県民の皆様に協働の森づくり事業について理解と関心を深めていただくとともに、事業への参加を広く呼びかけることを目的にフォーラムを開催するものです。

以上によりまして、当課の平成30年度当初予算の総額は17億8,900万円余りで、前年度に比べまして120万円余りの増額となっています。

続きまして、平成29年度補正予算案について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の211ページです。

最初に歳入について御説明します。

森林環境保全寄附金としまして、この1月に30万円の御寄附をいただいています。

続きまして、歳出、212ページをお願いします。

資料の右端にございます説明欄の1人件費の市町村派遣職員費負担金ですが、当部の林業分野におけます人事交流で仁淀川町から派遣いただいています職員の人件費に係る負担金です。

2 森林環境保全基金積立金については、平成29年度の税込額が当初予算額を上回る見込みとなったため増額するものです。

最後に、3 森林整備加速化・林業再生基金積立金は、国の交付金を受け取った平成28年度繰越事業の執行残額を積み立てるものです。

以上で林業環境政策課からの説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎下村委員 1つ教えていただきたいんですが、例えば今、山の学習支援事業なんかで、子供たちに対して山の大切さであったりとか保全の大切さであったりとかという教育されているんですけど、自分よく思うのが、山を起因として、例えば川とか海とかにもいろんな影響が及ぶと思うんですけど、そのあたりの教育はどんな感じになっているんでしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 今御質問がありましたこうち山の日推進事業ですが、県下全体のNPO団体ですとかいろんな活動団体にそれぞれ助成して、主に森林環境教育を行うイベントとかそういったものに助成しています。例えば、海の清掃であるとか川の清掃であるとか、そういったところには今現在のところは直接の支援は行うところはないと思っておりますが、その御趣旨を踏まえまして、最終的には森林の恵みが川、海につながるというところですので、今後、森、川、海、一体となった教育もその中にも見れるのではないかと、このことを今後検討してまいりたいと思います。

◎下村委員 最近、特に山の崩壊であったりとか、自分たちの町なんかは長い海岸線があって、大水が出るたびに海岸では山から流れてきたと思われる材とか川に繁茂していた

アシとかそういったものがたくさん漂着するんですけど、そういうところもきちんと森の教育の中で、環境をちゃんとしていないとこうなってしまうよ、というところをもっとわかる感じの教育が今後すごく大切になるんじゃないかと思いますので、前向きな御答弁がありましたので、ぜひ検討していただけたらと、そのように思いますけれど、よろしくをお願いします。

◎横山委員 国費の森林環境譲与税ですかね、先にこうなって、県としても継続していきたいという、さらに森林環境税の用途を広く磨き上げていくという意味合いが大きいかなと思うんですけど、その中において、今、子供たちは山のことについて、総合的な学習ということで、どんなふうに取り組みどれぐらいの規模の学校がやられているのか、その辺お聞きしたい。

◎坂本林業環境政策課長 山の学習支援事業ですが、県から直接の補助金としまして市町村教委を通じて各小中学校に助成しています。今年度は、県内68校の小中学校に支援いたしまして、大体は総合学習の時間を使いながら、それからあとは理科ですとか社会ですとかその教科に該当する分も使いながら、森林の恵みに関連するようなことを直接、山とかそういったところへ行く場合のバス代ですとか報奨金などを活用してさまざまな事業を行っていただいています。定額ということで、参加人数によりまして20万円から70万円程度まで、その事業費内でおさまれば全額出ますもので、学校からは大切にやってほしいという非常に要望の強い事業です。そういったところで、授業を受けた生徒さんの教室内では得られないような感性といいますか、そういったところに非常に結びついておる効果的な事業ではないかと思っています。

◎横山委員 いの町にも加茂山という山があって、この前、その加茂山のある会合に出たら、伊野小学校の生徒が加茂山に上がって学習をするって、恐らくこれ総合的な学習の一環なのかなと今思って聞きました。当然、高知県の森林、山はどこにでもあると思うんですけど、特に中山間以外、高知市内の学校の子供たちも山に常に親しんでもらうのが、また郷土を愛するというかふるさとに対する教育になると思うんですけど、市内の学校の取り組みについてどうでしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 数としては高知市内の学校が一番多いので、利用も高知市内が一番多くなっています。ただ、すべての学校というわけにはまいりませんので、そういったところも、森林環境税を使います外部委員から成る基金の運営委員会から、できるだけ多くの学校に利用していただく工夫をするようにという御指摘を受けております。今まででしたら、教育委員会の各ブロックごとの指導主事会がございますので、そこに出向いてPRをしてまいりましたが、来年度からは校長会の場を通じてPRさせていただきますとお願いをしています。あと、各市町村の教育長が集まります会もございますので、そちらにも積極的に出向いていきたいと今思っています。

◎横山委員 森林・山村多面的機能発揮対策支援事業費補助金、これ地域で自発的にどうか、山を守るような取り組みをされている応援団というか、そういうふうな方々に対する支援だろうと思っているんですけど。先ほど課長おっしゃられていましたが、市町村が入って支援するようになった、それでまた県も継続的に支援をしているというふうな中において、どのようにその方たちの活動をさらにサポートしていけるのかということについて御説明をお願いします。

◎坂本林業環境政策課長 本年度から森林環境税を使いまして、県のほうで継ぎ足し6分の1で、市町村も6分の1助成して、団体が自己経費を使いながらその経費の中でやりくりしておるといふ事業です。実際は、国のほうから受け入れ団体となります指定された森と緑の会が審査会を開きまして、その中で選定をされた事業をフォローアップしながら、最終、事業として確認もしていくという流れでやっています。県としての直接の支援は経費になってきますが、その事業の進捗管理の中で助言なりアドバイスなりをしています。

◎横山委員 実際その団体ですね、先ほどおっしゃられた認可されている団体はしっかりふえているというか、状況はどうか。

◎坂本林業環境政策課長 28年度ベースで実績が出ている団体数でいいますと、67団体ということで、前回の議会のときに私、森林環境税のボランティア団体が若干減っておるといふ報告させていただきましたが、どちらかというところ、この多面的団体のほうが一定経費も定額でもらえますので、こちらのほうに流れておるところもございます。そういったところで、こちらのほうがより活発化しておるのかなと分析しています。

◎横山委員 私も地域に行き、この活動をしている方たちともお会いしていろいろ話して、本当に自発的に一生懸命取り組まれているなあと感じています。県としてもこれから継続的に支援もしていただきたいし、市町村と連携してやっていただきたいと思っておりますけれど、この団体の意義ですよね、そのことについて県としてどう捉えているか、御所見をお願いしたいと思います。

◎坂本林業環境政策課長 先ほど私、定額と申しましたが、基本的に国に定められた額ですので、ありったけの額ではない、一定必要最小限、ボランティアを主とした額ですので、活動によってみずから実質必要な経費しか出ません。人件費は余り出ない部分がございますので、そういったところで自発的な活動を促す事業として非常に有効ではないかなと思っています。そういった面で、県としてもできるだけ今後もサポートしていきたいなと思っています。

◎大野委員 県の森林環境税なんですけれども、私も元市町村の職員で、年間500円ですか、徴収して、その中で住民の方から、これ一体どういうもんに使われるんよって、結構聞かれることがあったんです。なかなか答えにくい部分があって、基金に積みゆう部分もあったりとか、あとソフト事業が主なんですよね。今度も国の森林環境税も入ってくると

ということで、さび分けなんかしつかりする必要もあると思うんですけども、こういう事業ですよと、ざっくり言えるようなものがあつたら自分もこれから先ありがたいかなあと、思うんです。例えば基金事業であれば、こればあ積んでこういうことやりよりますよ、ソフト事業はこういうことやりよりますよというのがはっきりわかるもんがあればありがたいかなと思うんですが。

◎坂本林業環境政策課長 基金の成果については、12月議会の中で概要で御報告させていただきました。森林環境税の目的としましては、森林整備ということで始まっていますので間伐がメインなのかと思っています。ただ、言われますように、山の奥のほうでやりますもので、県民の方には非常に成果が見えづらいのは設立当初からの課題ではございます。そういったところと、あと当初はございましたが、途中から鹿の被害対策ということで、わなの配付ですとかそういったところで県内幅広く配付することで、おかげさまで鹿の生息数は減っておるというところに一定成果が見えておるのではないかと思います。ただ、前回御説明しましたように、より広域化していると、密度が広がって広域化しておるというところで、また今後引き続きそこも対策が必要なのではないかと思います。一定そういったハード事業では成果が数字上は見やすいのかなと、間伐面積ですとか、思っています。

普及啓発については、成果という面ではなかなか数字ではあらわれにくいところですが、高知県は森林環境税を全国初で始めまして、もう15年やってきましたので、それを受けた子供がもう大人になられて、高知県としてはそういった意識を持った県民がふえてきておるのではないかなと思います。そういったところは今後も引き続きやっていきたいと思えます。明確に県民の方にお示しするものとしましては、ホームページ、パンフレットですとかそういったものではお知らせしていますし、あと先ほど申しました全小中学生に森林環境税の情報誌をお配りしています。それから、いろんな図書館ですとか喫茶店ですとかあらゆるところに置いてありますので、そういったところで手にとって見ていただけたらと思います。その情報誌の中にいかにわかりやすく今の若い世代にも伝わるようにということで、来年度予算の中で、見直しも必要だという御意見もございましたので、一定経費としては圧縮しつつ中身を充実させて、例えばですけど、動画で見れるようなものにリンクした情報誌にするとか、そういったことを来年度プロポーザルの中で提案していただきたいと考えています。

◎大野委員 なかなか自分なんか説明しにくい部分もあって、今後国の税も入ってくるということで、やっぱり明確な形で、県は県、こういうことですよ。国はこういうことですよというのがはっきりと言える形の何かあればありがたいなと思っています。

◎田所林業振興・環境部長 その点については、今回、次の5年間の県の森林環境税、延長をさせていただきたいということで、条例改正のほうも議案を提出しています。委員会

での説明は、総務委員会で税務課からされていますけれども、委員おっしゃられた国の税と県の税との関係性、ここについてもしっかりと整理をさせていただくように考えております。基本的に国の税は、これまで手入れがされていないような森林を市町村が主体となって整備していく、その経費に充てるのがメインです。本県の森林環境税については、森林整備という面でいえば、みずから整備したいという意思のある方に対しての支援ということと、もう一つはやはり高知県の大切な森林というものに対する意識というものを県民の皆様にしっかり持っていただくということです。森の果たす役割、多面的機能とか木材の生産機能もございますので、そういったことをしっかりとお伝えできるような各種イベントとか教育関係にも、しっかりと活用させていただくということで考えておるところです。国の税について、今後、まだ詳細な面が出てきておりませんので、県の税の使い道とかぶるんじゃないかなろうかというようなことがあれば、そのときにしっかりと検討して、必要な措置を講じるという一項も条例へつけていますので、そこでしっかりと対応していきたいと思います。

◎大野委員 山出身の自分としては、これからそういうことになっていくということでありがたい話なんですけれども、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

◎梶原委員長 先ほどから少し質疑があった山の学習支援事業費なんですけど、各学校のほうからもこういう事業はぜひもっとやってほしいという要望があるともお聞きしました。今年度は150万円ぐらいですか、予算もふえていますし、補正予算でも減額等々がない、しっかりとこの事業されているということなんですけど、これまでそれぞれの市町村、学校組合、学校法人へ補助していたのが、今年度から森と緑の会を通しての交付という、これ何か今までふぐあい何か何かがあったんですか。

◎坂本林業環境政策課長 森と緑の会に委託するようになりましたのは、1つは、早期に着手をしたいというニーズがございました。県を通しますと、どうしても会計処理ですとか林業事務所を通して上がってくる。その時間的な経過から、早くても6月ぐらいの決定になっていましたので、事務処理上の早期に着手できるのが1点目です。それから、県全体のアウトソーシングの流れの中で、林業事務所が受け付けして検査するとかといった業務を一括して森と緑の会にやっていただくことという、業務の効率化も観点としてございます。

◎梶原委員長 資料では、29年度の実績が67校になっていますが、その後も含めて68校とお答えもいただきました。その対象は、小中の割合であるとか、先ほど横山委員の質問では、数的には高知市内が多いと答弁されていましたが、継続して何度も利用される学校が多いのか、新たに利用される学校がふえているのか。また市町村、小中の割合であるとか。それと下村委員の話にもありましたけれど、地形的に平地そして海岸とかさまざまな人に対して森の理解を深めるように、これまでもずっと課題とされてきた森林環境学習に

取り組む学校を拡大していく必要があると、それが少しずつできている状況なのかどうか、その辺をもう少し詳しく御説明をいただけますか。

◎坂本林業環境政策課長 小中学校の割合ですが、来年度予算で申しますと、要望のあったもので小学校が50校余り、中学校が10校余りということで、大体そういった割合で継続的に使われています。

それから、高知市内の小学校ですが、そのうち大体十二、三校というところが使っています。市町村の中では一番多うございます。

継続しているところ、新たな学校というところですが、大まかに言いますと継続が8割、残り2割が新たに入れかわっておるところです。来年度は、海沿い、土佐清水ですかそういったところもございますし、なかなかいいという評判を聞いてやるということも聞いていますので、新たな展開も見せつつ、山の学習ではない、また別の事業に移られる小学校もあるのではないかと思います。

◎梶原委員長 予算的には、平成29年度が1,650万円で平成30年が1,800万円、森と緑の会の必要経費とかかかったら、事業的な意味合いでいうたら予算額は大体同規模程度と考えるのか、少しでもふやしたと考えるのか、どちらになりますかね。

◎坂本林業環境政策課長 事業的にはほぼ同程度でその委託料を乗せていますが、若干増をして、それに委託料が入っています。

◎梶原委員長 先ほど御説明でも言われたように、教育長会を初めさまざまところで積極的に周知をしていくということもおっしゃられました。また、これまでの課題としても、取り組む学校を拡大させていくということですので、そういう活用する学校がふえたらしっかりそういう方にも対応できるようにお願いをしたいと思います。

◎塚地委員 CO₂の吸収認証制度のことなんですけれども、協働の森づくりということで、企業の皆さんが参加してくださって、排出者責任をある意味ちゃんと負っていただくという事業だと思うんです。今回の国の森林環境税の関係で、そこがちょっと明確になっていないなという問題意識は持っています。それはまた別の話なんですけれども、これは随分と協賛の企業がふえている状況なんですか。

◎坂本林業環境政策課長 ことしについては、新たに企業は1件ふえていますが、ここ数年はそんなにどんどんふえているという状況ではございません。大体更新はしていただいていますけれども、新規開拓が余りできていないのが今の1つの課題です。

◎塚地委員 これができたときは、鳴り物入りでできたというか、すごい企業イメージもよくなるしというようなことでしたが、最近余り、ちょっと下火かなという雰囲気は私も持っています。そこの部分のアピールはもう少ししていただいて協賛企業を広げること、今いくつの企業がしているんですか。

◎坂本林業環境政策課長 現在、45協定中です。市町村数でいいますと22市町村です。

◎塚地委員 やっぱり一定拡大目標みたいなもんがないと目的意識化しないと思うんで、その部分を計画的に、例えば50企業に持っていかとか拡大方向を県としても持って取り組んでいただきたいなと思います。

◎坂本林業環境政策課長 私もずっとそのことは課題とっておきまして、私が思っていますのは、県内企業にもより働きかけていきたいなと思っています。今、大手の会社は入っていただいています、それ以外にもいろいろこちらからもプッシュしたいなと思っています。

◎大野委員 もう一度、今の委員長の話聞いてちょっとあれっと思ったんですけども、この山の学習支援事業なんですけれども、これは森と緑の会から市町村の教育委員会への補助ということですよ。

◎坂本林業環境政策課長 県から森と緑の会を通じての補助です。

◎大野委員 通じての補助ですよ。そこを通す意味はどういう意味があるんですかね。

◎坂本林業環境政策課長 先ほど言いましたように、県直営でやりますと、時間的なものがかかります。どうしても審査事務ですとか支出事務ですとかそういったものに時間を要しますもので、早くても6月ぐらいからじゃないと各小中学校が着手できないといったところから、早くやりたいという要望もございましたので、そういうところをお願いしたいというところですよ。

それから、森と緑の会自身がこうち山の日の推進事業の補助金も受けています。そういった事業とあわせてほかの自主事業も行っておりまして、各市町村教育委員会を年間ずっと全部回るということをしています。そういったところで、より掘り起こしもできるのかなといったところも狙いとしては入っています。

◎大野委員 実際に事業をされるのは森と緑の会がやられるということではないんですよ。

◎坂本林業環境政策課長 違います。

◎大野委員 全然違うんですよ。どういった団体がそれは行うようになるんですか。

◎坂本林業環境政策課長 山の学習支援事業については、教育委員会を通じて小学校、中学校です。

◎大野委員 授業の中でやるということですよ。

◎坂本林業環境政策課長 県から森と緑の会に通じてお金が行って、そこから各市町村教委にお金が行って、小中学校が使うという流れになります、お金の流れでいいますと。実際使うのは小中学校です。

◎大野委員 直でこれは教育委員会への補助ということにはならんのですよね、やっぱりそれは。

◎坂本林業環境政策課長 直接お金が行くのは市町村教育委員会です。教育委員会がまと

めて、各学校へそれぞれの支払いといたしますか、それを行っておる。小中学校からの申請があって、それを市町村教委が取りまとめて、支払うのは市町村教育委員会になります、直接の支払いは。

◎大野委員 森と緑の会から支払い。

◎坂本林業環境政策課長 はい。

◎梶原委員長 これまで直接していたのを、今回委託として、県の事業をかわりに委託を受けた森と緑の会がするということですよ。

◎大野委員 森と緑の会はどういう役割をするのでしょうか。

◎梶原委員長 県の事業を委託ということで。

◎大野委員 でも、実施はせんがですよ。そこが全然その事業はしない。

◎坂本林業環境政策課長 実施はしません。今まで培ってきたノウハウ、森林環境教育のノウハウもございますし、そういった面でのいろんなスタッフもいますので、アドバイスもできます。それから申請の受け付けとか検査とかそういったところを県の職員がやっていたもので、そこを一括してやっていただけたところが効率的になるのかなど。

◎大野委員 ということは、森と緑の会がお手伝いをして、そういうことも教育委員会とも一緒にやっつけていかれるということですよ。

◎坂本林業環境政策課長 そうです。県の職員であれば異動もありますけれど、非常にノウハウとしては持っていますので、そういったところでいろんな蓄積をアドバイスできると思っています。

◎横山委員 こうち山の日、これ大事な県民の参加の日だと思っていまして、森林保全ボランティアを募集したり、いろんな県民の森林保全活動に対する呼びかけをしているんだと思うんですけども、ボランティアというか、当日の参加者とか、さまざまその実数はふえてきているのかどうか、その現状をお聞かせください。

◎坂本林業環境政策課長 現在、県に登録しておるボランティア団体が30団体。人数でいいますと1,000名程度ございます。これについては、ふえておるというよりは現状維持でございまして、そこが一つの課題になっています。

◎横山委員 山の日をこれから先も磨き上げていって、団体数、ボランティアの参加者数も、この総合的な学習などいろんな地域でやっていることも結びつけて、高知県ではこうち山の日をしっかりとやっているんだよということも地域で学校教育の場面とかさまざまな文化、生活の場面とかで呼びかけていくことで、またこうち山の日に参加者とかボランティア団体とかもふえてくるんじゃないかと思うんです。もっと幅広く、我々の生活、教育面に対して啓発していく磨き上げ、その辺についての御所見はどうでしょうか。

◎坂本林業環境政策課長 来年度事業の中では、先ほど申しました、1つは森林環境フェアで、今まで森林環境教育に関する啓発イベントがございませんでした。森林環境税がで

きた当初はありましたが、ここずっとなかったもので、そういった場を設けさせていただきまして、先ほど申しました森林環境ボランティア、森林保全ボランティアのPRですとか募集も1つは行っていきたい。それから、森林環境情報誌です。その中で活動団体の紹介ですとか、そこに、できましたら動画で取り組み内容を紹介するとか、そういったものができたらと思っています。そういったところをさまざまなメディアを使いながらPRしていくことで、より幅広い皆様の参加を募りたい。

それからもう一つは、ことし森林環境保全ツアーを行いまして、110名参加しました。甫喜ヶ峰のアセビの木というちっちゃい木を子供も一緒に切ってくれて、最近の子供は、のこぎりを使うことがないということで、非常におもしろく楽しんでいただいたので、そういった面もより広げていきたいなと思っています。

◎横山委員 こうち山の日、大切な我々の県民の日だと思いますし、何を申しても、やはりこのボランティア団体の皆様のありがたさをこうち山の日の意義とリンクして、このボランティア団体の皆さんの活動をいろんなところで周知していただいて広げていってもらうようにということをお願いいたします。

◎田所林業振興・環境部長 28年度の決算特別委員会の中で、県の森林環境税の活用について、もう少しボランティアとかの取り組みをしっかりとやる必要があるんじゃないかという御意見をいただいています。それを踏まえまして、来年度予算のほうも組み立てをしておりまして、ボランティア団体の育成について啓発とあわせてしっかりとやっていきます

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈森づくり推進課〉

◎梶原委員長 次に、森づくり推進課の説明を求めます。

◎塚本森づくり推進課長 それでは、当課の予算議案を説明します。

まず、平成30年度の当初予算について御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の409ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明します。

9 国庫支出金の2 国庫補助金の8 林業振興環境費補助金の右端の説明欄をごらんください。

一番上の森林環境保全整備事業費補助金は、森林整備公社が森林の間伐などの整備を行うための事業に充てるものです。

3 番目の林業振興地方公共団体事業費補助金は、林業大学の研修生を支援する緑の青年就業準備給付事業に充てるものです。

410ページをお願いします。

科目欄の上から3つ目の2 基金繰入金ですが、その下に記載しています3つの基金を活用し、担い手の確保育成対策、森林経営計画の作成支援などに充てるものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明します。

411ページをお願いします。

右端の説明欄をごらんください。

1の森林整備公社助成事業費ですが、森林整備公社が取り組みます経営改善に対する支援です。

上から3番目の森林整備公社造林事業費補助金は、国庫補助事業により公社が実施する間伐等に対して助成するものです。

その下の森林整備公社利子助成補助金は、日本政策金融公庫から融資を受けた造林資金の利払いに対する助成です。

次のページをごらんください。

上から2番目の森林整備公社貸付金は、日本政策金融公庫からの借入金の償還に必要な資金を公社に貸し付けるものです。

次に、3の森林研修センター研修館管理運営費の管理運営委託料は、香美市にございます森林研修センター研修館の管理運営に要する経費です。

次に、4の人づくり推進事業費の上から3つ目の新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料は、就業希望者からの就業相談や情報提供を行うため、林業労働力確保支援センターにアドバイザーを配置し、新規就業者を確保していこうとするものです。

一番下の森林整備担い手確保育成対策事業費補助金は、林業事業体が支出する林業退職金共済制度掛金に対する支援です。

次のページをごらんください。

一番上の林業労働力確保支援センター事業費補助金は、林業労働力確保支援センターが行う林業技術者養成研修や林業事業体からの雇用情報の収集、県内の高校生などへのPR活動、都市部でのフォレストスクールや個別相談会の開催など、林業就業者の確保や技術力向上のための取り組みに対して支援するものです。

次の林業労働安全衛生対策事業費補助金は、振動障害等を予防するため、一人親方などを対象とした特殊健診と、林業事業体が行う雇用者の労働安全確保のための安全防具の購入などに補助するものです。

次の特用林産業新規就業者支援事業費補助金は、市町村が、新規就業を目指す方々の生産技術を習得するための研修の助成金や研修指導者に謝金を支給する場合に、その経費の一部を県が補助するものです。

次の小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金は、小規模林業者が自主的に行う現場研修会に指導者を派遣する経費や安全指導者が作業現場を巡回する経費に対して支援するものです。

次の小規模林業総合支援事業費補助金は、市町村が、NPO団体などが実施する技術研

修や事業地を確保するために行う林地集約化の取り組みなどに支援する場合に、その経費の一部を助成するものです。

次に、5の林業大学校運営費と6の林業大学校研修事業費ですが、この4月に本格開校いたします林業大学校の概要について御説明します。

議案補足説明資料の赤色のインデックス森づくり推進課の7ページをごらんください。

平成27年4月に基礎課程及び短期課程により先行開校いたしました林業学校ですが、左上に写真がございます世界的な建築家である隈研吾さんを初代校長にお迎えして、この4月から県立林業大学校として本格開校します。教育内容も、隈校長の写真の右隣に記載していますとおり、森林管理、林業技術、木造設計の3つのコースから成る専攻課程を新設し、林業のエキスパートから木造建築を提案できる建築士まで幅広い担い手を養成していくこととしています。

専攻課程の各コースの定員は10名となっており、学校全体の定員はこれまでの20名から50名へと大幅に増加します。さらに、右下の写真にありますように、本格開校に際して建設を進めていました新校舎は昨年9月に、また大型実習棟は本年2月にそれぞれ完成し、学習環境も整備されました。

なお、この3月に卒業する基礎課程3期生の20名ですが、12名は県内の林業事業体に就職し、8名は専攻課程に進学します。

また、平成30年度の研修生の確保状況ですが、基礎課程は定員の20名を超える22名が、専攻課程については森林管理コースが5名、林業技術コースが6名、木造設計コースが7名となっています。専攻課程については、定員に若干あきがございますことから、現在追加募集を行っているところです。

補足説明資料は以上です。

もとの資料の413ページにお戻りください。

5の林業大学校運営費ですが、上から3つ目の広報等委託料は、研修生募集用のパンフレットなどの作成や発送、ホームページの保守管理などを委託するものです。

一番下の事務費は、新校舎の庁舎管理や運営等に必要な経費です。

次に、6の林業学校研修事業費ですが、1つ目の林業大学校研修業務等委託料は、短期課程の企画運営、基礎課程及び専攻課程における資格講習の業務などを委託するものです。

次のページをごらんください。

緑の青年就業準備給付事業費補助金は、研修生が安心して研修に専念できるよう、年額で最大165万円を給付するものです。

その下の事務費ですが、研修を行うために必要な外部講師の謝金や旅費、チェーンソーや安全対策用品などの備品の購入費や需用費です。

7の森林林業活性化推進事業費については、林業労働力等調査委託料は、林業労働力の就労状況、林業機械器具及び素材生産量に関する調査分析業務等を委託するものです。

上から4つ目の事務費は、主に林業普及指導員が資質の向上を図るために受講する研修への参加旅費や、各地域において行う林業技術などの普及活動に要する事務費となっています。

次に、8の森林計画事業費についてですが、上から3つ目に記載しています森林情報管理システム保守委託料は、県下の森林情報を管理する森林情報管理システム、いわゆる森林GISのシステム保守を委託するものです。

その下の森林計画図修正委託料と森林計画データ入力委託料は、地域森林計画に附属する森林計画図の修正や間伐施業履歴データの森林GISの入力を委託するものです。

下から2つ目の森林情報管理システム改修委託料は、林地台帳共有システム供用開始に伴う森林GISの機能拡充に要する経費です。詳しくは議案補足説明資料により説明します。

赤色のインデックス森づくり推進課の8ページをごらんください。

林地台帳については、上の左端の現状・課題に記載していますとおり、原木増産に向けて施業の効率化が重要となっている一方で、所有者や境界が不明確な森林が増加し、集約化が進まないことから、その右の枠囲いに記載していますとおり平成28年5月に森林法の一部が改正され、市町村が森林所有者情報を一元的に取りまとめ、森林組合などの担い手に提供する林地台帳制度が創設されました。国では経過措置を設け、平成31年3月末までに整備することとしていますが、本県では、右の枠囲いのポイント1に記載していますとおり、国の示すスケジュールを1年早めまして、この4月に公表することといたしました。それに伴い、下のポンチ絵に記載しています総合行政ネットワークにより、森林情報を市町村と県で共有する林地台帳共有システムの供用を平成30年度から開始します。さらにポイント2に記載していますとおり、システム運営に当たり、市町村へのサポート体制を強化するために、問い合わせ機能を追加するなど、森林GISの機能拡充を行うこととしています。

補足説明資料については以上です。

それでは、もとの資料の415ページにお戻りください。

9の森林整備地域活動支援事業費の上から2つ目の森林整備地域活動支援交付金は、林業事業体などが施業地の集約化を進めるために必要な森林調査や、森林所有者などの合意形成活動、境界の確認や測量等に対して支援するものです。

最後の11の県営林事業特別会計繰出金は、後ほど説明します県営林事業特別会計を維持するために一般会計から所要の資金を繰り出すものです。

以上、当課の平成30年の当初予算の総額は12億2,359万6,000円となっており、前年度よ

り3億9,702万5,000円の減となっています。減額の主な理由は、林業大学校の校舎などの施設整備が終了したことなどによるものです。

続きまして、県営林事業特別会計について御説明します。

819ページをお開きください。

歳入は、収入間伐などに伴う財産売却収入と一般会計からの繰入金などです。

820ページをお開きください。

歳出の主な事業について御説明します。

右端の説明欄をごらんください。

1 県営林造林事業費の事業実施委託料ですが、県営林の境界管理や現地調査などを森林整備公社へ委託するものです。

次の立木処分費の2つ目の立木処分地主分配金は、県行造林の立木販売などに伴う収益の森林所有者への分配金です。

次のページをごらんください。

事業管理費の4番目の県営林整備事業費負担金は、プロポーザル方式により林業事業体を選定して実施する県営林の間伐などの森林整備に係る負担金です。

一番下に記載しています2 地方債元利償還金は、県営林整備のために地方公共団体金融機関から借り入れた元利償還金と県行造林の分収契約の満了に伴い、借入金の繰上償還を実施するものです。

以上、県営林事業特別会計の平成30年度当初予算の総額は2億8,254万1,000円となっており、前年度より25万円の増となっています。

続きまして、債務負担行為について御説明をします。

823ページをお開きください。

上段の当該年度提出に係る分については、次年度からスタートします県営林の森林整備事業について、平成30年度から6カ年の債務負担行為をお願いするものです。

また、下段の過年度決議済みに係る分は、前年度分までの支出見込み額と当該年度以降の支出予定額です。

次に、平成29年度の補正予算について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の213ページをお開きください。

歳入については、支出に連動して変動したものでして、右端の説明欄に記載しています地方創生推進交付金については、林業学校の運営経費などを国の地方創生推進交付金の新規事業として申請していましたが、不採択となりましたので、これを減額するものです。

次に、歳出の主なものについて御説明します。

214ページ右端の説明の欄をごらんください。

1 の人づくり推進事業費の林業労働力確保支援センター事業費補助金の減は、森林研修

センターで予定していたフォレストリーダー研修などの受講申込者がなく、取りやめたことや、小規模林業に対する安全防護への助成が当初計画を下回ったことによるものです。

次の特用林産業新規就業者支援事業費補助金の減は、平成29年度に研修を開始する新規研修生が当初計画より4名下回ったことから減額するものです。

次の小規模林業総合支援事業費補助金の減は、予定していた市町村が事業実施主体の都合などにより実施を見送るなど、当初計画していた事業量が下回ったことによるものです。

次に、2の林業学校運営費ですが、施設整備等工事請負費は、新校舎の建設工事費が、また次の事務費は、新校舎内に設置する家具などが、それぞれ入札により減額となったことによるものです。

次に、3の林業学校研修費ですが、緑の青年就業準備給付事業費補助金の減は、当初計画していた給付金支給対象者数の減少など実績に伴い減額するものです。

215ページをごらんください。

一番上の事務費の減は、現場実習における技術指導や安全管理を行う外部講師の時間数が当初計画より下回ったことなどによるものです。

4の森林整備地域活動支援事業費の森林整備地域活動支援交付金の減については、森林所有者の同意が得られず、効率的な間伐の実施や作業道の開設が見込めないことなどの理由から計画面積が縮小し、交付金が減少したものです。

5の県営林事業特別会計繰出金の減は、後ほど御説明します県営林特別会計における歳出の減少や、前年度決算における財産収入の剰余金を当該事業に充当することとなったことから減額するものです。

以上、当課の平成29年度一般会計の補正予算については、1億2,488万2,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費の御説明をします。

216ページをお開きください。

森林整備公社助成事業費の繰り越しですが、森林整備公社が実施する搬出間伐や作業道開設などにおいて、事業地の下方道の災害復旧工事による事業のおくれや、土地所有者との協議に日時を要したことなどにより、年度内に完了できなかった箇所に係る事業費を繰り越すものです。

続きまして、県営林特別会計について御説明します。

資料の398ページをお開きください。

歳入について御説明します。

上から3つ目の1財産収入の減については、今年度、立木販売を予定した森林の奥地を地元森林組合が間伐することになり、そのために開設する作業道が対象森林内を通ること

から、販売を次年度に延期し、財産売払収入が減額となったものです。

また、3繰越金の増については、先ほど一般会計の補正予算において御説明しましたように、前年度決算における財産収入の余剰金を充当するものです。

続きまして、歳出について主なものについて御説明します。

資料の399ページ右端の説明欄をごらんください。

1立木処分費の立木処分地主分配金の減は、先ほども御説明しましたとおり、予定した立木販売を中止したことから、当初計画していた土地所有者への配当金を減額するものです。

次のページをお開きください。

一番上の県営林整備事業費負担金の減は、作業員の離職などによる作業班の配置が困難となった事業地が発生し、事業量の縮小をせざるを得なくなったことや、作業道の線形変更による開設延長の減などのため事業費が減額となったことから、負担金を減額するものです。

最後の2地方債元利償還金は、当初計画していた立木販売が実施できず、金融機関への繰上償還ができなかったことにより減額するものです。

以上、県営林特別会計の補正予算については、3,772万4,000円の減額をお願いするものです。

森づくり推進課は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 森林整備公社の経営はどうですかね。

◎塚本森づくり推進課長 経営状態については、5カ年連続で単年度収支が黒字ということで、経営改善に取り組んでいるところです。

◎中内委員 収支はどうなっちゃう。

◎塚本森づくり推進課長 収支は黒字です。ただ、単年度収支は黒字ですが、全体的な収支といいますか経済状況については借入金が多いということにして、債務超過という状況になっています。

◎中内委員 もっと詳しく言うてくれますか。

◎塚本森づくり推進課長 森林整備公社ですけれど、20年度までの負債総額については277億円になっています。これについては、主には公庫からの借入金になっていますが、この償還が21年度から始まりましたので、その分を公社の黒字の部分、それから黒字と申しましても、昭和36年から造林を始めましたので、まだまだ伐採収穫ができる森林は少のうございますので、収入が上がらない分については、県からの貸し付けの元利の償還金については貸し付けるという形、それから利子については助成金ということで県から助成をしているところです。

◎横山委員 林業を成長産業化ということで、それを達成するためには、やはり担い手ですよね、人をつくっていかないかんとということで、人づくり推進事業費で新規就業者職業紹介アドバイザー業務委託料、就業希望者であったり林業事業体それぞれの要望を受けて就業相談とか情報提供を行っているということなんですけれど。活動状況であったり、どれぐらいの相談があったり、最終的にはマッチングといいますか要望が達成された、そのような事例をお聞かせください。

◎塚本森づくり推進課長 新規就業者アドバイザーは、雇用相談と認定事業体からの委託を受けまして就業者のあっせんということもやっています。

雇用相談の件数ですが、平成27年度は374件でしたが、平成28年度は585件と大幅にふえています。また、あっせん件数についても、27年度は7件だったものが28年度18件。それからそのようなことで、就業した人数については、平成27年度は7人であったものが28年度は18人ということで大幅にふえているところです。

この新規就業者アドバイザーですが、県内の事業体でありますとか、就業を希望する方の相談にプラスいたしまして、高等学校なども訪問をしています。毎年、県下のすべての高校などを訪問し、特に林業大学校が開校したこともございまして、林業学校の担当者とともに7月中にかけて行っているところです。あとフォレストスクールのような、都市圏で開催する、そうした高知県の林業を紹介するイベントにも参加をしまして、非常にその行動範囲といいますか活動状況は活発化しているところです。

◎横山委員 大変成果も出て、活動を十分されていることがよくわかりました。さらに取り組んでいただきたいと思います。

先ほど課長がおっしゃられましたフォレストスクール、平成29年度に新たに開始しましたけれども、この取り組みと成果についてどのように総括されているのか、また平成30年度の事業費は29年の当初との比較で約8割水準ですけれど、見直しのポイントとしてはどのようなものか、お聞かせください。

◎塚本森づくり推進課長 今年度の実績ですが、東京と大阪の2会場と、それから県内については森林研修センターと高知市、四万十市の3カ所で実施をしています。東京会場については13名、大阪会場では15名で、合計28名でした。うち女性の参加が4名です。また、県内については全部で19名、うち女性は3名です。3回の連続講座でしたが、毎回アンケートなどもとりまして、非常に役に立ったということで好評でしたし、特に東京とか大阪会場については、高知県への移住への関心が高まったという感想もいただいているところです。

受講後の受講生の状況ですが、平成30年度の林業学校の研修生の選考試験に7名が受験をいただきました。内訳ですが、東京会場が2名、大阪会場が1名、高知会場が4名ですので、非常に成果が上がっているのではないかと思います。次年度以降もこういう形でや

っていきたいと考えております。今まで待っていたというところが、外に出て攻めの姿勢で確保していくと、ことしからかじを切ったところで、次年度は、その取り組みはより充実をさせていきたいと。特に東京会場では、今までは土日の週末にやっていましたが、夜間でも開催をしようということで、夜間のクール、それから週末のクールと、2つのクールで実施をしようと思っています。ただ事業費について減額になった部分については、これを実施するためのインターネットホームページなどの改修ですとか、それから基本的な計画はことしつくりましたので、それをベースに次年度の開催をするということから、事業費についてはことしよりも少なくなっているところです。

◎横山委員 大変有意義な取り組みだなと聞かせていただきました。先ほどのアドバイザーの件もあったし、このフォレストスクールで林業大学校につなげていくんだとか、高校生もつなげ、いろんなパイプ、さまざまな機関と連携してやっていくことが林業の担い手確保に対して大変重要なんだろうと思うんです。特に本県において移住促進・人材確保センターとの連携も当然図っていかないかんと思うんですが、その辺に関しては御所見どうでしょうか。

◎塚本森づくり推進課長 移住施策との連携は、非常に重要なテーマでして、移住の取り組みでやっています相談会ですとか、そういうのには全て労働力確保支援センターのアドバイザーでありますとか、またうちの森づくりの担い手担当が参加をして対応しているところですよ。

◎横山委員 ぜひまた連携を深めていっていただきたいと思います。

それと、補正の歳入で地方創生推進交付金の減で、先ほど課長の説明のときに、林業学校の運営について不採択になったと御説明ありましたけれど、どのような内容かお聞かせいただけますか。

◎塚本森づくり推進課長 林業学校の運営費で講師の謝金とか、それから生徒指導に係る備品、消耗品ですとか、そういうようなひっくるめたものの運営費を申請していました。ただ、不採択理由は明らかにしていただいております。こちらとして考えられるのは、これが初年度ではなかったということも原因なのかなとは思っています。ただ、正式な理由はお話がございますので、そこのところを対応していくところが今後の課題です。

◎横山委員 地方創生と林業は切っても切り離せない、地方の活性化に林業が活性化するのは私は不可分だと思っていますので、その辺に関してはこれから国へも働きかけていただいて、国の支援も充実してもらう必要があると思いますけれど、部長。

◎田所林業振興・環境部長 担い手の確保は本当に大事なことです。県としてもしっかり取り組みを進めますけれども、それに対する国の支援もしっかりとお願いをしていきたいと考えています。

◎梶原委員長 その件なんですけど、先ほど、林業大学校の専攻課程の人数ですよ、もう

一度それぞれコース別に言っていましたか。

◎塚本森づくり推進課長 森林管理コースが5名です。林業技術コースが6名、木造建築が7名です。

◎梶原委員長 課長の御説明の中で、若干の定員にあきがあるから今後も再度の募集をかけていくと。定員がそれぞれ10名に対して、充足率でいえば50%、60%、70%と、この数字が若干なのかどうなのかですよね。もちろん林業を成長産業化にすると、知事を初めこの林業分野に高知県がどれだけ力を入れているか、私たちも理解した上で、この林業学校をオープンして今度は大学校ということ、これまで準備と多額の費用をかけて、実際なかなか、専攻課程ですから、そういった専攻課程を受けるだけの力がある学生がおるかどうかも含め、定員をしっかりと獲得するのは簡単ではないことは理解はしつつも、正直、若干の不足ということに対して、議会に説明することにすごく違和感を覚えます。これだけやってきたけれども、今の定員に対して今回4月から入る方はこれだけだということをしつかり認識した上で、今後どうしていくか。実際広報の委託費も出ているわけですし、さまざまな準備の費用、事業体に対する補助の費用を出してきているわけですから、正直これをさらっと若干の不足と説明されたのはどうなのかなという思いがありますが、この点についてはどうですか。

◎塚本森づくり推進課長 委員長おっしゃるとおり、専攻課程については、半分、5割は占めましたけれど、10人の定員についてはまだまだ足りないところが一つです。ただ、そこを分析しましたところ、やはり1年目であった、実績がないというところが一番大きいところかなと思っています。

このことについては当初から危機感を持っていました。それといいますのも、基礎課程についても現在は非常に申請者が多い、ことしについては受験者は30名になっていましたし、それからこの基礎課程については推薦入試と一般入試の前期で全て20人の定員、またことしは非常に優秀な学生が多かったので、20人の定員を2名オーバーして今22名の入学生を確保していく状況です。ただ、当初からそういう盛況ではなかったわけですし、過去には基礎課程についても定員が足りなくて何回か選考試験をしたということもございました。ただこの間、卒業生の方々の就職率が100%であるとか、就業してからも非常に評判がいいということもございまして、年々と受験者数はふえているところです。

専攻課程については、今後そういう形できちんとした対応をし、実績をつくっていくことも重要ですが、ことしは多くの方々に知っていただくことが重要であるということで、いろいろな学校ですとかそういうところも訪問をさせていただきました。特に建築の分野については、まだまだ未知数なところもあるということで、四国4県の専門学校や高専のみならず大阪、東京、そうした専門学校、あと大学なども一校一校訪ねて行ったところですし、また森林管理コース、林業技術コースについても同様な形で、近隣の農業関係

の大学、それから東京の私立大学、そうしたところへも訪問したところです。

先生方からは、就職が非常に好調なので、なかなかこちらに進む学生は少ないが、内容等は非常に素晴らしいので次年度以降勧めていきたいというお言葉もいただいています。また学校でのいろんな就業相談でありますとかそういうところも、次年度はぜひ声をかけてくださいということで、つながりを持つことができましたので、31年度の募集については、ことし培ったそういうネットワークを通じた形の募集活動をしていきたいと思っています。それから、この30年度の研修生についても実績をつくるのが非常に重要です。これが若干名というのは違和感ということですので、その言葉をしっかり受けとめまして、次年度の定員を確保するという覚悟で取り組んでまいりたいと思います。

◎梶原委員長 説明をいただきましたが、いろんな取り組みされているのは私たちも理解していますので、ただ開校ということになれば、本来はこの定員をほぼ定員に充足してスタートするのが大体常であるというか、そこへ向けて目標としてこれまで取り組んできたわけです。今の現状をしっかりと認識するという意味でも、思いは一緒なので、現在はこうやけれども今後取り組んでいくということを最初の説明のときにしっかりお願いしたいと思います。

◎大野委員 林業学校に関しては、本当に優秀な方を輩出していただいて、現場のほうとしても助かっているということをごここで申し添えておきたいと思います。

あと、この森林GISですけれども、これはとんでもないすごいことでして、本当にこんなことができるようになったんだと本当に感慨深いものもあるんですけれども、ここに県のシステム、県の庁内クラウドと書いています。それと、市町村もシステムがGISの場合があります。そこの互換性というか、今後どうなっていくのかということも含めて聞いてみたいんですが。

◎塚本森づくり推進課長 市町村がそれぞれ独自にシステムを持っているのは承知をしています。ただ、それぞれの互換性はございますので、ダイレクトに今はつながっている状況ではございません。ですが、こちらの情報、それから市町村の情報がこの総合行政ネットワークを通じて相互でやりとりができるようになりましたので、今まで以上に森林資源の情報の精度は向上していくのではないかなと思っています。今後、市町村との独自のシステムとの互換性は研究課題になるのかなとは思っています。

◎大野委員 実は市町村でも、最近、独自で国のほうからデータをもらえるようになったと、森林のほうももらえるようになったということで、これ多分同じようなテーマを二重にかけてやるような状態があるんで、今後は一つになっていくのかなと思いますが、一つになるときは結構経費もかかりますので、またそういうときも県の支援もお願いしたいということをご申し添えて、森林だけでなく全体ですけれども、お願いします。

◎塚本森づくり推進課長 そういう場面もということですが、ただ、1つのクラウドを共

有化できるようになりましたので、そここのところの精度を上げていくことが、市町村が独自に持っているところの資源、情報も精度を上げていくことにつながろうかと思えます。この4月に初めてそこがつながりますので、ここでふぐあいが出ないかどうかということ、これを1年かけてじっくりと見ていきながら、このシステムがうまく働く形で進めていきたいと考えています。

◎梶原委員長 先ほどの林業大学の御説明いただきましたけれど、今年度、広報等委託料が、研修生の募集やPRでされるんですけれど、内容は今後プロポーザルでどういう提案を受けるかなんですが、これが大体1,500万円余り、全体的にいろんな観光のPRとかほかの委託の割合を見ても金額的に結構大きいんですけれど、その内容は主にどういうことをどれだけの割合、ボリュームでしてもらう感じですか。

◎塚本森づくり推進課長 考えているのは、広報用のパンフレット、それから若干それを発送したりするところについてもお願いをする感じです。

内容ですが、学校案内のパンフレット、ポスター、それからオープンキャンパスのチラシ、そういうものの発送と、あと一番大きいのはウェブ広告などでの広報、それから新聞とかそういうメディアに対しての広報、広告を出すこともございまして、合わせてこの金額になっているところです。

◎梶原委員長 あともう一点、緑の青年就業準備給付事業費なんですが、研修生に対しては月15万円ということで、今後はまた木造建築関係、さまざまな事業者からその専攻課程に来る場合に月1人7万5,000円ということになっているんですが、先ほど御説明いただいたように、それぞれ就職率が高い中でということで、就職率が高いということはそれだけ仕事があると、仕事をそれぞれしていただいてというところで、月7万5,000円の負担を県として補助する、それ以外の事業者は月十何万円か、1年間ずっとこちらへ通う間は負担が要するというわけですね。この金額が妥当なのかどうかは、実際これをあげたら事業者の負担が少なくなるから専攻課程へも人を行かせれると。ただ、言うたら事業内の人の育成であるから、全てをこちらが見ることにもならないとは思いますが、ここの7万5,000円を、今後もし先ほどの専攻課程の人数が定員に来年もならなければ、こういうところも少しいろいろ検討すべきじゃないかなと思うんですけれど、この当初の7万5,000円の設定に至る過程について、御説明いただけますか。

◎塚本森づくり推進課長 研修生に対しましては1人当たり15万円ということで助成をしています。雇用されている方については、15万円の2分の1というような考え方で7万5,000円で、緑の青年就業準備給付事業ですが、国の緑の青年就業準備給付事業もございまして、それは月12万5,000円の給付金ということで設定しておりますので、それに県費を2万5,000円継ぎ足した状況です。ただ、その国の事業についてはいろいろな制限がございまして、45歳未満であるとか、また木造建築コースは対象外であるとか、当然雇用さ

れている方は対象外ですので、そのようなものについては全て県費で対応することから、県費で対応する場合にどういう形で支援をしていくのが適当であるかというところで議論を重ねた結果、雇用されていない方については、今までと同じような制度で月15万円ということ、雇用されている方については、県内の事業者で雇用されている方に対象を絞って15万円の半分を助成しようということで設定をしたところです。30年度については1名、専攻課程の森林管理コースに、県内の事業者で就業していた林業学校のOBですが、その方が入学をされるので、その方がこの助成事業を多分利用されるのではないかと考えているところです。

◎梶原委員長 逆に要望があった場合にはどれぐらい対応できる想定なんですか。

◎塚本森づくり推進課長 雇用されている場合とそれから雇用されていない方は同じ枠の中で対応ができますので、希望されている方々については全て対応ができる形で予算化をしています。ですから、30年度については利用される方は1名ですので、対応できると思いますし、次年度については応募状況などによってまた予算化を考えているということです。希望される方については全て対応できる形で措置をしていきたいと考えています。

◎梶原委員長 そういった取り組みも踏まえ、先ほどの広報もしっかりやっていただいて、来年にはそれぞれ定員がしっかり確保できるように、今後の取り組みをしっかりといただけますようにお願いします。

質疑を終わります。

お昼のため委員会を暫時休憩します。再開時刻は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時38分～12時57分)

◎梶原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで、林業環境政策課の坂本課長より午前中の答弁について、修正されたい旨の提案があつてしますので、受けることにします。

◎坂本林業環境政策課長 午前中御質問がありました協働の森事業の締結数です。私、締結中が「45件」、新規「1件」と申しました。これ昨年度の数字でございまして、本年度は締結中が「44件」、新規「ゼロ」の間違いでした。

◎梶原委員長 その件についてはよろしいですか。

(なし)

〈木材増産推進課〉

◎梶原委員長 次に、木材増産推進課の説明を求めます。

◎櫻井木材増産推進課長 木材増産推進課の櫻井です。

それでは、当課の予算議案を御説明します。

まず、平成30年度の当初予算について御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の416ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明します。

上から8段目の8 林業振興環境費補助金ですが、右の説明欄をごらんください。

一番上の森林環境保全整備事業費補助金と次の農山漁村地域整備交付金は、県の造林事業に充てるものです。

3 番目の森林病虫害等防除事業費補助金は、松くい虫防除事業の樹幹注入に対する国の補助金です。

5 番目の、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金は、高性能林業機械の導入整備及び搬出間伐と路網整備などに充てるものです。

次のページの一番上の13森林環境保全基金繰入ですが、緊急間伐総合支援事業並びにみどりの環境整備支援事業の間伐事業に充てるものです。

418ページをお願いします。

続きまして、歳出の主なものについて御説明します。

右の説明欄をごらんください。

1 造林事業費ですが、国費を活用しまして木材の安定供給体制の構築や地球温暖化防止対策を推進する事業で、植栽から下刈り、除伐、間伐やこれらに附帯する作業道の整備などを支援するものです。

事務費は、現地検査の委託に係る委託料などです。

2 森林資源再生支援事業費は、伐採跡地への再造林を推進するために、再造林及びこれと一体的に整備する鹿被害防護ネットなどの設置に対しまして、造林事業に県単独で22%を上乗せして支援するものです。

次の3 木材安定供給推進事業費は、低コストで効率的な木材の生産供給等を行うために、国の交付金を活用し、間伐や路網整備などに対し支援するものです。

4 緊急間伐総合支援事業費は、間伐等がおくれている森林を緊急に整備するために、国庫補助の対象とならない森林の保育間伐や搬出間伐及び作業道開設を県単独で支援するものです。保育間伐については、森林環境税を活用し、森林の公益的機能を効果的に発揮させるため、水源涵養機能などの公益的機能が低い人工林を整備しています。この事業は、小規模林業の方々にも多く活用いただいています。

5 みどりの環境整備支援事業費は、森林環境税を活用しまして、二酸化炭素吸収効果の高い若齢林の間伐を促進することで地球温暖化の防止並びに森林の公益的機能を効果的に発揮させようとするものです。造林事業との併用により所有者負担を軽減し、早期に除間伐を進めることを目的としています。

6 優良種苗確保事業費は、造林に必要な優良な苗木を確保するため、県が設定している採種園の維持管理や種子の採種を委託により実施するものです。また、コンテナ苗生産に取り組む生産者に対して施設整備への支援をします。

420ページをごらんください。

7 森林病虫害等防除事業費は、松くい虫など森林病虫害の蔓延を防ぐため、予防のための薬剤の地上散布や松の抵抗力を高める薬剤の樹幹注入、それに被害木の伐倒駆除などを実施するものです。

8 の森の工場活性化対策事業費補助金は、森林を集約化し、計画的で効率的な木材生産システムによる生産性の高い林業を推進する森の工場を整備するための事業で、作業道や高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの習得と定着を進めるため、間伐材の搬出と作業道開設に支援するものです。

林内路網アップグレード事業費補助金は、木材搬出を効率的、効果的に行うため、既設作業道の改良や災害復旧に対し支援するものです。

9 の原木増産推進事業費補助金は、県内の製材工場や木質バイオマス発電施設などへの原木の確保及び皆伐の推進による原木の増産と安定供給を進めるための事業で、皆伐に必要な作業道の開設、作業ポイントの整備及び集材架線に対し支援するものです。

高性能林業機械等整備事業費補助金は、木材増産に必要な高性能林業機械の導入やリース、改良、レンタルに支援するものです。

421ページをごらんください。

当課の当初予算総額は26億6,000万円余りで、対前年比133%となっています。増加した主な理由は、木材増産に向けた活発な事業活動を支援するため、造林事業や木材安定供給推進事業などを増額したことによるものです。

当初予算は以上です。

次に、補正予算について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の217ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明します。

上から3段目の9 林業振興環境費補助金ですが、右の説明欄をごらんください。

森林環境保全整備事業費補助金と農山漁村地域整備交付金は、国の補正予算により、造林事業に充てるものです。

次の森林整備・林業等振興整備交付金は、国の補正予算により、搬出間伐や路網整備、高性能林業機械の導入などに充てるものです。

森林病虫害等防除事業費補助金は、国の内示差額により減額をお願いするものです。

上から6段目の15森林環境保全基金繰入は、当初計画に対して要望が少なかったため、森林環境保全基金の繰入額を減額するものです。

218ページをお願いします。

続きまして、歳出の主なものについて御説明します。

右の説明欄をごらんください。

1 造林事業費は、国の補正予算を活用し、再造林や下刈り間伐とこれらに附帯する作業道の整備などを支援するものです。

事務費は、現地検査の委託に係る委託料などです。

2 森林資源再生支援事業費は、当初計画に対して要望が少なかったため減額をお願いするものです。

3 木材安定供給推進事業費は、国の補正予算を活用し、搬出間伐と路網整備を一体的に支援するものです。

委託料は、現地検査の委託に係るものです。

4 緊急間伐総合支援事業費及び5みどりの環境整備支援事業費は、当初計画に対して要望が少なかったため減額をお願いするものです。

6 優良種苗確保事業費及び7 森林病虫害等防除事業費は、国の内示差額により減額をお願いするものです。

8 森の工場活性化対策事業費ですが、1つ目の森の工場活性化対策事業費補助金は、当初計画に対して要望が少なかったため減額をお願いするものです。

次の高性能林業機械等整備事業費補助金は、国の内示差額により減額をお願いするものです。

9 原木増産推進事業費は、国の内示差額により減額をお願いするものです。

補正予算の説明は以上です。

続きまして、繰越明許費について御説明します。

221ページをごらんください。

造林事業費及び木材安定供給推進事業費は、国の補正予算に係る事業で十分な事業期間がとれないため繰り越しをお願いするものです。

次の森の工場活性化対策事業費は、高性能林業機械の導入について、機種選定等に日時を要したため繰り越しをお願いするものです。

次の原木増産推進事業費は、国の補正予算に係る高性能林業機械の導入を支援する事業で十分な事業期間がとれないため繰り越しをお願いするものです。

以上で木材増産推進課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎横山委員 緊急間伐総合支援事業費補助金で、小規模林業に活用が多くなされているということですが、そこら辺を詳しく御説明いただけますか。

◎櫻井木材増産推進課長 造林事業は、森林経営計画を立てしまして、一定の事業規模の

ある事業に対して補助していますがけれども、この緊急間伐総合支援事業は、そういう補助の対象にならない小さなものに対して支援しています。小規模林業推進協議会が設立されました後は、市町村を通じての補助金になりますけれども、この事業を使って小規模の方が、作業道の開設や間伐とかの事業活動を行っていただいています。

◎横山委員 市町村を通じて推進協議会に行っているということで、多分その地域地域に協議会の中でもグループがあると思います。いの町のグループだったり佐川町のグループだったりとかがあると思うんです。市町村を通じてということですが、市町村がしっかり小規模林業のグループを支援して計画を県に上げてくるということなんでしょうけれど、その辺の市町村との連携は、小規模事業者は行っているんでしょうか。

◎櫻井木材増産推進課長 協議会設立の際にも市町村に対して協力を要請していますし、私どもからもいろんな事業の説明とかPRは協議会とあわせて市町村にもしっかりとお伝えして、地元の小規模の方々の支援をきちんとするようお願いをしているところです。

◎横山委員 こういう事業は本当にありがたいことだろうと思うんですが、そのことによって小規模林業事業者の活動がふえているとか、実績が上がっているとか、その辺の推移はどうでしょうか。

◎櫻井木材増産推進課長 設立以降、小規模林業推進協議会に加盟する小規模林業者の方は大変ふえていると伺っています。所管が森づくり推進課ですので、正確な数字をちょっと持ち合わせておりません。

◎横山委員 わかりました。

◎塚地委員 先ほど補正予算のところ、森の工場の活性化事業とか、幾つか要望が少なかったので減額しましたというお話があって、積極予算で大いに前に進めていただきたい事業なんですけれど、要望が少ない状況になったのはどういう理由になるんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 1つには、森林の齢級配置が利用可能な部分にシフトしてきたことが大きな理由の一つです。全体の8割が利用可能な齢級になってきていますので、例えば除伐とか保育間伐とかいわゆる手入れの事業についてはやはり面積が少なくなったことで、要望が減ってきています。そのことで、森林環境税を活用した事業なども、要望にきちんと応えるよう予算化はしていますがけれども、結果的に要望が少なくなっています。

◎塚地委員 ということは、その予算はある意味、皆伐後の再生林とかというあたりにシフトしていく形になるということですか。

◎櫻井木材増産推進課長 保育間伐が減った反面、皆伐の面積はふえてきていますし、その後の再生林とか下刈りとかというところの経費が膨らんできていますので、そこにはきちんと予算化するように対応しています。

◎土森委員 今の私の考えは、松くい虫はもうほとんどいなくなったという感覚ですが、やっぱりまだいるんですか。

◎櫻井木材増産推進課長 被害は非常に減ってきていますけれども、大きな松も残っていますので、それが枯れないように樹幹注入とか地上散布は非常に大事な事業だと思っています。面積的には、全国の被害量からすれば、高知県は非常に少なくなってきています。

◎土森委員 大方はもう全滅になってね。あの被害は我々若いときから目の当たりにしてきていまして、まだおるということになったら大変なことになるなど、新しい松の木が生えてきてね。そうですか、高知県は少ないほうですか。これ防除は非常に重要なことだと思いますんで、気をつけて頑張ってくださいと思いますね。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈木材産業振興課〉

◎梶原委員長 次に、木材産業振興課の説明を求めます。

◎小原木材産業振興課長 それでは、木材産業振興課の予算について、まず当初予算について説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の422ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入ですが、主なものを説明します。

科目欄の一番上、9の国庫支出金は、右の説明欄にありますように、国の社会資本整備総合交付金や林業・木材産業成長化促進対策交付金などの受け入れです。

科目4番目の12繰入金のうち1の特別会計繰入金の6林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰入は、特別会計からの繰入金で、一般会計から繰り出し、木材産業等高度化推進資金として平成29年度に金融機関に預託している資金3億7,500万円が平成30年度に返済されてくるものです。

次の2の基金繰入金は、森林環境保全基金からの繰入金を計上しています。

次のページをお願いします。

歳出についてです。

右側の説明欄に沿って、主なものを説明します。

まず、1の木材産業構造改善事業費ですが、木材統計調査委託料は、県内の乾燥木材の生産量や人工乾燥施設設置状況などの調査を委託するものです。

次の事業戦略策定支援業務委託料は、製材事業者の経営力の強化に向けて、事業者の事業戦略づくりを支援する業務を経営コンサルタントに委託するものです。

次の事業戦略実践支援業務委託料は、今年度2事業者が策定した事業戦略を着実に実行できるよう、その実践や必要に応じた磨き上げに対する支援を経営コンサルタント会社に委託するものです。

1つ飛ばしまして、県産材加工力強化学業費補助金は、県内製材事業者の加工力の維持及び強化のため、国の補助事業の要件に乗らない機械、施設の更新などに助成するとともに、技術者の育成などにも支援を行うものです。

2の県産材外商推進対策事業費は、県外への販路拡大対策です。

次の424ページをお願いします。

1つ目の県産材需要拡大サポート事業委託料は、良質材、いわゆるA材原木を使用する県産材製品、特に木材需要の大半を占める建築用材の外商促進に向けた支援体制を強化するため、一般社団法人高知県木材協会内に土佐材センターを来年度から設置し、県内事業者が県内外で行う販売活動などのサポートを委託するものです。

土佐材センターについては、議案補足説明資料、赤色のインデックス木材産業振興課の9ページをお願いします。

左上の現状のところですが、県では産業振興計画に基づいて、これまで大型製材工場や木質バイオマス発電所の整備など、森林資源を余すことなく活用する対策を講じた結果、中質・低質材、いわゆるB～D材については一定の需要拡大が図られ、原木の増産にもつながりました。今後、さらなる原木増産や森林所有者などに利益還元を進めていくためには、木材需要の大半を占め高単価で取引が見込まれるA材の需要拡大と外商促進が必要と考えています。

そこで、A材の需要拡大と販売促進を強化するため、次の3つの戦略に取り組みます。まず、戦略1としまして住宅分野での既存マーケットシェアの拡大、戦略2としまして非住宅建築物への木材利用を促進する新たなマーケットの開拓、戦略3としまして内装材など高付加価値の木製品の開発や販路開拓による新たな活用策の展開に取り組んでまいります。これらの戦略を実践するために、高知県木材協会に土佐材センターを設置しまして、県産材の外商促進に向けた取り組みを強化することとしています。

戦略1の新たなマーケットの拡大では、左のボックスにありますように、県外市場における外商促進に向けて、引き続き県内の生産体制の整備や流通の効率化等に取り組みを展開してまいります。戦略2の新たな需要開拓では、右のボックスにありますように、非住宅建築物の木造化を促進するため、県内で開発された新商品と一般製材品をセットで提案、売り込みを進めてまいります。戦略3の新たな活用策の展開では、下のボックスにありますように、木製品の付加価値を高めるため、県内メーカーのデザイン力や営業力を強化し、技術ノウハウを習得蓄積し、ブランド力のアップや受注体制の確立などに取り組んでいきます。

土佐材センターでは、県内事業者が県外で行う販売活動のサポートに加えまして、建築主や土佐材パートナー企業等に対して非住宅の木造化や内装の木質化の提案を行うとともに、県内メーカーの商品力、提案力の向上へつながる事業とのマッチングを行うなど、新たなA材対策に取り組んでいくこととしています。

資料の説明は以上で終わります。

もとの資料424ページにお戻りください。

上から2つ目、オリンピック・パラリンピック東京大会県産材活用事業委託料は、選手村にあるビレッジプラザの一部に使用するCLTを提供するために必要な製造及び管理業務などを委託するものです。

1つ飛ばしまして、土佐の木住まい普及推進事業費補助金は、県産材のPRを行っていただける県外の工務店や設計事務所などを土佐材パートナー企業として登録しまして、県外で県産材を使用した住宅などを建築した際に使用した県産材の量などに応じて助成する事業です。

次の土佐の木販売促進事業費補助金は、県産材の外商拡大を目的に、県内の木材関係企業、団体で組織しています土佐材流通促進協議会が実施する県内産地や県外消費地での商談会や土佐材展示会の開催などを支援するものです。

次の販売拡大拠点設置事業費補助金は、関東や東海、関西などの県外消費地に設置しています24カ所の土佐材流通拠点を活用しまして、製材品の積みおろしや保管、小口配送などの経費の支援を行うことで、県産材の流通拡大を進めるものです。

次の新しい木材流通拠点整備事業費補助金は、県産製材品の外商のための販売窓口の一つとして強化を進めています協同組合高知木材センターの販売拡大などの取り組みを支援するものです。

次の県産材販売促進検証事業費補助金は、県外で大規模に販売するための仕組みづくりを支援するもので、協同組合高知県木材センターが行う大型トレーラーを利用した関東地方などへの定期便による共同出荷に要する経費を支援するものです。

次の県産材輸出促進事業費補助金は、木材需要が見込まれる地域をターゲットに、輸出に意欲的な県内企業と相手方企業との商談会の開催や輸出仕様の製品の出荷を支援するものです。

次の3の特用林産振興対策事業のうち特用林産物生産統計調査業務委託料は、特用林産物について県内の生産に関する情報等を収集する業務を委託するものです。

次のページをお願いします。

4の地域林業総合支援事業にあります地域林業総合支援事業費補助金は、林業の活性化に向け、地域の特色やアイデアを生かすため、国庫補助の対象にならないような林業機械の導入や、木炭の燃料となる原木を搬出するための作業道開設経費などについて支援するものです。

5の県産材用途拡大事業は、県産材の新たな用途を拡大するための取り組みです。

まず、2つ目のCLT普及促進事業費補助金は、CLT建築推進協議会が行う建築プロジェクトに必要なデータの収集や流通アドバイスの実施、建築士などの育成のための設計技術などに関する研修、CLTの普及に向けたフォーラムの開催などに係る経費について支援するものです。

次のCLT建築促進事業費は、CLTを活用した木造建築を推進するため、設計に係る費用を支援するものです。

次の非住宅建築物木造化促進事業費は、住宅に比べ木造率が低い非住宅建築物の木造化推進に向け、建築主に対して設計に係る費用や、県内で開発されたA型トラスなど建築部材を活用したモデル建築物の整備を支援するものです。また、林業木材関係団体などで構成される高知県林業活性化推進協議会などの取り組みにより開発されました建築部材の普及や改良に対しても支援を行います。

次に、6の県産材需要拡大対策事業費は、県産材の地産地消の取り組みです。

まず、こうちの木の住まいづくり助成事業費実施確認業務委託料は、こうちの木の住まいづくりの助成事業の補助金交付申請書の書類の確認などの業務を高知県建築技術公社に委託するものです。

1つ飛ばしまして、こうちの木の住まい普及推進事業費補助金は、木造住宅の建築促進につなげるため、高知県木材普及推進協会が取り組む木材や木造住宅のよさをPRする「木と人・出会い館情報」というテレビ番組の放送料などの経費に対して助成するものです。

次のこうちの木の住まいづくり助成事業費補助金は、木造住宅建築に対する助成事業で、柱や土台といった住宅の基本部材の使用量や床や壁などの内装材の使用面積に応じて助成するものです。

次の木の香るまちづくり推進事業費は、病院など公共的な施設の玄関やロビーの木質化、保育園、小学校などの木製の机、椅子、棚などの導入、また屋外観光施設などの木製案内板やテーブルなどの設置に対して助成するものです。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、公共施設の木造化などを進め、木のよさをPRし、県民の皆様にも木材利用の推進を図っていく事業で、国の事業を活用して地域交流センター施設などへの整備へ支援するものです。

次の木育推進事業費補助金は、新規事業で、森林環境税を活用し、幼少期から木材に触れ、木のよさを知ってもらうため、市町村等が実施する乳幼児に木製玩具などを贈る事業に支援するものです。

次のページをお願いします。

7の木質資源利用促進事業は、木質バイオマス利用促進を目的とした事業で、木質資源利用促進事業費補助金は、国の事業を活用し、農業用向けなどの木質バイオマスボイラーの導入を支援するものです。また、熱利用向けのペレットなど木質燃料の安定供給に向けて、製造に必要な原木の確保の経費などにも支援しています。

8の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計繰出金は、一般会計から特別会計へ必要な資金を繰り出すもので、内容については特別会計のほうで説明をします。

木材産業振興課の予算は9億335万4,000円、前年に比べて約18%、金額にして約1億9,800万円余りの減となっています。これは、施設整備などの要望が少なかったことや、林業・木材産業改善資金助成事業の特別会計への繰出金が減少したことなどが理由です。

続きまして、特別会計について説明します。

826ページをお願いします。

歳入ですけれども、木材振興課では特別会計として林業関係の2つの制度資金を所管しています。

1つが、科目欄の1の林業・木材産業改善資金助成事業、いわゆる林業改善資金です。この資金は、林業用の機械、加工施設の導入などに充てるための無利子の長期資金で、歳入額は前年とほぼ同じ1億565万1,000円を計上しています。

科目欄中段の2の木材産業等高度化推進資金助成事業が2つ目の制度資金で、こちらは短期の運転資金です。

その下にあります一般会計からの1繰入金と3の県債、これは独立行政法人農林漁業信用基金からの借り入れですが、これを2つ合わせた6億5,000万円が平成30年の貸付原資です。平成30年度は、預託先である金融機関が事業体の融資枠を減少しているため、平成29年に比べて貸付原資を1億円減らしています。

2の諸収入は、平成29年度に貸付原資として金融機関に預託している7億5,000万円が平成30年9月に利子を上乘せして返済されてくるものです。

次のページをお願いします。

歳出についてです。

科目欄の3つ目の枠ですけれども、1の貸付勘定ですが、右側の説明欄をごらんください。

林業・木材産業改善資金貸付金としては、今年度と同額の1億円の枠を設定しています。

次の科目欄2の業務勘定の林業・木材産業改善資金貸付事業運営補助金は、資金を取り扱っている金融機関への助成金です。

科目欄下の欄の木材産業等高度化推進資金助成事業費については、次のページをお願いします。

科目欄1の貸付勘定ですが、右の説明欄をごらんください。

貸付金としては6億5,000万円を計上しています。これを金融機関に預託して、金融機関で2倍から3倍、4倍へ融資枠を広げていただき、総額18億7,900万円の貸付枠を設定する計画です。

次の科目欄2の業務勘定のうち地方債元利償還金は、金融機関に預託している資金が毎年9月末に償還されてきますので、農林漁業信用基金へ返済する県と一般会計を繰り出す

ものです。平成30年度の予算は、前年より減額、15億567万5,000円となっています。これは先ほど言いました木材産業等高度化推進事業を減額したものによるものです。

次のページをお願いします。

地方債の調書です。

木材産業等高度化推進資金助成事業債は、農林漁業信用基金から借り入れのことで、年度ごとに借り入れ返済額を規定します。右端の欄が、平成30年末の現在高見込みとなっています。

続きまして、補正予算について説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の222ページをお願いします。

歳入ですけれども、国庫支出金は、公共建築物の施設整備や木造住宅助成などに充てる右の説明欄にある3つの交付金について、1億8,600万円余りの減額をお願いするものです。

次のページをお願いします。

歳出についてです。

科目欄3番目の5の木材産業振興費について、右の説明欄をごらんください。

1の木材産業構造改善事業費の木材加工流通施設整備事業費補助金は、国の2次補正に対応し、製材用の加工機械などの整備を支援するものです。

次の2の県産材外商推進対策事業費の県産材ブランド化推進事業費は、林産物の流通や加工過程に対する認証の取得を支援するための事業ですが、計画していましたが事業体を取りやめたこと、また支援した事業体の経費が当初見込んだ額よりも下回ったため減額するものです。

次の県産材輸出促進事業費は、予算額に対して要望額が下回ったことによるものです。

次の3の特用林産対策事業費は、国の採択要件の変更に伴い事業計画の見直しを変更しましたが、要件をクリアすることができず、事業を取りやめたことにより減額するものです。

次の4の県産材用途拡大事業のCLT建築促進事業費は、事業体の施設規模の縮小などに予定していた経費が不用になり、減額するものです。

次の5の県産材需要拡大対策事業の2つ目のこうちの木に住まいづくり助成事業費については、1棟当たりの平均支援額が当初見込んだ額より減少したことなどから減額するものです。

次の木造公共施設等整備事業費補助金は、国からの予算配分がなかったことから、3施設について減額をお願いするものです。

なお、このうち2施設については他事業を活用して整備しており、残り1施設については計画を見直し整備する予定としています。

次のページをお願いします。

木質資源利用促進事業費補助金は、主に木質バイオマスボイラーの導入を計画しました事業主体が計画を取り下げたこと、また国からの予算配分がなかったことから減額するものです。

以上、平成29年度の補正予算として総額2億1,689万円余りの減額をお願いするものです。

続きまして、次の225ページをお願いします。

次に、繰越明許費です。

1つ目の木材産業構造改善事業費は、国の2次補正等により2件の追加内示があり、それに対応したため繰り越しをするものです。

次の県産材用途拡大事業費は、2件の施設整備について、設計に必要な実験データの取得などに時間を要し、工事着手がおくれたことにより繰り越しをするものです。

なお、両施設とも7月末には完成する予定です。

次の県産材需要拡大対策事業費は、1施設が周辺住民の調整などに工事がおくれたことから繰り越しするものです。

なお、6月末にもこの施設は完成する予定となっています。

次の木質資源利用促進事業費補助金については、国の追加内示に対応したため事業着手がおくれ、繰り越しを行うものです。

次に、条例その他議案について説明をします。

資料No.⑤条例その他議案の167ページをお願いします。

第91号権利放棄に関する議案、第92号権利放棄に関する議案の2件についてです。この2件はいずれも林業改善資金の元金及び当該貸付金に附帯する違約金に係る債権放棄に関するものです。

林業改善資金は、林業事業者などが林業用の機械施設を導入するための無利子の融資制度です。現在、この制度は金融機関を経由し貸し付けを行っていますが、平成15年度までは県が個人などに直接貸し付けを行っていました。

それでは、2件あわせて別紙資料によって説明をします。

議案補足説明資料、赤色のインデックス木材産業振興課の10ページ、左側の債権の概要をお願いします。

まず、第91号は、昭和63年に個人に対し、原木生産に必要な集材機の購入資金450万円の貸し付けを行った案件です。現在、この債権における残元金は、左の欄に記載していますように120万円、議会閉会日時の3月20日時点の違約金は約370万円となります。

この債権については、貸付後、平成3年までは主債者Aから約定どおり償還がありましたが、平成4年から償還が滞り、県では主債務者や連帯保証人に対して面談、通知などに

よる債権請求を行い、回収を進めてまいりました。しかしながら、右の上の1にありますように、平成5年から6年、主債務者Aや3名の連帯保証人のうち2名、B、Cが自己破産し、破産免責が確定したことにより、これらの者に対して法的な償還を求めることがなくなっています。

また、(2)のその下の米印にもありますように、平成16年度に残った1名の連帯保証人Dが死亡し、その相続が始まり、1名を除き妻子など全員が相続放棄をしています。この1名については、その後、相続放棄を行うことなく死亡したため、新たな相続が開始され、一度相続を負った6名が再び県の債務を負うこととなりました。この6名については、一度相続放棄を行っていることから、県が請求を行っても再度相続放棄を行うことが考えられますこと、加えまして、その債権は消滅時効の期間が経過しており、6名の相続人から時効の援用により県の請求権が消滅すること、以上のことから当該債権は回収できないと判断し、放棄の承認をお願いするものです。

なお、弁護士からも、県が債権を請求できる者は一度相続放棄を行っており、県が請求を行っても再度相続放棄を行うものとする、再度請求することは社会通念上妥当ではないとの意見をいただいています。

次に、第92号を説明します。

資料の左側の債権概要をごらんください。

第92号は、平成8年に、原木の運搬に必要なクレーンつき作業車の購入資金を、個人に590万円の貸し付けをした案件です。現在、この債権における残元金は、左下に記載していますとおり442万6,000円、議会閉会日の時点の3月20日時点では違約金が約1,175万円となっています。

この債権については、貸し付け後、主債務者から一部貸付金を回収しましたが、途中から償還が滞り、県では主債務者や連帯保証人に対して面談や通知などによる債権の請求を行い、回収に努めてまいりました。しかし、右欄の一番下に記載していますが、平成16年度以降、連帯保証人に続いて主債務者と連帯保証人が自己破産し、全員が破産免責が確定したことにより、法的に償還を求めることがなくなったことから、債権放棄の承認をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 CLTですね、前のときはうんとよかったけど、今もいいですか。

◎小原木材産業振興課長 CLTのほうは県内で10完成しておりまして、今建築中と設計中含めて約5つできつつあります。ほかにも来年度以降取り組みをしたいというところがございまして、CLTについては県内でも非常に多く整備のほうで施設等から要望が多いことになっています。全国全体で現在昨年末で100ぐらいの建物が建っておりまして、

年々そういう取り組みが広がってきていると考えています。

◎中内委員 外国ではどうですかね。

◎小原木材産業振興課長 特にヨーロッパのほうでCLTは開発されたものですが、年々CLTの需要量が伸びてきていると聞いています。

◎中内委員 それと、オリンピックの土佐材をやらあね。これ、土佐材ですというのはわかりますか。

◎久川企画監（外商促進担当） その部材に高知県産材であるとか名前を打つことができますけれど、今回CLTになりましたので、床面になるので、それほど見えることはないと思うんですけれど、オリンピック組織委員会の広報であるとかそういうところで、高知県が部材を提供しているというPRはしていただけることになっています。

◎中内委員 大豊とどっかがこれ出しておる、これどういういきさつですか。

◎久川企画監（外商促進担当） 公募が組織委員会からあったときに全市町村に投げかけをしまして、当初6町村ぐらいが手を上げていただいて、細部を詰める中で、最後、大豊町と香美市が木材提供をして一緒に共同申請するということになりました。

◎大野委員 それに関連して、私も先ほど言いましたけれど、実は山の出なもんで、木を切って出しゆう人、流通させる人、いろんな方が知り合いでおるんですけれども、私が3年ぐらい前ですか、ちょっと聞いたのは、CLTは県も一生懸命進めゆうけれども慎重にやれよという話がありました。どういうことかというたら、今トランプ大統領になってちょっと変わってきゆうんですけれど、TPPの影響があるよと。その方が言われたのは、外国には物すごいCLTが、先ほどヨーロッパの話があったんですが、進んじゅうと。その中でTPPが発効すると、どんどんどん外国から安いCLTが入ってきますよと。そのときに余りにも高知県が進めて、全国でいろんな建物にもCLTが使われるようになるけれども、本当に力関係もあって、やっぱり林業とか農業は弱いので、そこら辺は慎重にやる必要があることを盛んにその方はおっしゃられていました。

そういうことも含めて、農業の場合はブランド化が結構進んでおるんですけれども、CLTも高知県のオリジナリティーというか、本当に高知県の、先ほどの中内委員のお話じゃないですけど、高知県のものとして売っていける何か特異的なものがないとこれから先厳しいんじゃないかなと思うんで、その対策はどうかなと思ひまして。

◎小原木材産業振興課長 まず、CLTを始めたきっかけといいますのは、これまで木が使われていない、大きいビルですね、そういったところは全然木が使われていなかったんで、ぜひその部分をまず木にしたいという考え方からCLTに取り組みました。建物の場合、CLTだけじゃなしに他の部材も一緒に使うということで、木材需要の一つの方策の武器になりやせんかというところです。委員おっしゃったとおり、海外からどうしても安い材料が入ってくる可能性が非常にあると思ひますので、TPP、EPAが発効するまで

の間に、この7年8年の間にしっかりと川上から川下までそういう体制づくりをして、CLTだけじゃなしに一般製材品についても競争力を高めていく、そういったものをしっかりと取り組んだ中で競争していく部分が必要だと思っています。

一方で、どうしてもコスト競争だけではできない部分があると思いますので、そこはやっぱりニッチみたいなところに切り込んでいって、少ない量でも相手につくれないところをつくっていく、大きく2つの考え方の中で取り組むことが必要かと思っています。

◎大野委員 その方もおっしゃっていましたが、高知県として、さっきも言われましたニッチですね、そういった特殊性というか、そういう高知県ならではのものが大事になってくると思いますので、農産品と同じような形で林産品もしっかりとまた御支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

◎横山委員 事業戦略の実践支援業務委託料、これも540万円計上されていますけれども、何社ぐらいの経営戦略の磨き上げを予定されていますか。

◎小原木材産業振興課長 事業戦略に新しく取り組むほうについては、来年度3事業体を予定を考えています。

◎横山委員 実践をするほうは。

◎小原木材産業振興課長 実践のほうについては、ことし2カ所の製材が取り組まれていますので、その2カ所についてフォローアップするといった事業です。

◎横山委員 事業戦略のほうは、今、商工労働部も商工業者に対して事業戦略していくということで、大変重要な取り組みだと思っているんですけど、実際その事業戦略を構築して、それがスタートするときにも一緒に支援していくのか、そういう目的でこの予算を組んでいるのか、ざっくりとどういう内容なのか。

◎小原木材産業振興課長 事業戦略が製材事業体のほうはなじみがない部分がございますので、まずはことしつくったものをしっかりと実践に移していただかないと、絵に描いた餅になってもいけませんので、そういった面で、経営コンサルを入れて支援することによってしっかりと取り組んでいただくことが1点。その取り組みの中で、マネジメント力とか管理の内容みたいなものを一緒に勉強していただきますので、その方の経営力の増大にもつながると。この2点が特にコンサルを入れて支援するところの大きな狙いで、そういうことを進めることによって県内の、取り組むところは2社3社となってくるんですけども、一つずつ底上げをしていきたいと考えています。

◎横山委員 組合の強化、事業体の経営戦略ということ、大変重要だと思うんですけど、実際やりたいけれどやれない事業体はあつたりするんでしょうか。

◎小原木材産業振興課長 規模が小さいところになりますと、事業戦略で時間とることに対して消極的な部分がございますので、事業戦略をすぐに取り組まない事業体についても、事務費の中で講師の派遣等々の費用を持っていますので、例えば生産性を上げたいと

か、あるいは経営について、こういうこと困っているんだということがございましたら、そういった専門家を派遣することによってカバーしながら、行く行く事業戦略に取り組んでもらいたい、そういうきめ細かな対応をしていきたいと考えています。

◎横山委員 あと、木の香るまちづくり推進事業費ですけど、どれぐらいやられて、どんな内容の、その木造建築物、木質化ですか、どれぐらい図られたんでしょうか。

◎小原木材産業振興課長 要望をいただいていますのは、来年度27団体で47施設の要望をいただいています。最近特に、学校関係の机や椅子とかがかなり多くなっているところです。中には医療関係とか、先ほど言いましたところの要望とかもいただいていますし、あるいはホテルとかそういうところの入り口みたいな、公共空間みたいなところの内装、床などとか壁などというところの要望もいただいています。

◎横山委員 既に木質化されているところ、そして木質化しているんだけど老朽化していると、校舎の老朽化しているところの改修に関してもこの支援を受けられるようになっているんでしょうか。

◎小原木材産業振興課長 一定、条件のほう付しますけれども、今の木質化プラスアルファとか、あるいはそういった条件をつけながら、支援の対象になっています。

◎横山委員 ぜひそういう補修改修も図っていただきたいなと思っています。

加えて、森林環境税が活用されている事業であるということですけど、これに関して広くこういうところにも森林環境税が使われているよということをPRする、そのような手だては考えられていますか。

◎小原木材産業振興課長 例えば、事業で導入されたところについては、森林環境税で支援したということ、プレートみたいなものを入れていただいたりシールを張っていただいたりはしています。

◎横山委員 ぜひそういうことで県民に広く知らしめるとともに、啓発していただきたいと思います。

あと、木造公共施設等整備事業ですけど、補正の減額で、3件申請していて2件が他の事業を活用すると、1件がまた見直しと言いましたかね、そういうことだったと言っていましたけれど、計上していたのに実際これが違う事業の活用になったのはどういう経緯でなったんですか。

◎小原木材産業振興課長 1つは、国費のほうで申し込みを考えていたんですが、国費がなかなか今競争が厳しくなっていて、上げても通らなかったのが大きいところです。そういう状況もございましたので、事業者には、もしとれない場合にはリカバリーできるような事業についても検討しておいてくださいということで、それがうまくいって、その2施設についてはそういったカバーができたということ。1施設については、事業費自体も大きくなってきたところもありまして、この際ちょっと時間かけて検討して、再度ブラ

ツシュアアップしてまた挑戦をしたいということで、1年ぐらい熟考してということになっています。

◎横山委員 リカバリーをしっかりとしてくれたということに関しては大変ありがたいなと思うんですけど、その1件、もう一回検討し直すということに関して、それはどういう内容のものですか。

◎小原木材産業振興課長 公民館に当たるものです。

◎横山委員 これから木材をどんどん使っていくって、また公民館なんて大変公益性の高いところはやはり国もしっかり支援していただきたいし、そういうことに関して使いやすいものになるようにまた政策提言等をしていただきたいと思います。

◎塚地委員 土佐材のセンターのことなんですけれど、新たに何名の方を配置しますか。

◎久川企画監（外商促進担当） 現在4名をサポートしていますけれど、それを2名追加しまして6名体制にすることとしています。

◎塚地委員 これまでも一生懸命取り組んでくださって、それでもなかなか難しい状況で、人をふやすことによって解決は単純にせんがじゃないかなあと思うんですけど、そこらあたりの戦略的なことはどうですか。

◎久川企画監（外商促進担当） 先ほど課長が申しましたように、今までの建築部材、住宅のところは今までどおり引き続きやります。それと、戦略2の非木造のほうにも積極的に提案、営業に行く、それと第3の新たな使い方として、内装であるとか家具も含めて新たな使い方の3つの戦略をやるために、2人増員して展開をしていくことにしています。

◎塚地委員 やっぱり本当に人材ですよ。土佐材の人材ということなので、その選び方は、相当人脈も持っていないといかん、技術力もないといかん、それはどういうふう

に。

◎久川企画監（外商促進担当） そこが一番重要なところだと思いますけれど、今、木材協会に2人おられる課長は長くおられて、力もある方なので、あの方はそのこそ本当につてを頼っているいろいろ声をかけしていただいていますけれども、もしなければ、また職業安定所のほうに応募もしますし、声もかけますし、木材協会は水面下で当たっていただいています。

◎塚地委員 それこそIターンとか移住の関係でそういう技術力を持っておられる方とかということ、移住の関係での募集もあるじゃないですか。そういう専門的なところにターゲットを絞って働いてもらえないでしょうかというようなことを、移住だと結構ピンポイントで行けるんですよ。向こう側からのアプローチもあるんで、そこらあたりぜひ探っていてやっていただくのがいいんじゃないかなあと思っているんですけど。

◎久川企画監（外商促進担当） またそちらのほうも検討します。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈治山林道課〉

◎梶原委員長 それでは次に、治山林道課の説明を求めます。

◎松嶋治山林道課長 まず、平成30年度一般会計予算について御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の427ページをお願いします。

まず、歳入の主なものについて御説明します。

7 分担金及び負担金の1 分担金は、林道開設事業等に係る国有林に係る分担金、2 負担金は、市町村の負担金です。

9 国庫支出金の1 国庫負担金は、林地災害復旧事業に、2 国庫補助金は、次の428ページにあります林道事業、治山事業及び林道災害復旧事業にそれぞれ充てるものです。

428ページの下から4 段目、14諸収入の3 過年度収入は、主に公共事業に係る後進地域補助率差額による収入です。

次に、429ページをお願いします。

15県債は、各事業を行うのに必要な起債充当分です。

続きまして、歳出について御説明します。

430ページをお願いします。

最下段の7 林道費では、民有林路網の骨格として欠くことのできない林道の整備を計画的に進めてまいります。

右の説明欄で説明します。

1 林道開設事業費は、国庫補助事業により林道の開設を行うものです。

県営事業費は、広域的な林道を県営事業として実施します。

また、林道開設事業費補助金は、市町村が実施します小規模な利用区域の林道開設に補助するものです。

次に、431ページをお願いします。

2 林道改良事業費は、既設林道の機能向上を図るものです。

3 林道舗装事業費は、輸送力の向上や通行の安全を確保し、林道の質的安全を図るものです。

4 道整備交付金事業費は、国の交付金を活用し、林道の開設や改良、舗装など総合的な林道整備を行うものです。

これらの事業を合わせまして、林道開設を大豊町の奥大田三谷線初め24路線で、林道の改良をいの町寒風大座礼西線初め6 路線で、橋梁等点検診断を室戸市初め12市町村で、林道の舗装を梶原町根ぶき谷初め3 路線でそれぞれ実施する予定です。

次の5 緑資源幹線林道事業費は、緑資源機構が平成19年度までに整備してきた幹線林道開設事業に対する県負担金で、平成40年までの債務負担により支出することとなっています。

次に、8 治山費です。治山事業では、県民の安全・安心な暮らしを守るため、山地災害の復旧や水源地域の荒廃保安林の整備、また震災対策としての予防的な治山などに引き続き取り組んでまいります。

右の説明欄をごらんください。

1 山地治山事業費から次の432ページ、3 山地防災事業費までの事業で、近年災害の復旧を中心に、室戸市吉良川町蔵ヶ谷初め59カ所で事業を実施する計画です。

次の4 災害関連緊急治山等事業費から6 の林地崩壊対策事業費までは、当年度に発生します災害に備えて当年度内に緊急に対処するための予算を計上しています。

7 山地災害防止事業費は、県営事業で国庫補助の対象とならない治山施設の維持修繕工事や、震災対策としての避難路、避難場所を保全するための山地災害の復旧などを実施します。

また、山地災害防止事業費補助金は、市町村の実施の小規模な山地災害復旧事業への補助となっています。

8 保安林整備費は、森林法に基づきます林地開発の許認可業務と保安林の指定や解除などの管理業務に要する経費です。

433ページをお願いします。

9 治山計画費は、国への予算要求に必要な事業計画書の作成や治山施設の点検を行うための委託経費となっています。

10 国直轄治山事業費負担金は、国が直接実施しています民有林内での大規模な災害復旧事業に係る県の負担金です。

次の15災害復旧費の3 林道災害復旧費は、28年、29年災害の残事業と30年災害に対応するもので、次の434ページの4 林地災害復旧費は、30年の施設災害復旧の予算です。

以上、治山林道課の平成30年度当初予算は58億2,217万4,000円で、前年度の当初予算額と比べ6億842万1,000円の減となっています。減額の主な理由といたしましては、平成27年度から実施していました治山の激特事業が終了したことによるものです。

続きまして、平成29年2月補正予算について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の228ページをお願いします。

歳出の主なものについて御説明します。

7 林道費及び229ページの8 治山費については、国の交付決定額との差に対応するために減額をするものです。

230ページの15災害復旧費のうち、説明欄にあります1 林道災害復旧事業費については、国の災害査定を全て終え、事業費と補助率の決定があったことから、所定額の増額を行うものです。

次に、231ページをお願いします。

4 林地災害復旧費は、該当する災害がなかったことから、全額を減額するものです。

以上、3億2,201万1,000円の減額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費の追加について御説明します。

233ページをお願いします。

新たな林道の開設や改良舗装事業、林道災害復旧事業、また治山事業について繰り越しをお願いするものです。理由といたしましては、計画調整に日時を要したことや、林道沿線の間伐材搬出の実施や下方道の災害復旧工事による通行制限などにより進捗のおくれを生じたことによるものです。

次に、繰越明許費の変更については、234ページをごらんいただきたいと思います。

林道事業や治山事業については、12月議会におきまして、補正前の欄のとおり、翌年度にまたがる工期設定の繰越承認をいただいているところですが、今回は、その後、用地交渉や計画調整等に日時を要したことによりまして年度内に完了の見込めなくなった箇所について繰り越しをお願いするものです。

次に、債務負担行為について御説明します。

同じく234ページの下段をごらんください。

復旧治山工事など治山工事について債務負担行為をお願いするものです。

以上で治山林道課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

よろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈新エネルギー推進課〉

◎梶原委員長 次に、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 まず、平成30年度一般会計予算案について御説明をします。

資料No.②議案説明書（当初予算）の435ページをお開きください。

歳入について主なものを御説明します。

10財産収入のうち型地域還流再エネ事業配当金収入は、県、市町村、県内事業者等の3者の共同出資により設立しました発電事業会社の太陽光発電事業から得られた利益を出資に応じて受け取る配当金です。

次の12繰入金の地域環境保全基金繰入は、地域環境保全基金からの繰入金を歳出予算事業の地球温暖化防止県民会議活動推進事業費の財源の一部として受け入れるものです。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出を御説明します。

436ページをお開きください。

右の説明欄にある予算のうち主なものを御説明します。

まず、2 地球温暖化対策推進事業費のデマンド監視委託料は、県有施設に30分ごとの平均使用電力を監視するデマンド監視装置を設置し、各施設の電気のピークカットにより基本料金を削減するほか、オンラインサービスにより電気使用量を見える化することで適切な節電につなげ、電力量料金の削減を図るなどのエコオフィス活動を委託により実施するものです。

温室効果ガス排出量算定委託料は、地球温暖化対策の推進に関する法律において公表を義務づけられています高知県全体から排出される温室効果ガスの排出量の算定業務を委託するものです。

次に、3 エネルギー対策費について御説明をします。

437ページをごらんください。

一番上の小型風力発電事業化促進事業費補助金は、出力20キロワット未満の小型風力発電の導入を促進するため、県内事業者等が行う事業可能性調査や設計に係る経費に対し支援するものです。

その下の福祉避難所等太陽光発電設備導入事業費補助金は、大規模災害時に重要な役割を担う福祉避難所等が非常用電源を確保するためなどに導入しようとする太陽光発電設備等の整備に要する経費に対し、新たに支援するものです。

次の4 地球温暖化防止県民会議活動推進事業費の県民会議活動推進事業実施委託料は、高知県地球温暖化防止県民会議を構成する県民部会と事業者部会のそれぞれの運営を委託し、県民や事業者と連携・協働して県民運動として温暖化防止活動を実施しようとするものです。

その下の地球温暖化対策普及啓発事業委託料は、効果的な普及啓発により、LED照明の買い替えなどの地球温暖化対策を実践する県民をふやす取り組みなどを公募型プロポーザルにより新たに委託しようとするものです。

当課の一般会計予算の平成30年度当初予算案の歳出の総額は9,967万円となり、前年度の当初予算額と比べて166万2,000円の増となっています。

続きまして、平成29年度2月補正予算案について御説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の235ページをお開きください。

歳出について、右にあります説明欄に基づき、主なものを説明します。

1 エネルギー対策費の小型風力発電事業化促進事業費補助金は、本年度の補助対象事業が、経費のかかる現地での風況の実測調査ではなく、比較的安価なシミュレーション調査であったことなどから減額するものです。

予算案に関する当課からの説明は以上です。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 新エネルギーの推進課という役割なので、いわゆる推進計画みたいなものが立てられていて、それに向かって事業を行われているんだと思うんですけど、予算をぱっと見たときに、課としてどういう努力がされようのかが予算上見えにくいと思うんですね。もう少しそういうあたりの導入への努力とか具体的な補助とかみたいな予算はどこにあるのかなあというのを、予算全体を見て思うところですけど。

◎山下新エネルギー推進課長 新エネルギービジョンというものを平成27年度に策定しておりまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画期間になっています。進捗状況も、平成28年度末の状況を見ますと大体410メガワットぐらいの設備導入が進んでおりまして、このまま順調にいけば何とか目標なんかも達成も見えてきているところですが、大きくは、やはり国の固定価格買取制度が大きく背景にありまして、これまで新エネルギーの導入が進んできて、当課のほうはなるだけその支援、県内での新エネルギー導入がうまく促進する形で、側面から何かできることはないかということではいろんな取り組みもしています。その一つが、例えば地域とうまく調和する太陽光の発電のためのガイドラインの策定だったりその運用だったりもするわけですが、直接的な予算としましては、エネルギー対策費の中にあります。余り大きな予算ではないですが、小型風力の発電事業化、これは調査費等への補助金ですので、まず風況をしっかりと調査していただいて、確実に採算がとれるというものについては事業化をしていただくということになります。

それから今年度、これも余り大きなものではございませんが、福祉避難所等の太陽光の発電設備の導入支援、これは自家消費を前提とした太陽光発電、大規模災害時の役に立ちますし、ふだん使いをしていただければ、自家消費なので温暖化対策、CO₂の排出削減ということで温暖化対策にも資するというので、新たな予算も組みさせていただいています。こういう予算も組み合わせ、基本的には大きな固定価格買取制度という追い風の中で現在進めています。この中で今大変大きな課題は、もう既に御承知のとおり送電網の増強がございますが、多額の費用を要することなので、引き続き国にしっかりと政策提言をして、解決に向けた取り組みを行っていただきたいと思っています。

◎塚地委員 地球温暖化対策県民会議なんかでも資料として、例えば1,000キロワット以上の発電施設の一覧とか各市町村が取り組んでいる風力とか水力とかの一覧みたいなものがあって、そういうのを見ていると、例えば小水力発電なんかもっと推進できるんじゃないかというように見えるんで、そういうあたりの例えば調査、ここに出ていますけれど、そういうところの予算規模がこんなんでいいのかなと、何かもっと積極的な県としての予算、推進力があってもいいんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はこの課の取り組みとしてどうですか。

◎山下新エネルギー推進課長 基本的に、固定価格買取制度で売電を行うものについて

は、ハードへの補助金はやらなくても固定価格というプレミアがつきますので十分利益は上げられるということなのですが、それまでの調査の補助金だとかが重要になってまいります。小型風力については、御説明しましたように補助金を構えているんですけど、小水力に対しても確かに課題は多くございます。県内の状況を見て、小水力がなかなか今進んでいない状況の1つに、小水力発電はすごく多額の初期投資を必要とする、ハード自体にも。なかなか住民の方が簡単にやるよりは、やはり民間事業者、法人形態をとったりして、一定の初期投資額が要るものですから、それらも必要となってくると。採算性がとれることは十分採算はとれると思うんですけど、一定の経費を要するというのと、あと候補地がなかなかわからないということもございます。

現在、民間事業者に対しては国の補助金もございます。手続は煩雑な面はあろうかと思いますが、そういう制度も利用していただきたいと。それから、市町村に対しては、公営企業局のほうで調査費の補助金、これがございますので、こういうものを活用していただきたいと思っています。それと今年度、候補地については、市町村からお寄せいただいた情報をもとに当課と公営企業局が協力しまして、現地も見に行きまして、一定の粗試算もした上で、その結果なんかもフィードバックしながら、採算がとれるものは少ないんですけど、そういう箇所についてはぜひ今後事業化に続けていただきたいといった取り組みも現在行っていますので、こうしたことをしながら事業化の促進を図っていきたいと考えています。

◎塚地委員 ぜひ頑張っていただきたいなというのがあって、このままだと目標達成というお話もあるんですけども、FITの金額もだんだん下がってくるような状況もあるし、やっぱり県としての独自努力でそこを押ししていくということが大事だと思うんで、ぜひお願いしておきたいと思います。

◎横山委員 地球温暖化防止県民会議活動推進事業費で、約1,200万円計上していますけれど、下段2つ目のほうは、LEDにかえていくとかということに対する設備の補助ということでしたけれど、その上の委託料ですよね、委託しているのがどういう団体に委託して、活動内容とはどのようなものか、お聞かせください。

◎山下新エネルギー推進課長 まず県民会議は、3つの部会で成り立っています。行政部会と事業者部会と県民部会の3つの部会。行政部会の事務局は当課がやっております、市町村と県の取り組みになります。それから、事業者部会の事務局は高知商工会議所をお願いして、実はこちらのほうに委託で業務委託をして部会の取り組みをしていただくというのをやっています。

具体的には、環境マネジメントシステムの民間事業ベースのエコアクション21がございまして、これの取得の促進なんかをセミナーの開催だとか支援だとかといった形で、そういった事業を商工会議所でやっていただいている状況がございます。それから、県民部会

のほうはNPO法人の環境の杜こうちが事務局になっていまして、こちらの事務局に業務委託という形で事業を行っています。

業務内容としましては、レジ袋の削減とかそういった形とセミナーの開催なんかもこれまで行っています。県民に参加していただける形で、そのほか公共交通エコポイント社会還元事業と申しまして、小学生にですかを使った乗車が体験できる事業も行っています。何とか公共交通の利用促進を図っていこうと、こうしたソフト事業をやっています。

それと、その下の地球温暖化対策普及啓発事業委託料、LED化なんかの、LED電球にかえていただく県民をふやす取り組みと申しましたが、ハードへの補助ではなくて、普及啓発によってそうした実際に行動を起こす県民をふやしていこうという業務をこれからプロポーザル委託をして募っていこうとするものです。

◎横山委員 エコアクションを導入している企業は今ふえていつているのかが1点と、普及啓発していくそのプロポーザルで、金額は600万円、そのカタログ代とかそういう見積もりで600万円を計上されているのでしょうか。

◎山下新エネルギー推進課長 まず、普及啓発事業委託のほうから申しますと、ホームページの作成ということで、県民会議のホームページ、今まで行政でつくったり事務局でつくっていただいたのを一元化して、よりわかりやすいホームページと。それから地球温暖化対策なんかを発信していただくのをホームページで200万円ほど組んでいます。また、先ほど申しました実際に行動に移す県民をふやすための普及啓発、いろんなマスメディアを使った広報、これで260万円ぐらい想定しています。そのほか広報ツール、ポスター、チラシ等で25万円と、あとアンケートなんか等も50万円弱とか、そういった形で見積もりに基づいて今こうした予算を組ませていただいています。

それから、エコアクション21については、1年前になりますけれど、平成28年度末で高知県内で227社が取り組んでいまして、累計ですけれど、年々更新しながらふえている状況にあります。ただ、県の入札工事における加算なんかがございますから建設業が多くなっています。これが204事業所ございますが、課題としましては、建設業以外にどう広めていくかが大きな課題となっていまして、頭を悩ませている状況であります。また事務局と一緒に考えていきたいと思っています。

◎横山委員 商工労働部のほうでも、BCPにおいて、建設業のほう加点になっているということで、エコアクション、私も承知しているんですけど、エコアクションも入札の加点対象になっているというところで、幅広く、せつかく事業者部会ということなんで、建設業のことだけじゃないと思うんで、幅広くどうやったらエコアクションに取り組んでもらえるかをさらに来年度は磨き上げていってほしいなと思います。

◎下村委員 今回新しくできた福祉避難所等太陽光発電設備導入事業費補助金なんですけれど、今回1,000万円の補助金がついていて、補助率3分の1ということなんで、どれぐ

らしいの事業所をまず今年度は対象にしているのか、そこら辺からまずは教えていただきたいと思います。

◎山下新エネルギー推進課長 箇所数という意味合いかとこちらで解釈しましたが、まず補助金、補助率3分の1で上限額500万円に設定しています。蓄電池と太陽光発電のセットでという形になりますから、組み合わせによって金額が違って来るんですけど、上限500万円を行かなければ2件から4件程度、行けば2件になるんですけど、あともう少し抑えていただけるようだったら2件から4件程度、10キロワット程度の太陽光発電とそれに40キロワットアワーぐらいの蓄電池だったらもう少し4件ぐらいになるのかなと、今のところはそう想定しています。

◎下村委員 先ほどの塚地委員のお話にも関連すると思うんですけど、福祉避難所は、こういう施設を持っていると本当にいざというときは助かることなんで、将来を見据えてどれぐらいの規模でどのぐらいの計画でこれを広めていくかというところが大変大事なポイントじゃないかなと思うんです。将来ビジョンというか目標的なものとか、どういう感じで広めていこうとしているのか、そこら辺教えていただきたいんですが。

◎山下新エネルギー推進課長 ビジョンではございませんが、今回予算化をするに当たって、福祉避難所と病院245施設に対してアンケートをとりました。回答が返ってきたのが82施設あったんですが、この中で、検討したいと答えていたのが17施設ほどございまして、これをもとに今年度は募集、もちろん全部が事業化できるかどうか、一定自己負担がかかりますので、すぐ事業化されるのではないと思いますが、まずは来年度については実績をつくりながら、また要望をとりながら、もし需要があるようであれば拡大も検討していきたいと考えています。

◎下村委員 何か問題があればそこら辺ぜひ調査していただいて、本当に県内全域で広がっていく取り組みにさせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎土森委員 これね、私、地球温暖化は物すごい関心があつてね。いろいろ委託費で検査をしていますが、どうですか、これふえていますか。温暖化が進んでいるというような調査結果が出ています。

◎山下新エネルギー推進課長 パリ協定という言葉が聞かれたと思いますが、一昨年にパリ協定が採択されて、全世界で取り組みを進めていきたいと思います、アメリカが今参加していない状況なんですけれど、そのときにやはり地球の気温が上昇を続けている客観的なデータがございまして、産業革命以前ぐらいから比べて今世紀末には何もしなければ五、六度上昇するんじゃないかと、それを何とか2度未満ぐらいに抑えようという目標のもとで各国取り組みをまずは始めていきたいと思いますという形で、世界的な取り組みが始まっています。高知県内はこの冬ちょっと寒かったんですけど、一方で北極圏が大分暖かかったかというお話もございまして、客観的なデータから見ればやはり温暖化は進んでいるん

じゃないかと思われま。

◎土森委員 トランプ大統領のことを言うてもいかんけどね、高知県でこういう調査しているわけですよ、県内でね。どうですかね、県内の状況は。

◎山下新エネルギー推進課長 県内についても、高知市なんかの気温を見ると上昇が続いていますので、各県も取り組んでいるんですけど、まずは県から出るCO₂の排出量を、もちろん国の取り組みもございますが、CO₂の排出を減らそうということで取り組んでいかなければならないと思っています。

◎土森委員 将来にわたって大事なことだと思いますね。温暖化が進むということは地球全体がアウトになるということで、地球に人類が住めなくなる危険性もあったりね。進んでいないという学者もおるし、進んでいるという学者もおるし、何かこの辺はよくわからないんですけど、しっかり監視していただけますようお願いしますね。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

〈環境共生課〉

◎梶原委員長 次に、環境共生課の説明を求めます。

◎三浦環境共生課長 当課から、まず平成30年度当初予算案について御説明します。

資料No.②議案説明書（当初予算）の438ページをお願いします。

当課の歳入について主なものを御説明します。

まず、9の国庫支出金、右の説明欄にございます自然環境整備交付金です。こちらは長距離自然歩道四国のみちの整備に充当するものです。

その次に、12繰入金のこうちふるさと寄附金基金繰入については、物部川と仁淀川の水質等のモニタリングや希少野生動植物の保護対策に充当するものです。

森林環境保全基金繰入は、希少野生植物の食害対策に充当するものです。

次に439ページをお願いします。

地球環境保全基金繰入については、環境活動支援センターの事業費に充当するものです。

14諸収入の受託事業収入、自然公園等管理受託事業収入は、月見山こどもの森に係りませ香南市からの受託事業による収入です。

林業振興・環境部収入の7環境共生課収入は、オフセット・クレジットの販売収入を見込んだものです。

15県債、牧野植物園整備事業債は、牧野植物園の磨き上げ整備などの財源です。

その下の災害復旧債は、自然公園の県有施設等が自然災害によりまして被災した場合の復旧費に充てる財源です。

次のページをお願いします。

当課の歳出について、右側の説明欄に沿って主なものを御説明します。

2の環境共生保全費です。

次のページになりますけれども、環境審議会の委員や環境影響評価技術審査会の委員の報酬や開催などに係る経費です。

3のオフセット・クレジット推進事業費です。

オフセット・クレジット認証センター運営等委託料は、市町村や民間事業者が創出しますオフセット・クレジットの認証事務やクレジットの販売促進を高知県山林協会に委託するものです。

オフセット・クレジット市場拡大事業委託料は、オフセット・クレジットの販売を専門の仲介事業者に委託するものです。この委託料は、実際に販売できましたクレジット1トン当たり3,240円を成功報酬として仲介事業者に支払うものです。

4清流保全推進事業費は、仁淀川と物部川のそれぞれの清流保全推進協議会の運営や企業との協働の川づくりなどを進めるための経費です。

5の四万十川総合対策費は、四万十川条例に係る流域保全や流域の振興を推進します経費です。

四万十川流域保全振興委員会の運営等の委託、四万十川財団の管理運営への補助金などの経費です。

次のページ442ページをお願いします。

6の希少動植物保護対策事業費のレッドデータブック改訂委託料は、平成11年に作成いたしました野生植物のレッドデータブックの見直しを行うため、本年度から3年間をかけて植物の状況を調査するものです。

希少野生植物食害防止対策委託料は、希少な植物を鹿の食害から保護するために、防護ネットの設置でありますとか防護ネットの調査のモニタリング調査を行うものです。

外来種リスト作成委託料は、外来植物の防除指針でありますとか防除マニュアルを整備するための基礎調査を行うものです。

生物多様性地域戦略改定業務委託料は、平成26年3月に策定しました生物多様性こうち戦略の計画の最終年度となりますことから、改定業務を行うものです。

7自然公園等施設整備事業費の施設整備工事請負費は、四国のみちの看板等の工事を行うものです。

8自然公園等管理費については、四国のみちの管理を市町村等へ委託するものや、次のページになりますけれども、月見山こどもの森管理運営の委託料です。

9牧野植物園管理運営費の管理等委託料については、牧野植物園の管理運営を公益財団法人高知県牧野記念財団に委託するものです。

また、牧野植物園の磨き上げ整備等に必要な予算としまして、測量設計等委託料、展示館改修設計委託料、工事請負費を計上しています。

牧野植物園の磨き上げについては、昨年12月に基本構想を策定いたしまして、その実現に向けまして、今年度から夜間照明の整備や（仮称）ファミリー園、スタディ園の整備に着手しているところです。来年度平成30年度には展示館の改修等にも着手してまいりたいと考えています。

詳細については、議案補足説明資料の赤色のインデックス環境共生課の11ページをお願いします。

ファミリー園については、本館と展示館を結びます回廊の南側に、自由に子供たちが走り回ることができます芝生広場や、50周年記念庭園や竹林寺、そして太平洋まで一望できる展望デッキなどを整備します。また、こちらの広場には、多目的トイレであるとか、あずまや、ベンチ等の休憩できる場所もあわせて整備する計画です。

回廊から北側に整備いたしますスタディ園については、学校の校外学習や修学旅行を初め子供から大人まで体験学習ができる園地として整備を進めてまいります。

次の12ページをお願いします。

VR映像システム等の導入です。

牧野博士が作成いたしました植物図等をバーチャルリアリティー、VRを活用して体験していただくとするものです。あわせまして、園内の四季折々の植物を4K映像で紹介する映像ソフトとあわせまして、平成30年度から平成31年度にかけて映像ソフトを作成いたしたいと考えています。また、博士が収集作成いたしました植物図や植物標本等の貴重なコレクションを常設で展示するためにスペースを設けたいと考えています。このため、展示館内の改修設計を来年度行いまして、平成31年度内に展示館をリニューアルしたいと考えています。

資料No.②議案説明書の443ページにお戻りください。

牧野植物園管理運営費のうち工事請負費については、先ほど申しました磨き上げ整備とともに、老朽化しました空調自動制御装置の更新工事や下水道への接続工事などに要する経費を含んでいます。

10豊かな環境づくり総合支援事業費は、NPO等の民間団体が行います地球温暖化対策の啓発、河川の環境保全、生物多様性の保全などの活動を支援するものです。補助金400万円ですけれども、定額で上限50万円の補助金の制度です。

11環境活動支援センター事業費は、県民の環境活動や環境学習への支援を行っています環境活動支援センター、通称えこらぼの業務を委託するものです。こちらの委託料については、3カ年の債務負担行為を行っておりまして、来年度は2カ年目になります。

次の444ページをお願いします。

公園施設等災害復旧事業費です。これは自然公園区域内の施設が台風などにより被害を受けた場合に備えまして、その復旧に必要な経費を計上しているものです。

以上が一般会計の概要です。当課の平成30年度の総額は、12億4,651万5,000円となりまして、前年度比で4億7,059万4,000円の増額となっています。主な増額要因については、牧野植物園の磨き上げ整備によるものです。

次の445ページをお願いします。

債務負担行為です。

映像制作等委託料です。こちらについては、先ほど御説明いたしました牧野植物園のVR等映像システムの映像制作、また機器の設置に係る委託料経費です。平成30年度から平成31年度までの債務負担行為としまして1億1,626万2,000円をお願いするものです。

続きまして、特別会計です。

774ページをお願いします。

土地取得事業特別会計です。

この特別会計は、高知県自然公園条例に基づきまして、本県のすぐれた自然を保護し、利用増進のために必要になる土地を取得、維持管理するものです。用地の取得については平成9年度が最終です。

歳入です。

自然保護基金の運用益、財産貸付収入、繰越金です。

次の775ページに歳出がございます。

歳出といたしまして、基金によりこれまで取得しました土地の維持管理に要する経費としまして、支障木の伐採などを行うものです。

以上で平成30年度当初予算の説明を終了します。

続きまして、平成29年度2月補正予算について説明します。

資料No.④議案説明書（補正予算）の236ページをお願いします。

歳入については、牧野植物園施設整備事業債が600万円の減額です。

次の237ページをお願いします。

歳出です。

まず1としまして、自然公園等管理費が122万8,000円の減額です。こちらについては、土佐清水市竜串のトイレに設置しますバキュームポンプの購入に係る入札残の減額です。

2 牧野植物園管理運営費のうち測量設計等委託料の減額については、ファミリー園等造成工事積算設計や管理効果照明設置工事測量設計の実施積算による減、またアクセス道路工事許認可手続を直営で実施したことによりまして委託料の減額になったものです。

また、工事請負費600万円の減額については、牧野植物園管理棟チラーの改修工事、またアクセス道路工事の入札残による減額です。

次の238ページをお願いします。

繰越明許のお願いです。

まず、自然公園等施設整備事業費です。この事業は、自然公園や四国のみちなどにおきまして、老朽化した施設の改修を行う事業です。このうち、仁淀川町にございます天狗高原への道の改修工事について、地権者との調整に時間を要したことに加えまして、入札の辞退によりまして2度の入札不成立がございました。加えまして、積雪によりまして12月からの施工が困難となりまして、年度内の完了が見込めなくなりましたことから、繰り越しをお願いするものです。繰越承認後の暁には、6月の完成を目指してございます。

次の牧野植物園管理運営費です。こちらについては、牧野植物園の効果照明について工事費及び施工管理委託料を繰り越すものです。詳細については、議案補足説明資料で御説明をしますので、環境共生課の13ページをお願いします。

整備の内容といたしましては、牧野植物園の南園及び温室を夜間に開園するための照明設備を設置するものです。植物園の植物を演出するための効果照明が252基、園路の安全のための足元照明等が142基を予定しています。

繰り越しの理由としましては、一番下側に画像を張りつけていますけれども、こういった照明の実験試験を実施する等のために、実施設計の段階で2週間程度日数を予定より超過しましたこと、また照明器具のメーカーによる製造納品に、当初の60日程度の見込みが実際には90日必要であることが判明しましたことから、年度内の竣工が難しくなったものです。繰越承認後については、7月の完成を目指して工事を進めることと考えています。完成後については、開園60周年を迎える植物園のさらなる誘客につなげてまいりたいと考えています。

以上で2月補正予算の説明を終了します。

続きまして、条例改正について1件御説明をします。

資料No.⑤条例その他議案の148ページをお願いします。

第78号としまして、高知県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

第6条としまして処分の条項に加え、第1条の目的を達成するために行います第4条各号に掲げる事業に充てるため、基金を処分することができるように規定するものです。また、附則の2としまして、条例の施行等としまして平成40年3月31日の期限を規定するものです。

詳細については、議案補足説明資料の14ページをお願いします。

基金の設置目的については、環境保全に関する知識の普及、環境保全のための実践活動の支援等地域に根差した環境保全活動を展開することによりまして、本県における環境の保全を図るものです。

基金事業の内容については、環境保全に関する情報発信、環境教育への支援、住民が行います環境保全活動への助言・指導などとなっています。

基金については、基金条例を平成2年3月に制定いたしまして、造成額は4億円です。その財源内訳は、国費が2億円、県費が2億円です。

この基金は、創設以来、いわゆる運用型で基金を運営してきたところでございまして、基金の運用益、利子になりますけれども、こちらを環境学習の講師の派遣等を行います環境活動支援センターの事業実施委託料の財源としまして、例年こちらに記載していますように260万円余りを充当してきたところです。

条例改正の概要です。

平成30年1月24日付で、本基金を所管いたします環境省から、地球環境保全基金の適切な管理等についてという通知がございました。基金事業を終了する時期は平成30年度から10年を超えない範囲内とする内容でして、この通知によりまして、最長で10年間の事業実施が定められましたので、来年度平成30年度から10年後に当たります平成40年3月31日を本基金の終了時期として規定を追加するものです。

次に、基金の終了時期が設定されましたことから、事業期間完了後は、基金の残高がある場合には、国庫相当額になります残額およそ2分の1を国に返納することになります。このため、今後は2分の1を国庫補助金事業と同じ位置づけで事業を実施するように、運用型から取り崩し型に移行しまして、基金を有効活用するように、処分の規定を追加するものです。

施行日については、平成30年4月1日施行することを予定しています。

なお、この基金を財源として活用する事業としまして、現在充当しています環境活動支援センターの委託事業に加えまして、新エネルギー推進課が所管しています地球温暖化防止活動に関する事業などを予定しています。

以上で環境共生課の説明を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎中内委員 来年度は牧野植物園が60周年ということで、PRはどのようなふうになりますか。

◎三浦環境共生課長 60周年になりますけれども、6月から8月にかけて、イギリスのキュー植物園、世界的にも有名な植物園になりますけれども、そちらから植物画をお借りしまして展示展をやるということです。こちらについては、牧野植物園と高知新聞社の共催で開催をすることになっておりまして、既に高知新聞の新聞紙上によりまして、新聞社の広告はかなり打たれています。また、植物園としましても、いろんな機会機会を捉えまして、ホームページなどを通じてPRに努めておるという状況です。

◎中内委員 その収支の予算はどうなっちゃう。

◎三浦環境共生課長 その事業については、高知新聞社も共催ということでございまして、赤字を出さないように、収益と費用をとんとんで少なくともとしたいと計画をしていま

す。

◎中内委員 それ以上のことは考えていないかい。

◎三浦環境共生課長 赤字になった場合については、6月から8月の2カ月間になりますので、新たなPRであるとか、最終的に赤字になりそうだとということになりますと、その費用負担についてどうするのかということで、基本的には2分の1負担ということで新聞社と牧野植物園で負担すると聞いています。

◎横山委員 VR、4K映像システムですけれど、これも大変期待、楽しみだなと今から思っているところですが、当初で2,300万円、債務負担で1億1,600万円ですかね、結構大きな事業になると思うんですけれど、どうつくる、作成業者というか、どう選定されるおつもりですか。

◎三浦環境共生課長 事業者については、プロポーザルで募集をかけたいと考えています。その映像については、現在では、VRを活用した映像が2本、4Kの映像を2本、合わせて4本を考えています。

内容については、事業者任せでつくっていただくのではなくて、植物園の職員が内容をしっかりと考えてそれを反映させた形で、事業者ともしっかり詰めていきたいと考えています。

◎横山委員 そういう意味でいうと、そのプロポーザルの評価項目というか、そういうのもやはり牧野の魅力をいかに発揮できるか、そういうところが重要になってくると思うんですけれど、その辺の評価の内容についてはどう思われますか。

◎三浦環境共生課長 こちらのプロポーザルについては、評価項目について、大きくは、御指摘をいただきました、その考えられているまずシステムの内容です。VRといえどもいろんな提供の仕方を現在考えていますので、私どもが現在考えている計画では、学校の1クラスが最低でも入れる50名程度のスペースを考えていますので、それが対応できるシステムにしていただきたいことがまず1点です。次は、考えられているその構想、どのような内容のものをお考えになられているのかという点になるかと思えます。もう一点は、やはり後々のメンテナンス費用です。導入費用はもちろんですけれども、後々のメンテナンス、年間費用がどれぐらいなのかも重要な採点項目になりますし、そのメンテナンス費用については維持費として専用の職員が必要になるのかどうかといった点も考えていきたいと考えています。

◎横山委員 あともう一点、通称えこらぼ、環境活動支援センター、ここに委託している内容と、どういう活動をされているんでしょうか。

◎三浦環境共生課長 現在プロポーザルによって3カ年で、今年度は1年目です。こちらについては、まずは小学校、中学校、いろんな学校であるとか幼稚園も含めて、あと民間団体もそうですけれども、いろんな団体が環境学習をしたいといったときの講師がなかな

か当てがないときに、その講師の方を紹介する機能を持っています。講師の方をそういった形で紹介して派遣をしていただくという点がございます。次に、環境絵日記ということで、県内の各学校にお話をしまして、小学生なり中学生に環境絵日記をつくっていただいて展開をしていっています。今年度でいえば、そこで最優秀賞だった方が日本でも最優秀を受賞されたという状況です。あと、いろんな形での環境学習、みずからも出張っていろいろなイベントに参加したりしています。

◎横山委員 さっき新エネルギー推進課でも御説明ありましたが、やはり全体、そういう環境をしっかりと普及させていく環境学習は、学生、子供のときから子供たちにしっかりと教えていくのは大変有意義な取り組みだなと思います。

◎土森委員 この牧野植物園の磨き上げ、これもすばらしいことだと思いますね。牧野博士の資産を高知県の宝としてお客さんに展示して見ていただくという、非常にいい構想だと思いますが、今の人材でマンパワー足りませんか。

◎三浦環境共生課長 正直、植物園からは、もう少し人をいただきたいとお話を頂戴しています。来年度については、新たに延長、拡張することがございますので、まずは園地の管理で職員を1名増員ということでお願いをしています。あわせて、スタディ園をオープンしますので、子供たちへの学習の機能を強化するというので、もう一名を追加することで、合わせて来年度は2名を増員することで考えています。状況によって、またその後どうするかは植物園と話をしていきたいと考えています。

◎土森委員 確かに子供たちにこういう環境教育をしっかりとやっていくということですから、これを整備してくると、園に来てくれるお客さんは随分ふえてくると思いますね。県内だけ、県外からも相当来られるのは、私の考えですけれども、ふえるなという思いなんですけれども、この辺をしっかりと対応ができるようなことにせんと、来てみて、いいものがあるけれども、対応、おもてなしが悪かったねと言われればそれで終わりですから。しっかりした体制はつくっておく必要がある、そのためには人材の確保が大事になってきますんで、2名ということですが、足りませんか。

◎三浦環境共生課長 園内の入園者に対する対応という点ですと、今年度、ガイドとしまして2名増員をしています。今年度は基本的に勉強期間ということで、園のいろいろな学習をしていただいている段階で、来年度から本稼働を考えておりまして、2名の方には特に団体の予約であるとか、必ずしも予約がなくても、ガイド自身、平日は時間があるときがあるので、そういったときにはフリーで来られるお客様に対してもいろいろできるように活動するというので今考えています。

◎土森委員 ぜひ万全の態勢でやっていただきたいと思います。

それと、いつも思うけれど、駐車場の問題があるんですよね、ここは。何とかこれ解決できんもんかなあとと思いますが、見通しはどうですかね。

◎三浦環境共生課長 工事にあわせて、まずアクセス道路を今年度中に完成をさせます。アクセス道路については、ファミリー園、スタディ園の工事のために使う道路ですけれども、工事が完了した暁には、土地そのものは竹林寺様の土地ですけれども、駐車場として一定使って構わないよということではいただいていますので、一般の方ではなくて職員が使う駐車場として活用しようということで、一般のお客様に対しましては多くなったときの対応で職員駐車場に入れていこうということで考えています。また、竹林寺と植物園の間のスペースがございませけれども、何台か、10台ちょっととめるスペースがございませけれども、あちらのスペースについてもこれから来年度、狹隘道路の拡張の整備も考えてまいりますので、若干あそこの駐車場のスペースも広げたいということで竹林寺ともお話をさせていただきたいと考えています。ただ、なかなか根本的な解決にはなりませんので、植物園には、近隣で土地が何とかできないかと引き続き当たっていただいております。

◎土森委員 あそこの言うたら駐車場を大々的にふやすという面積的なものもないし、昔ケーブルが上がってましたよね。赤字が出て、やめたらしいですけどね。もうああいうことはできんでしょうね。覚えちょう。ケーブルがあったよね。2、3回乗ったことがある。もうああいうことは無理でしょうね。

◎三浦環境共生課長 磨き上げの基本構想策定中に、委員からもその御意見を頂戴しています。ただ、何十億円という経費がかかることもございまして、なかなか実現は難しいと判断をさせていただいた経緯がございませ。私も小さいときに乗った記憶がございませ。

◎塚地委員 牧野植物園の磨き上げは私も大変期待をしているんですけども、それで新たに11月から一定供用が開始されることになって、これだけ施設整備すると、入園料がこれから検討課題になってくるのかなあと思っているんですけども、そこはどの議会ぐらいに入園料の案みたいなのが出てまいりますか。

◎三浦環境共生課長 今回の磨き上げ整備について、入園料は上げない前提で考えていますので、そちらは従前どおりで考えています。もう一点、御質問の趣旨ではないかもしれませんが、磨き上げ整備の中では、単独の入園料だけではなくて近隣の施設との連携もより図りなさいというお話も頂戴していますので、近隣のこういった観光の施設とも連携を図って、場合によると、例えばイベント時に連携した入園料、専用の前売り券であるという販売も今後は考えています。

◎塚地委員 何かすごい安心をしました。今もちょっと割高感があって、入園料が上がるのはいかがなもんかなと思っていたんで、大変うれしゅうございませ。

それで、この整備自体もすごく大事なんですけども、一貫して課題になっています圃場ですよね。やっぱり牧野植物園の貴重な一つの大きな柱でもあると思うんで、そこを安全なところに避難させる事業の着実な前進が必要だと思うんですけども、そこは今どんな状

況になっているんですか。

◎三浦環境共生課長 現実には、植物園と話をこれからも続けてまいりまして、なかなか一気に今の山の上のほうに上げていくことは困難ということもございますので、優先順位を決めまして、どれからどの規模で上げていくのかを詰めていきたいと考えています。

◎塚地委員 その御答弁で結構長いこと聞きゆう感じはするんですけど。やっぱりそこは牧野植物園の命というか肝なんで、道路を広げるのもいいんですけども、一つの大きな課題なんで、積極的に話し合っただけ進めていただきたいと思うんで、一定の費用がかかったとしても、大事なことだと思うんで、ぜひお願いします。

◎大野委員 1点だけ、牧野先生というたら仁淀川流域で植物を採集もされていまして、このVR映像にはぜひ、それを見ていただいた人が仁淀川流域へ行ってみたいなあというのをちょっとまぜていただいたら、こんなことをお願いしたいかなと思います。

◎三浦環境共生課長 正直、お約束は難しいですけど、映像については今回作成する映像が全てではございませんので、当課としましては希望として、何年後かには新しいものをつくっていききたいと考えていますので、そういった中では牧野先生の生い立ちの中で仁淀川なりという部分は当然取り上げていく話なのかなあと考えております。

◎大野委員 ちょっと仁淀川の山のほうへ行ってみたいと思える映像ができればありがたいです。

◎横山委員 さっきプロポーザルのときに、VRはクラスでの学習に対してすごく期待が持てると思うんですけど、県外からの修学旅行の誘致を図る、ここ結構私期待できるんかなあと。県内はいろんな学校から来てくれる、そのように恐らく回してくれると思うんですけど、県外から修学旅行の誘致を図っていく何か仕掛けというか展望、そのようなものはございますか。

◎三浦環境共生課長 具体的には、直接県外の学校に当たっていくとなりますと、近隣の四国内もしくは岡山、広島あたりをターゲットにということになるかと思えますけれども、現在実は関東圏の幼稚舎であるとか小学校が来ていただいています。ただ、やはり私立学校ということで、1週間ぐらいゆっくりと来ていただいていることもありますので、そういったところ、なかなか新規で学校に直接開拓は難しいことは考えられますけれども、旅行代理店に対して営業をしまして、結果的にこういうコースで御利用できますと学校へのPRにつなげていきたいと考えています。

◎横山委員 ぜひそちらのほうも伸ばしていただくように、また取り組みをよろしく願います。

◎梶原委員長 大野委員が大分謙遜して言われていましたが、牧野先生のルーツに触れるという意味では、そちらのほうに触れることは大変意義のあることでもあると思いますので、ひとつ参考にしていただければいいと思います。

質疑を終わります。

ここで3時20分まで休憩とします。

(休憩 15時4分～15時19分)

◎梶原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

〈環境対策課〉

◎梶原委員長 次に、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 まず初めに、平成30年度一般会計予算議案について御説明をします。

資料No.②議案説明書（当初予算）の446ページをお願いします。

歳入です。

8 使用料及び手数料の8 林業振興環境使用料は、環境省と高知市が、市内の棧橋通りの環境研究センターに大気測定データ収集用のパソコンを設置していますので、それに係る庁舎の目的外使用料などを計上しています。

2つ下の9 林業振興環境手数料は、当課が行っています産業廃棄物の収集運搬や処分業などの許可手数料を計上しています。

9 国庫支出金の8 林業振興環境費補助金は、市町村などが行います一般廃棄物処理施設の整備に係る指導監督交付金として国から交付されるものです。

3 委託金の7 林業振興環境費委託金は、環境省が梶原町に設置をしています酸性雨測定局の管理業務などを委託を受けて行うための経費に充てるものです。

447ページをお願いします。

14 諸収入の3 過年度収入は、平成14年3月に不法投棄をされていました硫酸ピッチを行政代執行により撤去した費用に係る弁償金です。

次の15 林業振興・環境部収入は、環境研究センターが入っています建物は環境研究センターと公益財団法人高知県総合保健協会とが区分所有をしており、環境研究センターが庁舎管理者として光熱水費などの管理費を一括して支払っているため、総合保健協会分の光熱水費を諸収入として受け入れるものです。

448ページをお願いします。

歳出です。

10 林業振興環境費の4 環境対策費のうち主なものを、右端の説明欄に沿って御説明をします。

2 廃棄物処理対策事業費は、廃棄物の適正処理や災害廃棄物への対応などに要する経費です。

2つ目の廃棄物緊急処理委託料は、市町村などと連携して行います不法投棄された廃棄物の撤去に要する経費です。

その下の産業廃棄物適正処理啓発事業委託料は、排出事業者や処理業者などを対象として適正処理啓発のための講習会を開催する経費です。

449ページをお願いします。

一番上の災害廃棄物処理対策事業委託料は、平成27年度から29年度まで開催してきました災害廃棄物処理検討会における検討結果などを反映して、高知県災害廃棄物処理計画バージョン1を改定してバージョン2を策定するとともに、災害発生時における市町村間の相互支援の仕組みづくりに向けて、県内を6ブロックに分けた災害廃棄物処理広域ブロック協議会の設置及びその運営支援等を行うための経費です。

その2つ下の候補地調査委託料です。新たな管理型最終処分場の整備については、本年2月に開催されました第6回候補地選定委員会において、最終候補地として3カ所が選定されたところです。後ほど報告事項として御説明しますが、現在、地元議会や住民への説明会を行っているところです。これと並行いたしまして、最終候補地として選定された3カ所における詳細な現地調査等をコンサルタントに委託して実施するための経費です。

その4つ下の不法投棄原状回復支援金返納金は、歳入で御説明しましたように、不法投棄されていた硫酸ピッチを行政代執行により撤去し、この撤去に要した経費1,800万円余りを不法投棄の行為者に求償してきているところですが、この撤去費用の4分の3に相当する1,300万円余りは公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団から支援をいただいていますため、昨年度に行方者から納付されました金額のうち、支援を受けた4分の3に相当する額を財団に返納するものです。

次の事務費には、清潔で美しい高知県をつくる条例に基づく事業としまして環境美化推進事業費が含まれておりまして、ボランティア参加の方々の傷害保険料、清掃用具や啓発用ポスター、ごみの処分費用などに支出をしています。

次の3環境研究センター費は、環境研究センターの庁舎の清掃等維持管理、測定機器や大気環境移動測定車の保守管理、環境保全上必要な測定や調査研究、技術指導を行うための管理運営経費です。

事務費には、平成30年度末に完成する予定の保健衛生総合庁舎2期棟に環境研究センターが移転するために必要な備品購入費を計上しています。

450ページをお願いします。

4環境保全事業費は、環境保全の推進を総合的に図るため、環境審議会水環境部会や公害審査会の開催、水質汚濁防止法や大気汚染防止法など環境法令に基づく環境監視や事業場の監視などを行う経費です。

その4つ下の公共用水域水質調査委託料から3つ下の道路交通騒音調査委託料までは、

環境法令に基づきモニタリング調査を民間分析機関に委託する経費です。

次の酸性雨測定機器保守点検等委託料は、歳入で御説明しましたように、環境省の委託を受けて酸性雨測定局で使用している測定機器の定期点検などを行うための経費です。

次のダイオキシン類濃度測定調査委託料は、法令に基づきダイオキシン類の一般環境中での状況を把握するため、大気、水質、底質及び土壌の調査を民間分析機関に委託する経費です。

その3つ下の事務費には、環境測定機器整備費としまして、大気環境測定局や環境研究センターで使用する測定機器の購入に要する経費など4,200万円余りを計上しています。

次の5ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理基金出えん金は、PCB廃棄物を処理する際、負担能力の小さな中小企業者の負担を軽減し、早期処理を促すため、処理費用に対して助成を行いますポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への出捐金です。

以上、環境対策課の平成30年度当初予算の総額は4億7,131万円、前年度予算額と比べて金額で574万3,000円の増となっています。

続きまして、債務負担行為について御説明をします。

452ページをお願いします。

先ほど御説明をしましたように、平成30年度末に保健衛生総合庁舎2期棟の完成に伴いまして環境研究センターが移転するため、その廃棄物処理と引っ越しの費用について、平成30年度から31年度までの2年間の債務負担行為をお願いするものです。

以上が第1号議案についての説明です。

続きまして、資料No.⑥条例その他議案の5ページをお願いします。

第51号議案高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案の当課所管分について御説明をします。

改正の内容としては3つございます。1つ目は、土壤汚染対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、汚染土壌処理業の譲渡等申請に対する審査に係る手数料の新設です。2つ目が、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行を考慮しまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う産業廃棄物処理特例認定等の申請に対する審査に係る手数料の新設です。3つ目も同様に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行を考慮しまして、使用済み自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に係る申請に対する審査に係る手数料の額を改定する等の必要な改正をしようとするものでして、施行はいずれも平成30年4月1日からです。

次に、お手元の林業振興・環境部の補足説明資料、赤いインデックス環境対策課の15ページをお願いします。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に関する内容から御説明します。

一番上の水色の見出しにありますように、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正によりまして、国が示します標準額が新設及び改定されることとなります。

その下の赤い見出しの廃棄物処理法の改正概要の（２）改正の内容をごらんください。

具体的には、分社化した親子会社が、法が規定する要件に適合する旨、知事から認定を受けた場合には、許可を受けることなく廃棄物処理業を行うことができるようになります。この２以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定制度が創設されることに伴いまして手数料の標準額が示されましたので、その下の青く色をつけた県の手数料徴収条例の改正内容にありますように、その申請手数料として、①２以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定申請手数料14万7,000円、②２以上の事業者による産業廃棄物処理特例認定の変更認定申請手数料13万4,000円が新たに追加されるものです。また、自動車リサイクル法関連では、③使用済自動車破砕業事業範囲変更許可申請手数料の標準額が、その手数料の積算基礎となります人件費単価及び物価の変動を反映して、現行の7万5,000円から6万7,000円に改定されることに伴い、その金額を考慮して、手数料徴収条例に規定する手数料を改正しようとするものです。

次に、16ページをお開きください。

土壤汚染対策法の一部改正に関する改正です。

土壤汚染対策法の一部改正により、一番上の緑色の囲みの右下、薄い緑色で囲まれました中にありますように、新たに汚染土壤処理業の譲渡及び譲受の承認、汚染土壤処理業の法人の合併または分割の承認、汚染土壤処理業の相続の承認、それぞれの手続が追加されることになり、その手数料を、既に設定しています汚染土壤処理業の新規許可手数料の積算方法に倣い、書類の受け付けから書面審査等、承認に至るまでに必要な一連の審査事務において想定されます審査時間に人件費単価を乗じた上に、その他必要経費を加算して算出し、その下の右側の黄色く色をつけた囲みの中にありますように、いずれも12万円とすることとして手数料徴収条例を改正しようとするものです。

なお、今回の手数料徴収条例を一部改正する条例により改正しようとする手数料については、いずれも四国の他の３県もこの２月議会で改正する予定であり、金額も本県と同額となる予定であると伺っています。

以上で環境対策課からの議案についての説明を終わります。

◎**梶原委員長** 質疑を行います。先ほど説明の中にもありましたように、新たな管理型最終処分場候補地選定については、委員会による候補地選定等の過程等について報告が後ほどありますので、それも踏まえての質疑を行いたいと思いますので、その件以外の質疑をお願いします。

◎**横山委員** 廃棄物緊急処理委託料ということですが、不法投棄とお聞きしましたが、年間の不法投棄の発見、処理はどれぐらいあるんでしょうか。

◎萩野環境対策課長 今年度は、見込みですけれども、この緊急処理撤去委託料を使用しまして3件の不法投棄、主に内容としましてはテレビとかタイヤとか廃プラスチックといったようなものを撤去する費用として134万8,000円余りを見込んでいます。

◎横山委員 発見に関しては、市町村の巡回というか、どういう形で発見されて処理されるのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 もちろん市町村からの通報もある場合もございますし、あと各福祉保健所に廃棄物監視員という警察官OBの方を1名非常勤で配置しております、そうした方にパトロールをしていただいて、管内の監視をしてもらっています。この撤去の委託料については、それぞれ福祉保健所管内で、産業廃棄物の協力の関係団体、消防とか警察とか市町村とかで構成する団体がございまして、そういう方々と一緒に同行して現場を視察していただいた上で、この土地の撤去をしましよと決めていただいて撤去している状況です。

◎横山委員 警察OBも一緒になってやってくれているのはありがたいことだなと思っています。OBの経費が事務費とかに入っているということなんですか。下の事務費に入っているということではないですか。

◎萩野環境対策課長 事務費の中に、県警のOBの方の費用は報酬として942万5,000円が含まれています。

◎横山委員 警察OBの方がそういうふうと一緒にやってくれるとありがたいと思うんですけど、地域的に偏在というか、全地区にしっかりそういう方が配置されているのでしょうか。

◎萩野環境対策課長 あくまでも県でお願いしていますのは、各福祉保健所に1名ということで、その方がその管内を定期的に決めて巡回していただいて、くまなく回っていただいていると聞いています。

◎横山委員 不法投棄は本当あってはならないことだと思います。また引き続き継続的な事業をよろしく願います。

◎塚地委員 先ほど条例の改定のところで説明いただいたことで、教えてもらいたいんですけど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正のほうで、改正の内容は、今まではみずから処理の部分で分社化をして、分社化したほうが廃棄物の処理業者の許可を得てその仕事をしていたということで、今回の場合は、分社化したところが一体性の基準があったら廃棄物処理業者としての認可を受けなくてもよくなるということなんですか。

◎萩野環境対策課長 ちょっと説明が十分でなかったかもしれませんが、これまでは、例えば分社化したら、それぞれの親会社、子会社それぞれがそれぞれに許可をとってやらないといけなかったものが、ここに書いていますように、(2)の改正内容の下の茶色の囲みのところに書いてありますように一体性の基準がありまして、完全な親子会社と

か、親会社の子会社に対する何とかとあってございますけれども、この要件を満たせば一体性があるということで、一体として許可が要らなくなるということで、特例的に規制緩和じゃないですけど、されるということになります。

許可はとっちゃかないかんですけれど、どっちかがとちよって、2つともとらなくてもいいということです。

◎塚地委員 そう言うていただいたら、わかりました。どちらかはとらんといかんということですね。

◎梶原委員長 もう一つの土壤汚染対策法の改正に伴うもので、その改正の背景として、中央環境審議会の答申が、汚染土壤処理業の許可を譲り受け、合併、分割、相続、暴力団排除について法律に位置づけられないためにという答申を受けてのこの法改正なんですけど、以下を追加するというか、汚染土壤処理業の譲渡及び譲り受けの承認、合併または分割承認、相続承認ということを追加ということでありまして、この暴力団排除についてはそれぞれに盛り込まれているということによろしいんですか。

◎萩野環境対策課長 改正の背景まで少し踏み込んで説明していなかったんですけども、この土壤汚染処理業が平成15年2月に施行されています。前回の改正が平成20年4月でしたけれども、今回の見直しとなった背景としては、この法の附則の中で、5年経過後には施行状況について検討を加えて見直すということが規定されています関係で、中央環境審議会のほうで見たときに、他法令ではこういった許可の譲り受けとか合併とかそれぞれの手続が位置づけられているにもかかわらず、土壤汚染対策法ではそうしたことが位置づけられていなかったこともありまして、今回こうした見直しをするように中央環境審議会からの答申を受けてこういう改正の運びになったというところですよ。

◎梶原委員長 暴力団排除についての部分がどのように今回の法改正に盛り込まれているかというところを聞きたいんですが。

◎萩野環境対策課長 手続としてはこの3つの手続だけでして、暴力団排除については規制として位置づけられていますけれども、今回新たな手続がふえたものではございません。

◎梶原委員長 手続には関係ないけれども、この答申で出ているこの部分については何らかで、盛り込まれている認識でよろしいですか。

◎萩野環境対策課長 はい。

◎梶原委員長 それともう一点。廃棄物処理対策事業費の災害廃棄物処理対策事業費についてなんですけど、高知県の災害廃棄物処理計画のバージョン2をつくるということと災害廃棄物処理の広域ブロックの協議会を設置及び運営支援をしていくということですが、たしか本年度までに全市町村において市町村災害廃棄物処理計画を策定を目標に置かれてきた計画となっていましたけど、現状はどうですかね。

◎萩野環境対策課長 ただいま私の手元には2月13日現在で調べたものがございまして、それでいきますと、市町村で策定のできていない着手前が2町村ございます。それ以外のところは策定済みあるいは策定作業中で、たใดずれにしても今年度末までには全て策定していただけるとお聞きしていますが、2月時点ではそういった状況でした。

◎梶原委員長 2月時点でまだ策定に着手していないのに本年度末には可能なんですか。それとあわせて、じゃあどうしてそこまで着手できていないのか、理由もあわせてわかっただらお願いします。

◎萩野環境対策課長 個別に策定中あるいは着手前のところの市町村については訪問させていただきまして、状況もお聞かせいただいているところですが、この2つの町村についても年度内には策定できると伺っていますけれども、今その理由についてはちょっと承知しておりませんが、そういう状況です。

◎梶原委員長 ただ、2月の時点で着手をしていないということは、実際それぞれの町村の規模にもよりますが、こういったものを作成するのであれば、やはりそれぞれの市町村の2月議会にしっかり説明もしてつくっていくべきものだと思いますが、その辺を全然飛ばして年度末に策定ということは本当に可能なんですか。

◎萩野環境対策課長 個別に申し上げますと、1つのところは、私どもの県が示したひな形がございまして、その内容確認中ということで、2月には策定予定であるということでした。もう一カ所については、3月には策定予定ということで具体的なことはお聞きをしています。現在どうなっているかはまだ確認できていないんですけれども、2月の段階でそういったことでした。

◎梶原委員長 多分その市町村の中でそれができていない限りはその広域ブロックへもなかなか参加しにくいとか、参加したところで自前のものがなかったらなかなか積極的にいろんな協議がしにくいと思いますので、またその辺はぜひお願いしたいと思いますが、その広域の処理調整を今後どう進めていくのか、広域の中でどこが主体を持ってとか、その辺をもう少し詳しく御説明いただけますか。

◎萩野環境対策課長 今、通常のごみも県内を6ブロックに分けてまして広域処理ということで、平成10年ごろに計画を立てたものがございまして、そのとおり進んでいる地域もございまして、まだちょっと十分でないところもございまして、そのくくりと同じような考え方で、災害廃棄物の発生したごみについてもなかなか1市町村単独では処理が難しゅうございます。まずはその広域のブロックで処理をしていく、それでできなければ県全体としてどうしていくのかとか、あるいは中四国でどうしていくのかということで、どんどん広げていかなければいけないと思っていますし、四国に関して言いますと、環境省のほうは中国四国でそういったブロックでの検討も進めていますので、そうした情報も入手しながら、広域処理をどうやればできるのかということは来年度以降も情報収集しながら

ら考えていきたいと思っています。

◎梶原委員長 最後に、県の災害廃棄物処理計画のバージョン2を作成ということになっていますが、現時点で主な改正に盛り込むことが、方向性とか、改定の方向性がわかっている範囲でお願いできますかね。

◎萩野環境対策課長 平成27年度から今年度まで3年間にわたりまして検討会を開催しまして、今のバージョン1について具体的にできていなかったところということで、それぞれ検討してまいりました。その結果、市町村の行動マニュアルですね、具体的に発災時にどういうふうにして処理をしていくのかとか、あるいは県の行動マニュアルとかもつくってまいりましたし、あとは災害廃棄物の発生量についても見直しをしていくことで、そういう話もございますので、そうしたものの内容が中心になってくると思いますけれども、あとそのほかとしましては、熊本地震の知見とかそうしたことも踏まえたものを反映していきたいと今のところは思っています。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続きまして、林業振興・環境部から5件の報告を行いたい旨の申し出が 있습니다ので、これを受けることにします。

まず、林業環境政策課からは、第3期産業振興計画（林業分野）の平成30年度の改定のポイントについて及び日EU・EPA及びTPP11の高知県（林業分野）への影響等について、高知県税条例の一部を改正する条例議案（森林環境税）について説明を求めます。

◎坂本林業環境政策課長 私のほうから3件まとめて御報告します。

お手元の商工農林水産委員会資料（報告事項）赤色のインデックス林業環境政策課の1ページです。

第3期産業振興計画バージョン2におけます林業分野全体の平成30年度改定のポイントについて御説明します。

左の上にごございます柱1の原木生産のさらなる拡大に向けましては、青の丸拡とごございます高性能林業機械の導入・整備については、来年度、リース事業を創設しまして、これまで機械の導入ができていなかった事業者の皆様などにも活用していただき、より効率的な生産に取り組んでいただきたいと思います。

同じく、柱の1の右にごございます再造林コストの縮減に向けてですが、赤の丸新とあります一貫作業システムの促進については、伐採された木の搬出の際に使用した機械を活用して植林する苗を運搬するなどによりまして、皆伐と再造林を連続して行う一貫作業システムにより再造林コストの縮減を目指すものです。

左下の柱2の加工体制の強化に向けましては、青の丸拡の事業戦略のフォローアップに

ついて、製材事業体の事業戦略を着実に実行できますよう、その実践や必要に応じた磨き上げに対する支援を行ってまいります。

右下の柱3の流通・販売体制の確立に向けましては、来年度は、高価格での取引が見込まれます良質材のA材をより高くより多く売る仕組みを構築することによりまして、中山間地域に利益を多く還元することができますよう、特に力を入れて取り組んでまいります。具体的に申しますと、大型トレーラーによる役物定期便の定着、非住宅建物への土佐材の活用に取り組みを拡大していきますとともに、新たに土佐材センターの設置によりまして外商体制の強化をしてまいります。

真ん中の柱4の木材需要の拡大に向けましては、赤の丸新にございます木造化を促進するための設計への支援を行うことや、デザイナー等と連携しました商品開発を行いました、木製品の付加価値を高めてまいります。

右上の柱5、担い手の育成・確保では、林業大学校の専攻課程の中に木造設計のエキスパートを育成するコースなど3つのコースを設けます。

これらの施策がつながりまして好循環の輪をつくることにより、中山間地域が活性化し、山で若者が働く全国有数の国産材産地となることを目指してまいります。

次の2ページ目ですが、これは先ほど申しました柱ごとの具体的な取り組みの状況をまとめた資料で、展開イメージを整理した体系表となっていますので、説明は省略します。

次の3ページをお開きください。

第3期産業振興計画バージョン2におけます取り組みを林業部会に報告しましたところ、おおむね計画どおりに進捗しているとの評価をいただいたところですが、主な御意見について御報告します。

まず1の、今年度産業振興計画の取り組みに対します御意見としましては、林道整備についてワーキンググループで検討している路線は林道専用道のみが進んでいくのではないかと懸念している、それから、国道、県道、市町村道とのアクセスの問題があり、市町村や土木部との連携も大事といった御意見をいただきまして、事務局からは、林業専用道のみではなく、地形、コストなど全体を見ながら最適な方法を協議している、また市町村も林道整備促進協議会に参画しており、土木部とは別途県庁内の会議を活用しまして情報共有していく旨をお答えさせていただいたところです。

次に、今後の取り組みの方向性については、平成30年度改定ポイントとしまして、原案どおり了承いただきました。

いただいた御意見としましては、1の原木生産のさらなる拡大の点ですが、1つ目にございます再造林への意識づけをしっかりとしてほしいという御意見、それから4つ目にございます国の森林環境税の取り組みにより中山間に定住できるよう地域の活性化を図る必要があるといった御意見、また2の木材需要の拡大については、1つ目にございます木造

建築に携わる技術者を確保できる対策を行うことが必要といった御意見をいただきました。

これらの御意見を踏まえまして、今後、林業分野の目標達成に向けた取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えています。

次の4ページのA4カラー横の資料です。

日EU・EPA及びTPP11の高知県への影響等について、全体の説明についてはさきに商工労働部より説明がありましたので省略しまして、本県の林産物への影響について御説明します。

国の計算方法に準じて本県への影響を試算した額となっています。上の計算方法のところにありますように、国の算出方法は、従業者30人以上の事業者の生産額により算出していますが、30人以上の事業者の都道府県別の生産額は公表されていないことと、小規模な事業所が多い高知県の事態により近いこともございまして、公表されている4人以上の事業者の生産額から本県への影響を試算しました。上の日EU・EPAによる本県への影響額は約3.9億円から7.8億円となっておりまして、下のTPP11は約0.3億円となっております。

続きまして、資料の7ページの上のほうにございます②林産物のところをごらんください。

試算結果に対する本県の見解としましては、製材用の原木は、安価な輸入構造用集成材や製材品が流通することによりまして、国内の製材品等の相対的な価格低下を招き、その原材料となる原木価格への影響が懸念されているところです。

今後の具体的な対策としましては、8ページの②林産物にございますように、施業の集約化とともに路網整備や高性能林業機械の導入などを促進しまして生産コストの縮減を図ることや、木材加工施設の生産物の効率化や製品の高付加価値化を推進するとともに、事業戦略づくりによりまして体質強化を図ることなどにより、製品の競争力を高めてまいります。また、CLTを初めとした木材需要の拡大と、来年度からは外商体制をより強化し、A材の需要拡大と販売促進を一層図ってまいります。県経済へのマイナス影響ができるだけ軽減されますよう、国の経済対策を積極的に活用していくとともに、引き続き国に対しまして積極的な政策提言を行ってまいります。さらに、産業振興計画の取り組みを通じまして、県としても着実に対策を講じてまいります。

以上でEPA等の影響の説明を終わります。

続きまして、報告事項の10ページ、11ページです。

県税条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

この条例改正は森林環境税に関するもので、この森林環境税は、森林の持つ水源の涵養などの公益的機能の低下を予防し、豊かな森林を未来に引き継いでいくために、県民の理

解と協力のもとに森林環境の保全に取り組むための財源を確保することを目的とし、平成15年度に導入されました。この森林環境税は、個人と法人に対しまして県民税の均等割に一律500円を上乗せする方法により、課税期間を5年間と定めて、今年度が第3期の最終年度となりますことから、検討を行いました結果、森林環境税の課税を今後も継続する必要があると判断いたしまして、引き続き平成35年3月31日まで5年間の延長を行おうとするものです。

2の(1)にございますように、税率及び用途についても現行のとおりとしています。具体的な充当先は、平成30年度当初予算案に計上しています。1月から実施しましたパブリックコメントでは、県の森林環境税の継続に反対する意見は特になく、税の継続や用途の拡充を求める意見が主となっていました。

資料の11ページをごらんください。

平成31年度の税制改正で創設が予定されています国の森林環境税と森林環境譲与税について、その概要を御説明します。

平成30年の通常国会で森林関連法を改正し、新たな森林管理制度を平成31年4月に創設することとしていますが、この制度によって、自然的条件が悪く採算ベースに乗らない森林で、所有者に管理する意思がなく、この森林の管理を引き受ける業者がない場合に、所有者にかわって市町村がみずから管理することが可能になります。そして、この制度に基づきます森林整備事業を市町村が実施するために必要となる財源を確保するため、国の(仮称)森林環境税と(仮称)森林環境譲与税を創設することとしています。

次に、制度の概要にありますとおり、国の森林環境税は年間1,000円を市町村が個人住民税の均等割と合わせまして賦課徴収するもので、平成36年度から課税を開始することとされています。

また、森林環境譲与税にありますとおり、森林現場の諸課題に早期に対応するために、新たな森林管理制度が平成31年度に施行されることに合わせまして、森林環境譲与税の地方自治体への譲与を平成31年度から開始する予定となっています。この譲与に当たりましては、国の森林環境税がまだ課税されておりません平成31年度から35年度までの5年間の森林環境譲与税の財源は平成36年度からの税収を先行して充てるという考え方によりまして、暫定的に特別会計における借り入れで対応することとしておりまして、平成36年度から課税が始まる税収の一部を使って借入金を償還することとされています。

次に、国と県の森林環境税の重複についてにありますとおり、今回延長しようとする本県の森林環境税の課税期間は平成30年度から平成34年度までの5年間を予定しており、平成36年度に導入予定の国の森林環境税とは課税期間は重なりませんが、一方で、平成31年度に特別会計からの借入金による国の森林環境税の課税開始に先行して市町村に対する譲与が開始されますことから、本県の森林環境税を使った事業との関係を整理しておく必要

がございます。

下段の表に、現時点で明らかにされています新たな森林管理制度により市町村が行う事業と本県の森林環境税による事業を対比していますが、国の事業によります間伐と本県の森林環境税による間伐は所有者の整備意思の有無により区分できますことから、重複はないものと考えています。一方で、表の右端の用途にございます木材利用、それから普及啓発などの事業に関しましては、内容が重複する可能性がございますことから、事業のあり方などについて、今後の国の動向を注視しつつ、必要となれば所要の見直しを行うことといたしまして、改正条例の附則に検討条項を定めることとしています。

以上で私からの報告を終わります。

◎梶原委員長 それぞれ3点について質疑を行います。

◎横山委員 きのう商工労働部と農業振興部からもこのTPPのEPAの話がございまして、いろいろと御説明を受けたんですけど、林業についてすごい私も心配というか、この見解ですね、製材用の原木価格が相対的な価格低下を招き、その原料となる原木価格への影響が懸念されますと。それに関してさまざま施業の集約であったりとか事業戦略で高付加価値化をしていく、またCLTを普及していくということを書かれていますけれど、やっぱりそれに対して積極的に国へ危機感を持って政策提言を訴えていただいて、路網の整備に関してもまだまだおくらせていますし、さまざまなことに関して、国が林業成長産業化だというのであれば実際国が全力で取り組んでもらいたいということを高知県から私は声を上げていってもらいたいと思いますけれど、その辺の御所見を部長にお聞きします。

◎田所林業振興・環境部長 特に本年度ですけれども、国のほうにEPAの妥結が迫るといような情報が出だして以降、積極的に政策提言も行ってまいりました。結果として、こういうことになっていますけれども、国のほうも国内対策をしっかりとっていただいていますし、補正予算もとっていただき、当初予算のほうでも額を積んでくれていますので、県としては国の施策をしっかりと活用して県内の体制を整えていきたいと思えます。ただ、現状のままでは十分でもございませんので、委員おっしゃられたように、もっとしっかりと成長産業化に向けて、また関税が撤廃される時期までに、しっかりした国際競争力をつけられるように、体制整備できる予算措置を引き続き国のほうに政策提言していきたいと思っています。

◎大野委員 さっきの話とも重なるんですけども、この中に、CLTの部分で経済同友会との連携と書いています。この連携の内容をお伺いしたいんですけども。

◎小原木材産業振興課長 経済同友会との連携ですけれども、現在、経済同友会のほうでは、CLTを初め木材需要の拡大について、需要者視点、使うほうの視点に立って、政策提言書を今作成している最中です。3月22日には一応でき上がったものを記者会見という方向になっていまして、今後はそれに基づいて高知県との連携であったり、あるいはCL

Tの首長連合のほうとも連携しながら、CLTだけでなく木材需要全体について一緒になって取り組んでいきたいと考えています。

◎土森委員 相当腰を入れてやらんと、マイナスの要因がふえてくると思うね。それで、例えば施業集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、これはお金を入れたらできることなわけよね。ここで心配ながは、B、C材は相当今販路を拡大して伸びていますよね。良質材のA、これの利用が物すご少なくなっている。これを伸ばさんことにはいかんと思いますよ。これをやっていくための戦略だとか販売体制だとか利用拡大をするための考え方は今からどう考えていますか。

◎久川企画監（外商促進担当） A材対策については、きょうお話ししました新たな活用も探るといことで、外商体制の強化、それと非住宅部門での新商品の開発であるとか、それと先ほどの経済同友会であるとかCLT首長連合などと連携した需要拡大などを全部含めまして、新たな活用策を検討したものを外商対策として、土佐材センターに県外に提案、営業をかけて売っていくという戦略をとろうとしています。

◎土森委員 これね、前なら良質材は引っ張りだこということがあったんですよね。今、反対になって、いいものは、表面的に見せる建築材は少なくなっている。その中でA材を需要拡大していくのは相当苦勞せんと、今までのやり方ではだめだと思いますよ。これ今後の問題だろうと思いますけれど、やっていこうということですから、相当これ工務店との関係だとかいろいろあると思う。

実は、数年前に我々東京の工務店に視察に行ったんですよね。前にもちょっと話したかもわからんけれども、ここで土佐の木の原木を家の発注者に見せてね。それで、この木で家を建てますよと。物すごい好評だったという話を聞いて、それ、今なお続いていますよ。大豊かどっか、嶺北のほうまで見に行っってね。

◎久川企画監（外商促進担当） 高知県の山を見てもらう産地セミナーも開催しております、昨年度でいえば97社255人、高知県に来ていただいています。今年度についても、2月末で59社177人、高知へ来ていただいております、例えば施主さんが来ていただいた場合は、伐採祈願祭のように山を、自分の家を建てる木を切ってくれるところからやっていただいたりするようなものでありますし、問屋さんであれば、高知の製材業者とか山を見て回ってもらおうとかを続けています。

◎土森委員 最初、東京で話聞いたときに、これはいいなと思ってね。ずうっと続いてやっているとことは情報で入っていましたけれど、なかなかたくさんの方が来てくれて、たくさん土佐の木を見ていただいて、これ実質どれぐらい量販拡大だとか、A材だけではないと思うのよね。あれ板か丸太を見せるやろ。

◎久川企画監（外商促進担当） 先ほどの消費地に来ていただくのは、ほとんど製材品です。

◎土森委員 それぞれいろいろやり方あるかもわからんけれど、A材を伸ばさんことには、この対策はなかなか難しいと思う。CLTも伸びゆけど、CLTにA材は必要ないわけだね。外装で見えるところにいい材を使って、昔ならA材も引っ張りだこで、B、C材をどうしようかという反対の議論があって、ぜひ今後、A材に力を入れてください。

◎田所林業振興・環境部長 私ども本当に、高知の豊かな山、せっかくこんだけ成長しておるのをしっかりと生産して、林業者の生活が潤うとともに川下の事業者も潤うように成長産業化していきたい、つい最近までは原木の生産、担い手の育成ということで非常に力を入れてやってまいりました。それに加えて、30年度はA材対策というものをしっかりとやっていく必要があると、そういう意気込みで予算を編成しました。

ただ、いろいろ事業をやるといいますが、県が本気でA材対策をやる気になっておるのかもなかなか見えにくいところもあると考えましたので、今回、木材協会の中ではございますけれども、A材をしっかりと売っていくという姿勢を県民の皆様にも御理解いただけるように、土佐材センターというものを設置しまして、県の本気度を見せられたらという思いでやりよります。

今回の戦略3つ御説明させていただきましたけれども、大事な住宅のところのシェアも拡大をしていきますし、やはり非住宅、今後はそこに力を入れていかないかん。非住宅の中でも、はりとかというようなところでA材というものも使われると思いますし、そこでもしっかりと売っていきたいと思いますし、それから高付加価値をしっかりとつける必要があるということです。新たな製品の開発とかを県内のデザイナー、場合によっては県外のデザイナーの方々にも御協力いただいて新商品を開発して、付加価値をつけて売っていく、そういったことを来年度からしっかりとやっていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

◎土森委員 決意のほどは聞いたがね。得月の天井板、物すごいのを使うとろう。A材、特別A材というか、そういうものも、いい材を使えばこういうことになりますよと見せることも必要だと思いますね。得月だけやなしに、古い家は必ずいいものを使っている。ぜひ頑張ってください。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

次に、伊方発電所の安全対策等に関する四国電力との勉強会（第18回）について、新エネルギー推進課の説明を求めます。

◎山下新エネルギー推進課長 それでは、商工農林水産委員会資料（報告事項）の新エネルギー推進課と書いてある赤のインデックス12ページをごらんください。

去る2月2日に開催しました伊方発電所の安全対策等に関する四国電力（株）との勉強会（第18回）において、四国電力が原子力規制委員会の審査を受けたときの資料に基づき説明した内容等をもとに県が作成した本資料に基づいて御説明をします。

それでは、13ページをごらんください。

まず、火山の影響評価ということで、伊方発電所は火砕流などの影響を受けないのですかという問いに対しての回答をいただいています。

伊方発電所に影響を及ぼす可能性がある火山については、原子力規制委員会の原子力発電所の火山影響評価ガイドに従って、文献調査により抽出しています。2段落目のほうを見ていただいて、このガイドでは、抽出された火山の火山活動に関する個別評価を行い、原子力発電所の運用期間中に設計対応不可能な、つまり立地できない火山事象が到達する可能性を確認する立地評価を行うこととされています。

次の14ページをごらんください。

この立地評価の中ですが、まず伊方発電所の敷地からの距離が半径160キロメートルの範囲に分布する第四紀、これは約260万年前から現在までの期間なんですが、第四紀に活動した42の火山を抽出しています。

これをもとに、次の15ページをごらんいただきたいんですが、これらの42の火山を、①完新世、これは約1万年前から現在までの期間に活動を行った活火山と、②の将来の火山活動の可能性が否定できない火山ということとして抽出した結果、この42の中から①で鶴見岳、由布岳、九重山、阿蘇、阿武火山群の5火山、それから②としては姫島、高平火山群の2火山、合わせて7火山となっています。

この下のほうを見ていただきますと、この7火山の火山活動の影響を見ていくわけなんですが、この抽出した7火山について、このガイドに基づいて火山の個別の評価を行ってまいります。一番下にありますように、火砕物密度流とか溶岩流、それから岩屑なだれ、地すべり及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動といった事象を見てまいります。

次の16ページ下のほうを見ていただきますと、まずこの個別評価を実施するに当たって、運用期間中の火山の噴火規模を想定する必要がありますが、抽出した7火山の噴火規模については、過去に巨大噴火を発生させた阿蘇については、現在の地下のマグマだまりの状況などによって、後カルデラ火山噴火ステージにおける既往最大、過去最大規模の噴火を考慮すると、この後カルデラ火山噴火ステージは、次の17ページの上に噴火ステージ区分という4つの類型を載せています。プリニー式噴火ステージ、それから巨大噴火を起こす巨大噴火ステージ、それから中規模火砕流噴火ステージ、それから後カルデラ火山噴火ステージ、阿蘇の場合はこの後カルデラ火山噴火ステージと考えられることとなります。それから、阿蘇以外、過去に巨大噴火を発生させたことのない阿蘇以外の6つの火山については、過去、既往最大規模の噴火を考慮ということで、まず噴火規模を想定しています。

そして、17ページの真ん中ほどにあります②火砕流などの火山事象の評価になりますが、7火山の火山事象を個別評価した結果、この火砕物密度流、火砕流などについてのこ

となんですが、阿蘇については、火砕流堆積物の分布は、後カルデラ火山噴火ステージにおける既往最大規模の場合は阿蘇カルデラ内に限られまして、また敷地周辺のボーリング調査の結果、過去最大の巨大噴火の場合でも敷地までは達しておらず、発電所に影響を及ぼす可能性はないと評価されています。それから、九重山という山については、既往最大規模の噴火の火砕流堆積物の分布は九州内陸部内に限られていることから、発電所に影響を及ぼす可能性はないと評価されています。その他の5つの火山については、大規模な火砕流は認められず、発電所に影響を及ぼす可能性はないという評価がされています。

次に、18ページをごらんください。

その他の溶岩流及び岩屑なだれ、地すべり及び斜面崩壊については、敷地から50キロより遠くに位置するため、影響はありません。それから、新しい火口の開口及び地殻変動については、敷地までの距離は十分離れているから問題となるものではないという評価がされています。

こうしたことによりまして、伊方発電所の運用期間中に設計対応が不可能な、つまり立地できない火山事象が発電所に影響を及ぼす可能性はないと評価されておりまして、立地に影響はないと評価しているという説明を受けています。

次に、19ページをごらんください。

特に先ほど申し上げました火山の中で、阿蘇の巨大噴火について特記したのになります。

阿蘇は過去4回にわたり、19ページに載っていますが、巨大噴火が起こっています。特に最新の約9万年前から約8.5万年前の巨大噴火、阿蘇4と言われるんですけど、これが最大規模でありまして、火山灰は日本全域に、それから火砕流堆積物は九州北部及び中部、山口県南部の広い範囲に分布しているような巨大なものだったと言われてしています。

19ページの下の方は、先ほど御説明しました噴火ステージになります。

次の20ページ上のほうにあります。現在の阿蘇の噴火ステージなんですが、最短の活動間隔約2万年に対して、最新の巨大噴火阿蘇4から約9万年が経過していることや、現在、多様な噴火様式の小規模噴火が発生していることから、先ほども申し上げましたように、後カルデラ火山噴火ステージと考えられているということになります。下の段落を見ていただきまして、またこのカルデラをつくるような巨大噴火は、珪長質マグマと言われる粘性の高いマグマの大規模なマグマだまりが圧力の高まりによって一気に爆発することにより発生すると言われてしています。

これを念頭にちょっと置いていただきまして、次の21ページをごらんください。

現在の阿蘇の地下のマグマの状況なんですが、地震波速度の解析において、カルデラ中央部地下には小規模なマグマだまりが存在すると考えられていることや、火口の状況を見ますと巨大噴火を発生させる大規模な珪長質マグマだまりはないと考えられること、それ

から電気抵抗値を解析した結果、カルデラの地下10キロより浅いところには大規模なマグマだまりはないと考えられることなどから、巨大噴火直前の状態ではないという判断をしているということになります。一番下を見ていただきまして、このように現在の阿蘇地下のマグマだまりは巨大噴火直前の状態ではなく、今後も現在の後カルデラ火山噴火ステージが継続するものと判断されることから、伊方発電所の運用期間中に阿蘇で巨大噴火が起こる可能性は十分小さいと評価されているということをお聞きしています。

次に、22ページをごらんください。

立地評価に続きまして、例えば伊方発電所の火山灰などの影響はどうなんですかということの評価もお聞きしています。この火山ガイドの中で、立地評価において影響がないと評価された場合は、次に原子力発電所の安全性に影響を与える可能性のある火山灰などの火山事象の影響評価を行うこととされています。

次、23ページをごらんください。

まず、火山灰の評価については、160キロより遠い火山による広域火山灰の評価をしています。宇和盆地というところでボーリング調査をした結果、厚さ5センチを超える降下火山灰はいずれも九州のカルデラ火山を起源とする広域火山灰であることを確認されています。それで、現在の九州のカルデラ火山のマグマだまりはいずれも巨大噴火直前の状態ではないため、原子力発電所の運用期間中にカルデラ噴火を起こす可能性は十分低く、地理的領域外の火山の破局的噴火による広域火山灰が敷地に影響を及ぼす可能性は十分小さいと評価されているということになります。

24ページをごらんください。

今度は、160キロより近い、160キロ以内の火山による降下火山灰の評価になります。先ほど申し上げましたように、立地評価で抽出されました7つの検討対象火山の火山灰の評価をしています。

1段落目の内容なんですが、九重第一軽石が高知県の宿毛市で火山灰の報告があるなど、その影響が一番大きいと考えられています。これは2段落目に書いていますけれど、伊方発電所敷地周辺における地質調査の結果、敷地付近における降下の厚さはほぼゼロセンチであったという評価がされています。一方、阿蘇については、草千里ヶ浜軽石があるんですが、これは四国における報告はなかったと、見られておりませんという報告がございます。残りの5つの火山については、下にもありますように、過去の降灰の状況や噴火の可能性などから影響はないと、5つについても評価されているものです。

25ページをごらんください。

先ほどの7つの中で影響が考えられる九重第一軽石による降下火山灰については、シミュレーションを実施して、噴出量とか風向、風速について厳しい条件に設定してシミュレーションを実施し、敷地における火山灰の厚さを最大14センチと評価しています。これを

踏まえて、伊方発電所の設計で考慮する火山灰の厚さは15センチとされています。この15センチの降下火山灰に対して、重要な建物が火山灰による荷重に対して構造上問題がないことを確認しているほか、ポンプの狭隘部分について閉塞しないよう対策をとっていることなどから、安全上問題はないと評価されています。

次に、25ページ下のほうをごらんください。

火山灰以外の火山事象、火山性土石流、火山泥流及び洪水、火山から発生する飛来物、噴石ですね、それから火山ガス、大気現象、空振です、熱水系及び地下水の異常などの5つの火山事象についても評価が行われて、次の26ページをごらんください。いずれも敷地から離れていることなどから、伊方発電所に影響を及ぼす可能性はないと評価がされているものです。

最後になりますが、27ページをごらんください。

現在、伊方発電所3号機はとまっている状況なのですが、運転期間中の電力供給についても質問をしたところですが、電力供給に支障はないのですかということなのですが、この冬は非常に厳しい冬だったんですが、そもそも3号機の定期検査でとめることを予定していましたので、あらかじめ必要な供給力確保に努めていたことから、当面の需給状況については、安定供給に必要な最低限の予備率3%を何とか維持できる状況という回答をいただいています。

それから、3段落目を見ていただきますと、夏季まで停止が続いた場合の対応については今後検討していくこととなりますが、今冬同様、あらゆる追加供給対策を講じることで安定供給の確保に最大限努めていきたいという回答をいただいています。

それから、その下にございますが、伊方3号機の再稼働の必要性ということで、伊方3号機の停止に伴う代替としては火力発電所に依存することになります。この火力発電所は老朽火力が多く、高稼働が続けばトラブル発生リスクを高めることも懸念されると。一番最後の段落を見ていただきますと、老朽火力が多く、いつトラブルがあってもおかしくない状況を踏まえれば、伊方3号機の安定運転によって火力発電の設備の点検を計画的に実施できるようになることで四国エリアの電力供給の安定化を図ることができるものと考えていますという回答をいただいているところであります。

以上で報告を終わります。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 今御報告いただいたのは、原子力規制委員会に提出をしたものですよね。この間、昨年12月13日に広島高裁で判決が出ています。稼働の差し止めということになりました。そのときに議論になった資料が今御説明いただいた資料なんではないかと思うんですけど、それ以降のものをきょう御説明された、いつの段階のものを御説明していただいたんですか。

◎山下新エネルギー推進課長 前回、この間の勉強会では、原子力規制委員会の中で四国電力が説明した資料に基づいて、当時の資料に基づいてその説明をお聞きしたという形なので、当時、現在原子力規制委員会で認められた内容の資料の説明という形になります。

◎塚地委員 今回広島高裁で争われたのはこの問題が争われて、これをこうやって御説明するんやったら、広島高裁判決もちゃんと説明するのが妥当な説明のあり方じゃないかと私は思うんですよ。裁判所がこれに基づいて判断した結果、差しとめということを出しているわけなので、そこはきょうのこの御説明はちょっと私は納得がいかないですし、先ほど、とまっちゃったら大変なことになるよという四国電力の御説明もありましたけれど、それは一貫して四国電力が言っている説明内容で、それに対案はいろいろ、電力の融通の関係とかということはいくらでも言ってきたことなので、今この勉強会の中身を述べられましたけれど、これ結局判決で否定されて、その後の四国電力の対応はこれから四国電力も裁判の中で明らかにするという、出すんだったらむしろそちらを出さんといかん話なんじゃないですかね。

◎山下新エネルギー推進課長 委員の言われるように、まさに今これ四国電力が異議審を唱えて、これからまだ係争中の案件ということで、確定したものではないということなので、県としてもその裁判の内容を決定したものについてのコメントをすることもできませんし、四電からもそれは今御説明できないと聞いておるので、それはいたし方ないものと考えています。

◎塚地委員 ということは、裁判のことを考えたときに、判決がそのように差しとめで出ている状況なんですから、今この説明をされても、私は何か本当に四国電力が言っていることを裁判で決着ついているのに県がわざわざ説明したという、ちょっと納得のいかない話だということは意見として言っておきたいです。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

次に、新たな管理型最終処分場候補地選定委員会による候補地の選定過程等について、環境対策課の説明を求めます。

◎萩野環境対策課長 環境対策課です。

お手元の商工農林水産委員会資料（報告事項）赤色のインデックス環境対策課の28ページをごらんください。

新たな管理型最終処分場候補地選定委員会による候補地の選定過程等についてです。

県内唯一の管理型最終処分場でありますエコサイクルセンターの埋め立てが計画の約2倍のペースで進んでいるということから、昨年6月、新たな施設を建設する候補地を選定するため、有識者等による委員会が設置されまして、検討を進めてまいりました。第1回から第5回までの審議の概要については、これまで本委員会において御報告してきているところではございますが、先月1日に開催されました第6回委員会におきまして3カ所の

最終候補地が選定されましたことから、本日は、第1回から第5回までの選定過程の概要を御説明した上で、第6回委員会の審議の内容及び3カ所の最終候補地公表後の対応について御説明をします。

◎梶原委員長 課長、概要は概要で説明していただいてもよろしいですが、それぞれもう委員会で既にしていますので、その辺も踏まえて、簡潔にお願いします。

◎萩野環境対策課長 1回目は、平成28年度に有識者による検討委員会により取りまとめでいただいた上で策定した、高知県における今後の最終処分場のあり方に関する基本構想について御説明するとともに、候補地選定に当たっての基本的な考え方を確認していただきました。次に、約71万ヘクタールある県土の中から候補地選定の対象となる選定エリアを設定するための条件、右のほうに移っていただきまして、新たな施設の整備に必要な埋立容量や敷地面積、あわせて公募を実施するという事も決定をしていただきました。

次に、第2回委員会におきましては、下側にあります図の赤い太い線で囲まれた白い部分の候補地選定の対象とする約10万3,000ヘクタールの選定エリアを決定していただきました。

29ページをお願いします。

あわせまして、1次スクリーニングの項目と1次調査対象地の抽出方法を決定していただきました。

第3回委員会では、4カ所の土地の応募があったこと、これを事務局のほうから御報告した上で、今後、応募の要件を満たしていることを確認し、さらに1次調査対象地の抽出要件を満たすことを確認できた箇所は1次調査対象地と同様の評価を行うと決定をされました。次に、選定エリアの中から1次スクリーニング項目に適合する箇所を図面等により確認していただきまして、谷地形の101カ所と、平たん地の抽出要件を緩和した上でその条件を満たす平たん地3カ所、合計104カ所が抽出されました。

なお、これらの審議は、公開する土地の先行買収の動きや、土地の所有者、地域の方々に心配や御不安を与えることなどが懸念されるため、委員会の決定により非公開で行われ、第4回以降の候補地の絞り込みの過程も同様となっています。

右側に移っていただきまして、そのほかに2次スクリーニングの評価項目と評価基準が右上の表のとおり決定されましたほか、第1次調査対象地が104カ所となりましたことから、絞り込みを行うにはさらに3回のスクリーニングが必要と判断されまして、委員会の回数を1回追加するという事も決定されました。

第4回委員会では、応募の4カ所とも応募要件を満たしていることが確認されまして、次に30ページをお願いします、その4カ所について1次スクリーニング項目による評価を実施しましたところ、1カ所が要件を満たしていることが確認できましたため、その箇所

を1次調査対象地に加え、合計105カ所について2次スクリーニングを行いました。

まず、一部でも該当すれば除外するとして項目について確認したところ、常時水流のある谷の項目のみ33カ所が確認されました。そのほか、区域内の道路によって5.5ヘクタール以上の一団の土地を確保することが困難となる箇所と、既に公共事業の残土処分場として利用されている箇所が確認されましたため、この2カ所も除外することとなり、これら35カ所を除いた70カ所から2次調査対象地を選定することとなりました。

右側に移っていただきまして、次にこの70カ所に対して、対象地の一部が該当することにより△となっている項目について、その該当部分を除く残りの区域のみで5.5ヘクタール以上確保できるか等を項目ごとに分析し、非該当の区域のみで5.5ヘクタール以上ある場合は○と同等、未満の場合は×と同等と評価することとされました。また、地域森林計画対象民有林については、70カ所全てが該当し、その区域を除いて5.5ヘクタール確保できることはありませんでしたが、森林において開発許可を受けて事業を実施することは当然のことであるということから、この項目は評価の判断からは除くこととされました。

以上によりまして、地域森林計画対象民有林を除きます13項目について再整理をしますと、エの①の表にありますように27カ所全てが○となりました。この27カ所は2次調査対象地と選定することが妥当と判断されましたが、その下の○が12個、×が1カ所の36カ所について、2次調査対象地として選定できる箇所がないか検討するため、×の項目について確認をしました。36カ所の×の項目を見ますと、右の②の表にありますように、重要文化的景観に係る11カ所については、該当する市町村の条例により工事の制限が設けられており、設計施工に相当の制約が想定されること、また崩壊土砂流出危険地区に係る25カ所については、委員会は防災の観点に重きを置いていることから、いずれもそのような場所に処分場を整備することは望ましくないと判断されましたので、これらの36カ所は対象とせず、2次調査対象地として9市町村27カ所が決定されました。

31ページをお願いします。

次の絞り込みの項目として、地形判読などの自然的条件や、建物、学校、病院などの立地状況を初めとする社会的条件について確認することとし、項目ごとの評価基準が決定されました。

第5回委員会では、第4回における委員からの意見などを踏まえ、まず評価項目の内容を一部変更いたしまして、右側に移っていただきまして、こうして一部変更された項目により評価をいたしまして、○、△、×の順に集計しますと、イの表のとおりとなりました。次に、地形判読により大規模な土砂移動の痕跡が確認された9カ所を除外することとしまして、先ほどのイの集計表を整理し直して、その下のウの表のとおりとなりました。

表の黄色で塗っています上位11カ所について、△、×評価の項目の具体的な内容を確認した結果、希少野生動物が△評価の2カ所と文化財が×評価の1カ所は除外することとさ

れましたが、そのほかの△、×評価については、対象地と対象物の間の状況により直接的な影響は考えられないと判断されましたので、これらの3カ所を除きました8カ所をまず3次調査対象地に選定することが決定されました。

32ページをお願いします。

次に、残っています白色の7カ所についても個別に評価を行いまして、3カ所が直接的な影響は小さい、あるいは考えにくいと判断されましたため、この3カ所を対象に加えることとしまして、4市町の11カ所が3次調査対象地となりました。さらに、次の絞り込みの項目として、現地踏査や航空レーザー計測による地形判読などを行い、それら进行评估して、複数の最終候補地を選定することが決定されたところです。

第6回委員会におきましては、まず現地踏査によりまして、地形、地質や土地利用の状況など5つの観点によりまして、公道など立ち入り可能な範囲から調査した結果を、事務局が撮影しました写真などを見させていただきながら詳細に御報告し、委員会においてそれらの内容を評価した結果、施設整備に特に課題がないと考えられる箇所が1カ所、既存道路の拡幅が必要であるものの、住家に挟まれている箇所もあり、困難ではあるが、進入道路の新設が可能などの理由により、課題はあるが整備可能と考えられる箇所が3カ所、標高が高いことから冬季における積雪、凍結による運搬車両等の通行に支障を来すおそれが大きいなどの理由により、課題が多いまたは大きな課題があると考えられる箇所が7カ所と評価されました。

その次に、航空レーザー計測による地形の判読を行い、評価が行われました。ここでは△を2種類に区分し、明瞭な地すべり地形等が下流側に認められる場合は△、中流、上流側に認められる場合は影響を与える可能性が高いとして▲とすることや、大規模かつ明瞭な地すべり地形等が認められる場合は多大な影響を与える可能性があるとして×と評価することとされました。評価は、調査対象地と進入道路対象地として個別に行った上で、それらの結果を総合的に評価したところ、○が3カ所、△が2カ所などということになりました。

次に、この調査対象地内に施設をどのように配置して整備ができるか、概略の施設計画を作成するとともに、この計画に基づき概算による施設建設費と維持管理費を算定しました。その概要は、下にお示ししているとおりです。

33ページをお願いします。

そのほかにも、収集した土地に関する調査結果といたしまして、登記簿情報を参考までにお示しをしています。

次に、現地踏査結果と地形判読の評価内容を箇所ごとに総合評価いたしました。その結果、須崎市神田は、進入路の新設が必要である以外は施設の整備に特段の課題はないものと考えられるとされたこと、香南市香我美町上分は、対象地内の尾根付近にミカンが栽培

されているのが確認されましたが、これを避けた新たな施設の整備が可能であり、施設の整備に特段の課題はないものと考えられるとされたこと、佐川町加茂は、施設の整備に特段の課題はないものと考えられるとされましたが、これら以外の箇所はそれぞれ新たな施設の整備には適さないものと考えられるとされましたことから、この3カ所が新たな施設の整備に適した箇所であると考えられるとされました。

次に、この3カ所の概略施設計画案、概算事業費、維持管理費などについて確認し、特段の課題はないと評価されましたので、この3カ所が最終候補地として決定されたところ
です。

次に、最終候補地の公表です。

この結果については、委員会当日の19時から記者会見を行い、公表いたしました。その際には、それまでの委員会での審議が客観的、科学的で透明性のあるプロセスにより行われたことをお示しできるように、第1回から第6回までの委員会で使用しました資料を、非公開の審議で使用したものもごく一部を除き全て公開といたしました。

次に、3市町の首長への説明です。

最終候補地となった2市1町には、翌週の7日にそれぞれ首長を訪問させていただき、当該地区が最終候補地となった選定の過程を御説明させていただくとともに、地元住民や地権者の皆様に対する説明会の開催への御協力をお願いさせていただきました。

右に移っていただきまして、3市町議会への説明です。

先月19日に佐川町議会、22日に香南市議会、今月7日に須崎市議会の議員の皆様に対しまして、それぞれ最終候補地の選定過程、管理型最終処分場の構造や候補地選定についての今後の進め方などについて御説明をさせていただきました。議員の皆様からは、発煙事象への対応、跡地利用の方法、地震災害への対応、住民合意の図り方、3カ所の候補地の優先順位などの意見がございました。

次に、住民説明会です。

先月26日の19時から香南市香我美町山南地区、今月7日の15時半と19時から須崎市神田地区においてそれぞれ住民説明会を開催いたしまして、候補地選定の過程や新たな最終処分場の必要性、安全性などについて御説明させていただきました。参加されておりました住民の方々からは、施設自体の必要性や安全性に理解を示す意見は出たものの、地域住民にとっては降って湧いたような話で納得できない、農産物への風評被害の懸念、工事中の大型車両の増加が心配、地域としては反対であるなどといった意見が出されました。

なお、佐川町の住民の皆様に対する説明会は、地元と調整の上、4月1日の日曜日に開催する予定としています。

最後に、今後の取り組みです。

県といたしましては、引き続き、各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様

に丁寧に御説明をさせていただき、不安な点や疑問に思う点などに対して耳を傾け、一つ一つ誠意を持ってお答えしますとともに、施設の安全性について理解を深めていただくため、エコサイクルセンターに御案内し、施設の構造や設備をごらんいただくよう呼びかけていきたいと考えています。また、地権者の御了解をいただいて詳細な現地調査を行い、3カ所の候補地の中で科学的に最適な場所はどこなのかという視点での検討を行いながら、住民の皆様を初めとする関係者の方々に寄り添いながら、最終処分場の整備について御理解をいただけますようしっかりと取り組んでまいります。最終的には、現地調査の結果や各候補地の所在する自治体の首長、議会、住民の皆様の受けとめなどを総合的に検討いたしまして、県議会の御意見を踏まえまして建設予定地を1カ所に絞り込みたいと考えています。

以上で、環境対策課からの報告事項を終わります。

◎梶原委員長 先ほど申し上げましたように関連予算も提出されていますので、それも含めて質疑を行います。

◎中内委員 この処分場は、大変御無理が行くものと深く感謝をしております。私も、波介川という川がついたときには随分と苦労しました。そういう会合へ出向く人はうるさいと私は思っております。いい面もあれば悪い面もある、また泣きたいところもあると思えますけど、そういうことを乗り越えていく強い心を持って頑張っていただきたいというようにお願いします。

◎土森委員 これね、大変な、今から住民説明会が一番大事だと思いますよ。読ませてもらいましたけれど、なかなか厳しい意見が出ていますね。このときには、まだ振興策の話はしていないでしょう。

◎萩野環境対策課長 住民説明会の中では、ここに書いていますようにいろいろと厳しい御意見もいただきましたけれども、振興策の話は余り具体的には出てきていなかったと記憶しています。それよりも手前の話が強かったように記憶しています。

◎土森委員 私も前にも話したけれども、日高のときには最初から最後までずっと知ってましてね。大変な問題になって、場所も二転三転する、予算も削られていく、首長が変わる、地域を二分しましたね。あのときと今回のときと比べたら、たくさんの候補地を科学的に探して、6回も委員会開いて、いよいよ3カ所に絞ってきたという、そういうことなんですね。ですから、当時の日高と比べてみると、手が入っている部分はあります。今からどうしてもやらないかん施設ですから、絞り込んでいくときに丁寧な上にも丁寧な説明をする、それと科学的な調査ということはもう抜きになってくるわけ、詰めてきたらね。今もお話があったように、人間の感情がありましてね。心の中では協力したいと、しかし待てよと、周囲がみんな問題にしゅうに、というふうに賛成の人の声がだんだん低くなってくるんですね。そういうことも考慮しながら丁寧に丁寧に説明していくということ

が大事だと思いますがね。最終的には地域振興策ですよ。日高がいい例で、立派な施設になっていますから、当時のような心配事は薄れていると思いますけれど、その辺、施設の安全性と、それをつくることによって地域の振興策はどういうものが来るのか、これは期待の部分なんですよね。どっちにしても迷惑施設と見られますからね。厳しい状態を乗り越えていかないかん部分はあると思いますんで、厳しくなってくるのは今からでしょう、ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎梶原委員長 私からもお聞かせをいただきたいと思いますが、それぞれ首長に説明されて、その後、議会また住民の皆様には調整が付き次第説明されるということはお聞きもしました。また本会議でもあったと思いますが、佐川町だけ、4月1日とまだまだ先なんですけど、これだけの時間を要する何か理由があるのかということと、香南市、須崎市はそれぞれ対象地区の公民館、防災コミュニティーセンターでやっているのに佐川町は総合文化センターといって、町民が広く参加をする形になっている件も踏まえて、何か理由があるのかどうか、その点についてはどうでしょうか。

◎萩野環境対策課長 御指摘のように、佐川町は、地元と調整をしていく中で日程的に3月はちょっと厳しいということで、役員の交代の時期なんかもあるかと思いますが、そういうことで最速一番早い4月1日ということをお願いをした次第です。ちょうどその日は、地元の地区の施設が利用できないということになりましたものですから、町の総合文化センターのほうを利用させていただくと、そのかわり仮になかなかそこまで行きにくいという人がございましたらと思ひまして、移動用のバスなんかも準備して、何とか御不便かけないようにして説明会開催させていただきたいなと今考えているところです。

◎梶原委員長 文化センターの会場はどうなんですかね、いわばそれぞれ対象地域ということでそれぞれの地域の方が参加しているんですけど、総合文化センターのような大きなところであればその地域外からも、例えば賛成とか反対の意思を持ってかなり大きな声で言われる方が来ないとも言えないんですが、その点はどうでしょうか。

◎萩野環境対策課長 今回は個別に、御案内としては加茂地区の方を対象に御案内の文書を、昨日、一昨日ですか、役場のほうに届けさせていただきましたので、間もなく配付していただけるものと思っています。住民説明会の折は、特別、地区を限定して、この地区の方でないと思ってもらっては困るとかは考えてございませんので、もし万が一地区外の方が来られても、そこは一緒にお聞きいただいてもと思っています。

◎梶原委員長 理由はわかりました。

あわせて、今回のコンサルへの現地の詳細な状況の調査、委託ですよ、これは今年度の委託料は730万円余りで、どれぐらいの期間を想定されていますか。

◎萩野環境対策課長 30年度の調査ということで、これまで地形図上の調査、あるいは現

地踏査といいましても限られた場所までしか入っていきませんでしたので、今回、場所を公表したことによりまして、地権者の方にも御了解いただいた上ではございますけれども、現地に直接入って行って地形の表面的なものとかも観察することができるようになるわけですし、また場合によっては水の流れなんかも必要があれば調査していく必要もあるのかなと思っています。そうしたことに必要な予算ということで今回計上をさせていただきました。予算を可決いただけましたら、なるべく早く執行できるようにして、早速調査に取りかかっていきたいと思っています。いずれにしても地権者の方の同意をいただかないと調査もかかれないということがございますので、並行しまして地権者の方への候補地選定の経過と、あるいは今回の地権者の方に調査をお願いさせていただくことについてのお願いをあわせてやっていきたいと思っています。

◎梶原委員長 それも踏まえて調査を行って、ただ、この予定位置を一応1カ所に絞り込むということに至っては、今後の取り組みにおいて、自治体の首長、議会、住民の皆様の受けとめなども総合的に検討し、さらにはその後の県議会の意見も踏まえてということになります。この基本構想が出たときもそうですが、最終的には地元合意を得て県が最終決定ということになります。その地元合意はどこまでなんですか。首長なのか、議会なのか、住民も、その3者全てをもって合意とするのか、その辺が余り今までの御説明の中でもはっきり、まだなかなか難しい点もあると思いますけれど、自分たちも地元でいろいろ聞かれたときに答えにくい面があるんで、その辺の県の方向性を。今後は、実際スケジュール感は決まってくるわけですから、何をもって地元合意というのか、今の見解を。

◎萩野環境対策課長 この地元合意、どこまでがあれば地元合意なのか、じゃあ具体的に地元といえばどこなのかというところは説明会でもよく質問なんかもあるところですけども、具体的にどこまでの範囲かということと言われますと、なかなか線引きすることは難しい部分があるかと思っています。一番直近の部分の御意見はやはり非常に尊重しないといけないと思っています。それと、これもどこまで、どういうことをもって合意なのかもございまして、これもなかなか今、明快なものはまだ持ち合わせていません。こうした地域の皆様あるいは地元の議会、それから首長の方々との話し合いを進めていく中で、どの範囲、どこまで行ったら地元合意なのかというところはこれからお話をしていく中で出てくるのかなとは思っていますけれども、今明快にどこまでが地元合意というのはなかなか説明しにくい部分ではございます。

◎梶原委員長 最終的には地元合意を得て県が決定をするという、その最終合意に至る前に、最終候補地を決める前に、ここへ示されているのは地元の首長、議会、住民の受けとめを総合的に検討する。そこである一定県としての方向性が必要になってくるんで、今現状でなかなか県としてこうだというのは難しいかもわかりませんが、今後進めるに当たってそういうことも地域のほうからも問われることをしっかり認識していただきたいと思

ます。

◎塚地委員 私も地元合意がなかなか、どういう段階でどの判断かは難しいんだと思うんです。日高をつくったときは初めての施設ということもありましたし、いろいろ不明確な状況、どう表現したらいいですかね、開発によって何かの利益、利権があるのではないかなというような雰囲気、何というか風評というか、そういうもんが結構影響していた部分もあって、そういう部分がクリーンに見えるということが地域的にはすごい大事だと思うんですよ。この3カ所においても、地域住民の皆さんから見たときに、開発絡みで何かあるんじゃないかとかみたいなことのうわさが立たないのがすごく大事なことじゃないかなと思うんで、そこらあたりはぜひ注意をしていろんな取り組みを進めていただきたいと思います。必要な施設なんで、地域住民の皆さんに丁寧な説明で納得していただくということ以外には手だてはないと思うんで、ぜひその部分は頑張ってくださいと思うんですけれど。

それで、地権者の方への、ある意味地権者を無視してここという、無視してという言い方は悪いんですけど、今のところ選定しているわけじゃないですか。その部分の地権者の皆さんの思いに具体的に入っていくのは、どの段階から地権者との直接のお話をされるようになるんですか。もう既に始めていらっしゃるんですか。

◎萩野環境対策課長 現在のところ、先月2月26日にまず住民説明会を皮切りに行いまして、佐川町が4月ですけれども、住民の皆様への説明会が終わってから、地権者の用地交渉じゃなくて、まずはその調査をするために、土地を持っている地権者の方に入らせてくださいとお願いする、説明をする、そこからだと考えています。

◎塚地委員 ということは、絞ってから地権者のところに行くということなんですか。1カ所に絞ってから行くということ。じゃなくて。

◎萩野環境対策課長 違います。あくまでも3カ所それぞれに現地調査をさせていただきたいと思っていますので、3カ所の今回選定した地区の地権者の方には現地調査の御了解のお願いをさせていただきたいということで初めて接触したいと思っています。

◎塚地委員 地権者の皆さんの合意が本当に基本中の基本に最終的にはなりますんで、そこは行き違いがないようにしておかないと大変なことになるかなというのはあって、どうしてもいろいろ人間関係もつくっていかないといけないと思いますし、ぜひ留意をして進めていただきたいと思います。

その点でいうと、これから結構大変な業務量に来年度なるんじゃないかと思うんですよ。今の体制で、皆さんが働き方改革を言われている中で、ちょっと大変なことになっちゃうのも不安に私は思っています、来年度、体制強化的なものはあるんですか。

◎萩野環境対策課長 体制の強化についてはお願いをしている状況ではございます。

◎梶原委員長 ただ、今もう当初予算で一般職給与費を出されている、その人数の増減は

今のところはないということですか。

◎萩野環境対策課長 今の部分は、それを反映したものではないと思います。

◎塚地委員 ビッグプロジェクト、ある意味、高知の産業でいうと。それが先に延びることのない、きちんとした仕事を無理なく、ぎしぎしせずにやっていかんといかんと思うんで、やっぱり体制の増強はぜひやって進めていただきたいなと思います、部長。

◎田所林業振興・環境部長 体制も強化して取り組むつもりです。

それと、委員の皆さんからいろいろと御意見いただいております、今議会の本会議でも知事の答弁もございましたけれども、これからの住民説明会について、1回やって終わりということには当然なりませんので、今までの声についてはいろいろ厳しい御意見もいただいております。我々の説明についてもまだ十分御理解いただけていないところもあるんじゃないかならうかと思っていますので、さらなる説明をしっかりとするとともに、やはり日高ができるときは初めての施設ということで、どんなもんができるんだろうということでしたけれども、今回2つ目ということで、エコサイクルセンターがございますので、実際見ていただいて、どういうものかを御理解いただいた上でまた御意見をいただければと思います。県としても、いただいております厳しい御意見にもしっかりと対応しながら説明をしていくとともに、御理解を深めていただけるよういろいろと手を尽くしていきたいと考えています。今後ともしっかりと取り組んでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

◎梶原委員長 取り組みとあわせて適宜議会のほうにも、定例会の報告事項ということだけではなしに、都度都度の報告を求めます。

質疑を終わります。

以上で林業振興・環境部を終わります。

お諮りします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、以後の日程についてはあしたの午前10時から行いますのでよろしくお願ひします。

本日の委員会はこれにて終了とします。

(17時2分閉会)